

議案第13号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	35
議案第14号	壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について	35
議案第15号	壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について	36
議案第16号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について	37
議案第17号	公有水面埋立について	38
議案第18号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）	39
議案第19号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	42
議案第20号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	43
議案第21号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	44
議案第22号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	45
議案第23号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）	46
議案第24号	令和5年度壱岐市一般会計予算	47
議案第25号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	52
議案第26号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	54
議案第27号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	55
議案第28号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算	56
議案第29号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	58
議案第30号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	59
議案第31号	令和5年度壱岐市水道事業会計予算	60
要望第1号	会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書	61
要望第2号	「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望	61

第2日（3月7日 火曜日）

議事日程表（第2号）	63
------------	----

出席議員及び説明のために出席した者	6 4
市長提出追加議案の審議（説明、採決）	
承認第 1 号 議案の撤回について	6 6
議案に対する質疑	
議案第 3 号 沓崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部改正について	6 8
議案第 4 号 沓崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	6 8
議案第 5 号 沓崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 について	7 0
議案第 6 号 沓崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	7 1
議案第 7 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について	7 2
議案第 8 号 沓崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子 ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部 改正について	7 2
議案第 9 号 沓崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について	7 2
議案第 1 0 号 沓崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について	7 4
議案第 1 1 号 沓崎市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	7 5
議案第 1 2 号 沓崎市出産祝金支給条例の一部改正について	7 6
議案第 1 3 号 沓崎市国民健康保険条例の一部改正について	7 6
議案第 1 4 号 沓崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について	7 6
議案第 1 5 号 沓崎市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について	7 6
議案第 1 7 号 公有水面埋立について	7 6
議案第 1 8 号 令和 4 年度沓崎市一般会計補正予算（第 1 2 号）	7 6
議案第 1 9 号 令和 4 年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	7 7
議案第 2 0 号 令和 4 年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1	

号)	7 7
議案第 2 1 号 令和 4 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	7 7
議案第 2 2 号 令和 4 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) ----	7 7
議案第 2 3 号 令和 4 年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第 4 号)	7 7
議案第 2 4 号 令和 5 年度壱岐市一般会計予算	7 8
議案第 2 5 号 令和 5 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	7 8
議案第 2 6 号 令和 5 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	7 8
議案第 2 7 号 令和 5 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	7 8
議案第 2 8 号 令和 5 年度壱岐市下水道事業特別会計予算	7 8
議案第 2 9 号 令和 5 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	7 8
議案第 3 0 号 令和 5 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	7 8
議案第 3 1 号 令和 5 年度壱岐市水道事業会計予算	7 8
委員会付託 (議案)	7 9
予算特別委員会の設置	7 9
要望第 1 号 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書	7 9
要望第 2 号 「第 2 期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対 する壱岐市議会基本条例第 1 3 条の規定に基づいた慎重な審議を 求める要望	7 9
委員会付託 (要望)	7 9

第 3 日 (3 月 8 日 水曜日)

議事日程表 (第 3 号)	8 1
出席議員及び説明のために出席した者	8 1
一般質問	8 2
3 番 武原由里子 議員	8 2
1 5 番 土谷 勇二 議員	9 5
9 番 赤木 貴尚 議員	1 0 5
5 番 中原 正博 議員	1 1 8

第 4 日 (3 月 9 日 木曜日)

議事日程表 (第 4 号)	1 2 7
---------------------	-------

出席議員及び説明のために出席した者	1 2 7
一般質問	1 2 8
6 番 山川 忠久 議員	1 2 8
4 番 山口 欽秀 議員	1 3 8
7 番 植村 圭司 議員	1 5 0
8 番 清水 修 議員	1 6 3

第5日（3月10日 金曜日）

議事日程表（第5号）	1 7 3
出席議員及び説明のために出席した者	1 7 3
一般質問	1 7 5
1 4 番 市山 繁 議員	1 7 5
1 番 森 俊介 議員	1 8 5

第6日（3月22日 水曜日）

議事日程表（第6号）	1 9 9
出席議員及び説明のために出席した者	2 0 1
委員長報告、委員長に対する質疑	2 0 2
議案に対する討論、採決	
議案第3号 壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	2 0 6
議案第4号 壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	2 0 6
議案第5号 壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	2 0 6
議案第6号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	2 0 6
議案第7号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	2 0 6
議案第8号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2 0 6
議案第9号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条	

例の一部改正について	206
議案第10号 沓崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について	206
議案第11号 沓崎市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	206
議案第12号 沓崎市出産祝金支給条例の一部改正について	206
議案第13号 沓崎市国民健康保険条例の一部改正について	206
議案第14号 沓崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について	206
議案第15号 沓崎市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について	206
議案第17号 公有水面埋立について	207
議案第18号 令和4年度沓崎市一般会計補正予算（第12号）	207
議案第19号 令和4年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	208
議案第20号 令和4年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1 号）	208
議案第21号 令和4年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	208
議案第22号 令和4年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	208
議案第23号 令和4年度沓崎市水道事業会計補正予算（第4号）	208
議案第24号 令和5年度沓崎市一般会計予算	209
議案第25号 令和5年度沓崎市国民健康保険事業特別会計予算	211
議案第26号 令和5年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	211
議案第27号 令和5年度沓崎市介護保険事業特別会計予算	211
議案第28号 令和5年度沓崎市下水道事業特別会計予算	212
議案第29号 令和5年度沓崎市三島航路事業特別会計予算	212
議案第30号 令和5年度沓崎市農業機械銀行特別会計予算	212
議案第31号 令和5年度沓崎市水道事業会計予算	212
要望第1号 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書	212
要望第2号 「第2期沓崎市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対 する沓崎市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を 求める要望	212

市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	2 1 3
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	2 1 3
議員提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
発議第1号 壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	2 1 4
議員派遣の件	2 1 6
市長の挨拶	2 1 6
散 会	2 1 8
資料	
議員派遣の件	2 2 1

令和5年壱岐市議会定例会3月会議を、次のとおり開催します。

令和5年2月22日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

- 1 期 日 令和5年3月2日（木）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和5年壱岐市議会定例会3月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要	
1	3月 2日	木	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○施政方針 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程	
2	3月 3日	金	休 会	○議案発言（質疑） 通告書提出期限（正午）	
3	3月 4日	土		(閉庁日)	
4	3月 5日	日			
5	3月 6日	月			
6	3月 7日	火	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）	
7	3月 8日	水		○一般質問	
8	3月 9日	木		○一般質問	
9	3月10日	金		○一般質問 ○予算発言（質疑） 通告書提出期限（正午）	
10	3月11日	土	休 会	(閉庁日)	
11	3月12日	日			
12	3月13日	月	委員会	○常任委員会	
13	3月14日	火	休 会		
14	3月15日	水	委員会	○予算特別委員会	
15	3月16日	木	休 会	(閉庁日)	
16	3月17日	金			
17	3月18日	土			
18	3月19日	日			
19	3月20日	月			(議事整理日)
20	3月21日	火			(閉庁日)
21	3月22日	水	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○追加議案審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決） ○散会	

令和5年壱岐市議会定例会3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
承認第1号	議案の撤回について	—	承認 (3/7)
議案第3号	壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第4号	壱岐市個人情報情報の保護に関する法律施行条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第5号	壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第6号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第7号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第8号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第9号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第10号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第11号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第12号	壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第13号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第14号	壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第15号	壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第16号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について	—	撤回 (3/7)
議案第17号	公有水面埋立について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第18号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第19号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第20号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)

令和5年壱岐市議会定例会3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第21号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第22号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第23号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第24号	令和5年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第25号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第26号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第27号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第28号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第29号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第30号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
議案第31号	令和5年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/22)
要望第1号	会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書	総務文教厚生常任委員会 不採択	不採択 (3/22)
要望第2号	「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望	総務文教厚生常任委員会 不採択	不採択 (3/22)
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/22)
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/22)
発議第1号	壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	省 略	原案のとおり決定 (3/22)

令和5年壱岐市議会定例会3月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止	13	13			
予算	14	14			
その他	5	4		1	
報告					
決算認定 (内前回継続)					
計	32	31		1	

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議 (条例制定) (一部改正)	1	1		
発議 (意見書)				
決議・その他				
計	1	1		
請願・陳情等 (内前回継続)	2		2	
計	2		2	

令和5年壱岐市議会定例会3月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
3月8日 (水)	1	武原由里子	こども家庭センター「いきいろ」の新設を契機とした壱岐市のこども政策の再構築について 壱岐市自治基本条例の視点を反映させた行政計画の効果検証ならびに情報公開と市民参画について 壱岐市職員のコンプライアンス（規範意識の高揚・法令遵守）徹底に向けた研修体制について	82～94
	2	土谷 勇二	新型コロナウイルス感染症について 農業振興について	95～105
	3	赤木 貴尚	令和5年度予算について	105～117
	4	中原 正博	壱岐市防災訓練について 令和5管理年度太平洋クロマグロWCPFC漁獲枠について	118～126
3月9日 (木)	5	山川 忠久	動物愛護について ヤングケアラーについて	128～138
	6	山口 欽秀	壱岐クリーンエネルギー株式会社が行った寄付金行為に対する市長、壱岐市の責任を問う 壱岐クリーンエネルギー株式会社の今後の経営のあり方について 学校給食に有機米、有機野菜の使用の取り組みを	138～150
	7	植村 圭司	精神科入院病床0への対応は 壱岐空港整備方針の早期決定を 市長希求の「エンゲージメント」とは何か	150～162
	8	清水 修	屋内でのマスク着用が個人に委ねられることについて 民間の認定こども園の開園事業が遅れていることについて スポーツ合宿等誘致に向けての展望について 壱岐市定住促進奨学資金償還補助金の創設について	163～172
3月10日 (金)	9	市山 繁	壱岐市の婚活事業について 民生委員、児童委員の活動費の増額について 芦辺町イオンの前面道路の横断歩道の設置について	175～185
	10	森 俊介	壱岐市公式ラインについて ペーパーレスについて	185～195

令和5年 壱岐市議会定例会 3月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和5年3月2日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	14番 市山 繁 15番 土谷 勇二
日程第2	審議期間の決定	21日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	施政方針	市長 説明
日程第5	議案第3号	壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
		市民部長 説明
日程第6	議案第4号	壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
		総務部長 説明
日程第7	議案第5号	壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
		総務部長 説明
日程第8	議案第6号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
		総務部長 説明
日程第9	議案第7号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
		市民部長 説明
日程第10	議案第8号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
		市民部長 説明
日程第11	議案第9号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
		市民部長 説明
日程第12	議案第10号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
		市民部長 説明
日程第13	議案第11号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
		市民部長 説明
日程第14	議案第12号	壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について
		市民部長 説明
日程第15	議案第13号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について
		保健環境部長 説明
日程第16	議案第14号	壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について
		建設部長 説明

日程第17	議案第15号	壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第18	議案第16号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について	市民部長 説明
日程第19	議案第17号	公有水面埋立について	農林水産部長 説明
日程第20	議案第18号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）	財政課長 説明
日程第21	議案第19号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	保健環境部長 説明
日程第22	議案第20号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第23	議案第21号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長 説明
日程第24	議案第22号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第25	議案第23号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第26	議案第24号	令和5年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第27	議案第25号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第28	議案第26号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第29	議案第27号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第30	議案第28号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第31	議案第29号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第32	議案第30号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第33	議案第31号	令和5年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明
日程第34	要望第1号	会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書	
日程第35	要望第2号	「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望	

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員（15名）

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和5年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番、市山繁議員、15番、土谷勇二議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

3月会議の審議期間は、本日から3月22日までの21日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は、本日から3月22日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 施政方針

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。施政方針を申し上げます。

本日ここに、令和5年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、令和5年度当初予算案、市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、去る2月9日、壱岐市立郷ノ浦中学校軟式野球部が、令和4年度長崎県スポーツ教育長顕彰のスポーツ奨励顕彰を受賞いたしました。郷ノ浦中学校野球部は、第19回九州中学生選抜軟式野球大会での優勝など、好成績が高く評価されたものであります。

さて、令和2年3月14日、本市において新型コロナウイルス感染者が初めて確認されてから

3年が経過しようとしております。政府においては、新型コロナの感染症法上の位置づけを、5月8日に季節性インフルエンザ等と同じ5類に移行することを見据え、屋内では原則として推奨していたマスクの着用を3月13日から個人の判断に委ねることとされました。しかしながら、皆様御承知のとおり、感染のリスクがゼロになったわけではなく、これから春休みや年度末、年度初めを迎え、人と人との交流がより活発となることで感染の再拡大も懸念されますので、特に御高齢の方や重症化リスクの高い方は、感染から自身を守るための基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、**少子化対策**について申し上げます。

国においては、次元の異なった少子化対策を表明しておりますが、去る2月28日、厚生労働省が人口動態統計速報を公表し、令和4年の出生数は79万9,728人で、1899年の統計開始以来、初めて80万人を下回りました。これは、国立社会保障・人口問題研究所の将来予測よりも11年早く少子化が進んでいることとなります。本市においても、平成28年215人であった出生数が、令和3年145人、令和4年は107人と激減しており、少子化対策は喫緊の課題であります。

具体的には基本目標の中で述べますが、結婚、妊娠、出産、子育て、保育、医療、給食費等に相応の支援をし、危機感を持って少子化対策に取り組みます。

SDGsについては、本市に暮らす皆様が豊かで自分らしい暮らしが実現できる持続可能な社会の実現を目指して積極的に推進しておりますが、人口減少・超高齢化が進行し、急激に社会情勢が変化する中で、未来に向けた希望を抱きにくい状況になっております。本市では、これまで築いてきた「対話型のまちづくり」をさらに強化していくことで社会の変化に適応しながら、住み続けたい地域を自らの手で創造していく市民皆様の挑戦をサポートする共創の仕組みを確立し、市民皆様一人一人が抱える「個人の課題」の延長としての「社会の課題」を設定し、誰もがまちづくりに参加できる仕組みを構築してまいります。

次に、本市と日本郵便株式会社の包括連携協定及び3月1日に締結したエンゲージメントパートナー協定に基づき、日本郵便株式会社と慶應義塾大学SFC研究所が連携して取り組む日本郵便社会イノベーションのプロジェクトメンバーである社員1名を地域活性化起業人として受け入れます。日本郵便社会イノベーションプロジェクトは、現場での実践的な研究活動を通じ、社会課題の解決を実現できる人材を育成する新たな仕組みであり、本市の研究活動が、日本郵便が目指す地方創生の実現に寄与することを期待いたしております。

次に、本年度の**吉岐市長特別表彰**について、去る2月24日に、個人9名及び1団体を表彰いたしました。

第47回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールの郷ノ浦中学校1年、下村翔渉さん、

第38回防火ポスターコンクールの石田中学校2年、田町日渚さん、JOCジュニアオリンピックカップ陸上競技大会の郷ノ浦中学校3年、長岡美桜さん、第18回都道府県対抗全日本中学生女子ソフトボール大会の勝本中学校3年、今田希美さん、同じく勝本中学校3年、篠崎柚陽さん、第44回全国中学校軟式野球大会の勝本中学校野球部の皆さん、第75回全国高等学校陸上競技対抗選手権大会の壱岐高校2年、竹下紘夢さん、第34回全国健康福祉祭神奈川大会ねりんピックかながわ2022陸上競技の勝本町、松山サチ子さん、同じく卓球競技の郷ノ浦町、古田早苗さん、並びに郷ノ浦町、日保光子さんを表彰いたしました。本年度は幅広い世代において、目を見張る御活躍に心から感銘を受けたところであります。

受賞された皆様に心からお慶び申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を期待いたします。

それでは、第3次壱岐市総合計画の基本目標に沿って申し上げます。

基本目標1、希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできるについて。

農業については、水稻、肉用牛を主体に、施設園芸、葉たばこ、露地野菜、花き類の産地化に取り組んでおりますが、地域の担い手への利用集積を進め、集落営農により農業の維持・発展を図ることといたしております。

担い手対策については、地域の中心体となる経営体として、現在、認定農業者289経営体、法人経営体50経営体、集落営農法人30組織となっております。令和3年度に効率的な農地利用を目的に策定した「人・農地プラン」を基に、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和5年から6年度で作成することといたしております。その実現に向けて、地域農業の担い手となる新規就農者や認定農業者、集落営農組織など多様な担い手の確保に努め、農地の利用集積や農業経営の規模拡大などに適応したスマート農業を取り入れ、引き続き経営安定に向けた取組を行ってまいります。

施設園芸については、複合部門の重要な作物である野菜、花き、果樹等は、高生産性・高収益が期待できる作物であり、特にアスパラガスについては、16年連続県下トップの成績を維持しております。

畜産振興については、優良系統牛への更新と増頭に対する支援を継続し、肥育素牛の導入の支援を行ってまいります。

2月に開催された子牛せり市では、平均価格が12月子牛市より5万3,000円安の60万5,000円と、厳しい中でも60万円台を維持することができました。

また、本年1月末現在における繁殖牛飼育農家数は574戸で、前年度末比17戸減少したものの、飼養頭数は17頭増の6,061頭となっております。

ウクライナ情勢による資材、飼料価格等の高騰により、農業経営が厳しくなっていることから、

農業生産価格の高騰対策の支援を引き続き行ってまいります。

土地基盤整備事業については、令和3年度から木田地区において区画整備工事に着工しており、区画整理を契機として、経営体の体質強化、農地の集約集団化の拡大、省力化で低コスト営農の確立を図り、高収益作物への転換と水田のフル活用による所得向上を目指してまいります。

次に、**水産業の振興**については、令和4年4月から令和5年1月までの市全体の漁獲量、漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は1,685トン、12.1%の減、漁獲高は19億9,000万円の22.1%増と、漁獲量は減少しておりますが、漁獲高は増加しております。これは、春先から夏場にかけてケンサキイカ漁が好調であったことが主な要因であります。年末年始におけるブリ、イカ類の漁獲の低調、新型コロナウイルス感染症の影響による全体的な魚価の下落等に加え、資源の減少、漁場環境の悪化等による不漁、生産コストの高止まり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、漁業者及び漁協の経営は依然として厳しい状況が続いております。

このような中、漁業用燃油については単価が高騰し、漁業者の経営を圧迫していることから、漁業者の経営維持及び本市水産業の維持・存続を目的として、燃油1リットル当たり10円の補助を継続するとともに、漁業用資材等の物価高騰対策として、発泡スチロール箱と氷に対して支援することとし、所要の予算を計上しております。

水産業の振興を図るため、市単独事業としては、本市水産業の重点課題と捉えている磯焼け対策をさらに強化するため、引き続き磯根資源回復促進事業を実施するとともに、壱岐市磯焼け対策協議会を中心に積極的な取組を進めてまいります。

また、離島輸送コスト支援事業、離島漁業再生支援交付金をはじめとする国・県の事業について、今後もこれらの制度を積極的に活用いただき、漁業・漁村の活性化につなげていただくことを期待しております。

次に、市営漁港整備については、漁港施設機能の充実及び利便性の向上を図るため、初山漁港初瀬地区の防風柵設置のための突堤及び岸壁取付整備に係る費用並びに久喜漁港臨港道路の機能保全対策工事に係る予算を計上いたしております。

郷ノ浦港整備については、県において進められている浮き桟橋等整備が令和6年度末に完成予定となっており、同時期にターミナル、駐車場等の再編整備を完了し、供用開始を図るため、ターミナルビル整備設計、駐車場等整備測量設計及び駐車場等整備工事に係る予算を計上しております。

勝本港整備については、県において黒瀬地区物揚場等整備が進められ、物揚場背後に埋立土搬入が可能となったことから、埋立工事に係る予算を計上いたしております。

芦辺漁港整備については、県において進められている浮き桟橋等整備が令和5年度末に完成予定となっており、同時期にターミナル、駐車場等の再編整備を完了し、供用開始を図るため、

ターミナルビル改修工事及びターミナル周辺整備工事に係る予算を計上いたしております。

次に、商工業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃油高騰の影響により、あらゆる物資が値上がりし、非常に厳しい状況にあります。そのような中、ウィズコロナとして飲食需要の回復及び物価高騰に対する市民生活の一助となるよう、昨年12月には物価高騰対策プレミアム付き商品券を発行し、2月には第3回となるキャッシュレス消費喚起対策事業を実施いたしました。商品券事業については、累計販売数5万9,010セット、販売率98.35%、約2億3,600万円の経済効果が見込めたものと考えております。キャッシュレス消費喚起対策事業については、速報値で、ポイント付与額が対前年比146%と前回を大きく上回る見込みとなっております。

次に、本市の優れた食材を大都市圏へ販売する壱岐市ふるさと商社について、新型コロナウイルスの感染拡大により、業績は大変厳しい状況でありましたが、本年度はコロナ禍前の売上げを上回る予測であります。上向きの要因といたしましては、都市部の飲食店からの需要の回復並びにコロナ禍においても可能な範囲で営業活動を続けてきた成果であると捉えております。

本年4月からは、令和4年度に引き続き、本市の観光・物産プロモーションを東京、大阪、福岡で開催することといたしており、各壱岐の会をはじめ関係皆様の御協力を賜りながら、本市のPRに努めてまいります。

雇用の創出につきましては、昨年度、市内の高等学校を卒業した生徒数は216名で、そのうち市内就職26名、市内進学1名、合計27名、12.5%の生徒が本市に残っております。

本市では人口流出に歯止めをかけるべく、昨年10月には高校教員向けの市内企業訪問活動を、11月には高校生向けに市内企業説明会を実施し、身近にある企業の事業内容を知ることにより、将来的なUターンを含む市内就職の推進を積極的に行っております。

そのような中、本年2月1日に保険業務の壱岐コールセンターを開設いただいた株式会社NH S様の壱岐市進出は、雇用の場の創出はもとより地域経済の活性化に大きく期待できるものであります。今後も、長崎県産業振興財団等の関係機関との連携を図り、良質な雇用の場の確保に向けた企業誘致の取組を積極的に進めてまいります。

また、壱岐市内で新たに1年間就業した就職者に壱岐市就職奨励金を、雇用した事業所にふるさと就職支援事業補助金をそれぞれ支給しており、本年度50名、25事業所の方々に本制度を活用していただく見込みとなっております。今後も市内での就業の動機づけとなるよう本制度について積極的に周知を図り、定住人口の確保に努めてまいります。

次に、壱岐市消費生活センターでは、本年度から毎月各戸配布で「消費生活センターだより」を発行し、様々な被害の未然防止に努めるとともに、本センターを知ってもらうことで被害の泣き寝入りを防ぐ活動を展開いたしております。本年度の相談件数は既に80件を超え、昨年度の

実績を上回っております。最も多い相談はインターネットを介した通信販売ですが、中には高齢者を狙って不当に金銭を要求する事案や相手に好意があるように装い金銭を要求する事案など、非常に悪質で巧妙な手口の詐欺行為も発生いたしております。

市民皆様におかれましては、被害の未然防止に努めていただきますとともに、おかしいと思ったら悩まず、まずは商工振興課内に設置している壱岐市消費生活センターへ御相談いただきますようお願いいたします。

観光業については、令和4年は、コロナ禍後、初めてとなる行動制限のないゴールデンウィーク、夏休み、年末年始を迎え、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るウィズコロナ期に突入したものと考えております。

本市への観光客数を推計する上で重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は49万4,013人、対前年比130%でありましたが、一方でコロナ禍前の令和元年と比較いたしますと67.3%にとどまっております。

この数字が示すように、コロナ禍で激減した観光需要は徐々に回復しておりますが、これは、昨年10月11日に開始された全国旅行支援に加え、壱岐市プレミアム付き宿泊券発行事業、ツアー造成支援事業など、本市独自の観光需要喚起対策の実施効果等による一時的なものと捉えており、本格的な回復に至っていないと認識しております。

このことから、全国旅行支援終了後、切れ目なく、本市独自の観光需要喚起対策として壱岐市プレミアム付き宿泊券発行事業、令和2年度から実施している「行っ得クーポン券」付与事業の継続実施、そして初の試みとして、対馬市との連携による団体ツアーの誘致獲得に向けた「壱岐市・対馬市」周遊ツアー送客支援事業など、即効性の高い施策に積極的に取り組んでまいります。

本市の主要観光施設である「壱岐イルカパーク&リゾート」の入園者数はコロナ禍により大きく落ち込んでおりましたが、本市の観光需要回復と比例し徐々に回復しており、本年度の入園者数は1月末時点で2万1,984人の対前年度比40%増となっております。

一方、残念な出来事として、2月27日にイルカの死亡が確認されました。当個体は、2月に入り肝臓値が上昇したことから、獣医師常駐の下、健康観察及び投薬による治療を行ってまいりましたが死亡に至り、現在、死因を特定するため細胞を採取し、精密検査を依頼しております。

今後も本市の主要観光施設として、指定管理者とともにさらなるサービスの充実を図り、より多くの皆様が足を運んでいただけるよう努めてまいります。

次に、新たな交流人口創出の仕掛けづくりとして、日本トップクラスの美術大学である武蔵野美術大学——通称ムサビでございますが——と地方創生事業に取り組むANAあきんど株式会社との産学官連携による「滞在型観光促進プロジェクト事業」を実施することといたしております。これは、武蔵野美術大学の学生による本市での作品制作活動のほか、小学生等との教育交流プロ

グラムを実施する全国初となる取組であり、本事業による交流人口創出にとどまらない多元的効果を期待しております。

また、実業団等の合宿誘致につきましては、国内トップクラス的女子プロバスケットボールチームの三菱電機コアラーズ、ENEOSサンフラワーズ、陸上競技では、本市出身の濱田征司監督率いるYKK陸上競技部、スターツコーポレーション株式会社陸上競技部、日立女子陸上競技部、駿河台大学陸上競技部の名門4チームの壱岐合宿が実現し、合宿期間中には市内小中学生等を対象としたクリニックを開催いただくなど、将来を担う子どもたちに、一流に学ぶすばらしい機会を提供いただいております。選手及びスタッフの皆様からは合宿地として高評価を頂いており、今後も引き続き積極的なスポーツ合宿誘致に努めてまいります。

また、文化系合宿誘致につきましては、県立佐世保東翔高等学校の吹奏楽部の皆様に御来島いただき、去る2月25日に壱岐の島ホールにおいて、「ふるさとコンサート」と題したチャリティーコンサートを開催いただきました。

同校吹奏楽部の顧問である中村明夫先生は、教員として最初の勤務地が本市であったことが御縁で今回の合宿が実現したものであります。当日のコンサートでは、壱岐商業高校、郷ノ浦中学校の各吹奏学部、壱岐市消防音楽隊「ハミングバーズ」との合同演奏のほか、本コンサートに合わせ、大分市から4人のウクライナ避難民の方々が来場されるなど、有意義な機会を提供いただいたところであります。

次に、**基本目標2、結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう**についてであります。令和4年中における本市の婚姻届受理件数は75件となっており、コロナ禍であった令和2年の55件、令和3年の63件と比較すると回復傾向が見えております。しかしながら、令和4年中の出生数は過去最少となる107人であり、これは近年の婚姻数の減少が大きく起因しているものと捉えており、婚姻数の増加を図ることは喫緊の課題であると認識いたしております。

結婚支援に係る具体的な取組として、壱岐市ふれあい交流事業補助金の拡充を図り、独身男女が参加するイベント開催の支援を行うことで出会いの機会を創出し、島全体の結婚機運の上昇につなげてまいります。

また、令和3年に実施された出生動向基本調査によると、職場や友人を介した結婚が減り、SNSやマッチングアプリといったインターネットサービスを利用して知り合った夫婦が最近の結婚の13.6%を占めるとされていることから、結婚希望者には長崎県婚活サポートセンターが実施するお見合いシステムへの登録を推進してまいります。

令和4年度から新たな取組として実施している壱岐市商工会女性部が中心となった婚活支援に継続して取り組むとともに、結婚新生活支援事業及び成婚奨励金事業を引き続き実施し、結婚の希望をかなえるための支援に取り組んでまいります。

次に、現在、郷ノ浦庁舎の市民部こども家庭課に設置している「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と芦辺庁舎の保健環境部健康増進課に設置している「子育て世代包括支援センターいきいろ（母子保健）」の両機能を維持した上で、統合と組織の見直しを行い、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター（いきいろ）」を、本年4月1日から市民部こども家庭課内に新たに設置し、併せて、こども家庭課の課名を「いきいろ子ども未来課」といたします。

こども家庭センター（いきいろ）の設置により、児童福祉と母子保健の一体的な提供体制を構築することで、結婚、妊娠、出産、その後の子どもの成長に寄り添い、これまで行ってきた健診・相談に加え、支援の必要な子ども及び家庭の把握並びに情報共有が、これまで以上に可能となるものであります。各家庭の情報や問題等を保健師、子ども家庭支援員等が共有した上で、本センター内において、特定妊婦、要支援児童等への支援並びに当該家庭への支援方針の検討及び決定を迅速に行うことができ、適切な支援へいち早くつなぐことが可能となるものであります。

次に、**出産・子育て支援の拡充**について。

まず、出産祝金については、本市独自の子育て支援策である出産祝金について見直しを行い、これまで第2子3万円、第3子以降10万円の支給を、本年4月1日から、第2子10万円、第3子以降20万円に増額し、子育て世帯の経済的支援の強化を図ってまいります。

出産・育児等の見通しを立てるための伴走型相談事業に加え、国、県の出産・子育て応援交付金事業を活用し、妊産婦の妊娠届出時に5万円、出産後に5万円の合わせて10万円の経済的支援を行います。

さらに、本市独自の支援策「生まれてくれて“ありがとう”」事業として、3万円相当の出産記念品の贈呈を行い、子どもの健やかな成長を応援する取組を行ってまいります。

また、本年4月1日から市内全保育施設を対象に、ゼロから2歳の第2子以降の保育料を完全無償化といたします。現在、国の制度により、3歳から5歳児は保育料が無償化されており、今回、本市独自の子育て支援策を講じることで、さらなる子育て世帯の負担軽減を図り、産み育てやすい壱岐の島を目指してまいります。

長崎県子ども福祉医療費制度の見直しに伴い、本年4月から、現在の中학생までの医療費の助成を高校生までに対象年齢を拡大し、子育て世帯への経済的な負担軽減と市民サービスの向上を図ってまいります。

なお、これらの子育て支援策を強力に進める上で、関係条例の一部改正について議案を提出し、所要の予算を計上しております。

次に、**いきっこ留学制度**については、年々留学生が増加し、令和4年度は延べ42名の留学生を受け入れております。

本年4月からのいきっこ留学生は、募集期間終了後も全国各地から問合せや学校見学等に来島され、その都度、受入れへの対応を行っており、里親留学14名、孫戻し留学1名、親子留学7名の計22名が新たな留学生として入市いたします。現在、留学中の児童生徒のうち、継続される23名を加えると45名の予定であります。

本制度の開始から約5年が経過し、これまで留学生として受け入れた関係者からの声が口コミによって広がり、一層の宣伝効果が図られているものと感じており、今後も留学希望の内容等を慎重に検討し、可能な限り受入れを行ってまいります。

次に、去る2月3日、本市の「田河小学校学校運営協議会・田河小学校サポート隊」が、令和4年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞いたしました。これは、地域の子どもを対象にクリスマス装飾や門松作り、餅つきなど、季節に合った様々なイベントを実施し、子どもの郷土愛を育み、伝統文化の継承を図ることを目的とした活動が高く評価されたものであります。

また、三島小学校が、公益財団法人日本学校保健会による令和4年度全国健康づくり推進学校優良校を受賞いたしました。三島小学校は児童数2名の極小規模校ですが、地域住民と共に健康推進活動を行っており、特に長崎県のがん教育総合支援事業を活用した講話には地域住民も参加するなど、地域の健康教育情報センターと言える役目を果たしていることが評価されたものであります。

次に、学校教育について、壱岐市立小・中学校管理規則を改正し、令和5年度から学期及び休業日を一部変更いたします。

今回の改正の狙いは、本市の子どもたちの学びを保障し、確かな学力を身につけさせるために授業時間を確保することです。

改正内容については、4月1日から8月31日までとしていた第1学期を4月1日から8月24日までとし、9月1日から12月31日までとしていた第2学期を8月25日から12月31日までに変更いたしました。

また、学年始めの休業日について、4月1日から4月5日までを4月1日から4月6日までとし、夏季休業日について、7月21日から8月31日までを7月21日から8月24日までといたしました。

学年始め休業日を1日延ばすことで、学校は、第1学期の始業式に十分な準備を整えて児童生徒を迎え入れることができ、また、夏季休業日を1週間短縮し、授業日を4日増やすことで、これまで以上に丁寧な教育活動が可能となるものであります。

次に、**学校給食費の負担軽減**についてであります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達及び食に関する正しい理解と適切な判断を養う上で

重要な役割を果たしておりますが、物価の上昇傾向や国の栄養摂取基準の改正等、学校給食を取り巻く環境は厳しく、現行の給食費では運営が困難になることが見込まれます。また、以前から要望の多いパン食を令和5年度から実施するように計画しており、現行の給食費を改定しなければならない状況にあります。このため、必要な改定額の試算を行ったところ、小学校で現在の3,800円から4,900円に、中学校で現在の月額4,500円から6,000円へと大幅な増額となる結果となりました。

しかしながら、少子化対策を進める上では増額改定ではなく、現行の給食費より、さらに減額が必要と考え、学校給食費について、小学校月額2,000円、中学校月額2,500円といたします。この金額は本来改定されるべき給食費の半額以下であり、現在の給食費の半額強となります。軽減分については市が負担することとし、所要の予算を計上いたしております。

市立幼稚園の統廃合については、壱岐市子ども・子育て会議から提出された答申に基づき、勝本町及び芦辺町の幼稚園の統廃合に向けた検討を進めるため、各幼稚園の保護者等の皆様を対象に第1回目の説明会を開催いたしました。この説明会では、本市の幼稚園教育を取り巻く状況と見通し等をお伝えし、今後、幼稚園はどうあったらよいかの視点で保護者の御意見等を伺ったところであり、頂いた御意見等を参考に、今後、協議及び検討を進めてまいります。

次に、**市立幼稚園の預かり保育料及び副食費の無償化**についてであります。

現在、市立幼稚園では、教育標準時間終了後の午後からの保育を希望する園児を預かり、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とした預かり保育及び一時預かり保育を実施しておりますが、その利用料について、令和5年度から無償といたします。また、幼稚園において、おやつ代相当として副食費を負担いただいておりますが、預かり保育料と併せて無償といたします。

幼稚園における子育て支援策を講じることで、幼稚園を利用する保護者の負担軽減を図り、子育て世帯が利用しやすい教育・保育環境の整備を行ってまいります。

次に、**基本目標3、地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる**についてであります。

地域が抱える課題への対応や市民皆様が主体となったまちづくりの実現に向けて進めているまちづくり協議会について、本年2月1日に田河まちづくり協議会が新たに設立され、これにより、全18校区中14地域で設立されております。

また、芦辺小学校区においては、発起人を中心に地域の主要なメンバーで構成する幹事会が設立されております。まちづくり協議会の設立に向けた準備が加速しているところであります。

引き続き、市民皆様が主体となる協働のまちづくりを実現するため、SDGs未来課及び地域担当職員を中心に、まちづくり協議会設立に向けた一層の取組を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の流行により、市民皆様との対面での事業継続が困難な状況

にありましたが、アフターコロナを踏まえ、市民皆様が健やかで心豊かな生活を送ることができ
る社会の実現を目指し、各種健診、相談、健康教室を引き続き実施するとともに、積極的に地域
へ出向き、新しい形の健康づくりの推進と、市民皆様の健康寿命の延伸に資する取組を進めてま
いります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種については、本年4月以降も継続の方針となっており
ますので、引き続き、壱岐医師会の御支援の下、予防接種法に基づき安全に実施してまいります。

国民健康保険については、県が財政運営の責任主体であることから、所要額の通知を県から受
け、令和5年度の予算編成を行ったところであります。

県に納付する国民健康保険事業費納付金は、人口減少や社会保険適用事業所の拡大等による被
保険者の減少に伴い、昨年度より減少しておりますが、国保財政の運営は厳しい状況にあり、新
型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響を勘案の上、基金からの繰入で不足分を
補填し、令和5年度における税率については据え置くこととしております。

また、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を50万円に引き上げる国民
健康保険条例の一部改正について議案を提出いたしております。

後期高齢者医療制度については、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携の下、
被保険者皆様が適切な医療サービスを受けられるよう努めてまいります。

令和5年度から後期高齢者健康診査において、心電図検査を詳細健診として追加し、心不全や
心筋梗塞、脳梗塞等の循環器疾患を早期に発見し、早期治療及び重症化予防につなげてまいりま
す。

介護保険については、高齢者皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、
医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体的に切れ目なく提供できる地域包括ケ
アシステムの充実及び深化に取り組んでまいります。

また、令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度となりますので、介護保険事業の進
捗状況の総点検と第9期計画の策定の準備を進めてまいります。

基本目標4、自然・歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っているについてございま
すが、まず、**地域脱炭素に向けた取組**についてであります。

頻繁に起こる豪雨、大型台風、熱波、山林火災、豪雪などの極端な気象災害により、多くの人的・物的被害が地球規模で発生しております。本市においても、気候変動の影響は深刻であり、重要な産業である漁業での漁獲量の著しい減少や、豪雨、大型台風等による被害など、毎年のように発生しております。

一方、市内の電力はほとんど火力発電に頼っており、また、公共交通の利便性の観点から自家
用自動車の利用が多く、そのほとんどが化石燃料車であります。このような状況の中、本市にお

いて、気候変動の原因であるCO₂などの温室効果ガスの排出抑制に有効な再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいるところであります。

具体的には、再生可能エネルギーを水素貯蔵と組み合わせて有効に活用するための実証試験、市有施設への太陽光発電設備導入、地域固有の有望な再生可能エネルギー資源である洋上風力発電の導入可能性についての検討などを進めております。

洋上風力発電の導入可能性の検討については、導入可能性エリア案について、先行利用者並びに市民皆様等と意見交換させていただいた結果を、本年3月に行われる検討協議会に提示し、導入可能性エリアの最終的な判断を頂き、県等への情報提供を行うことといたしております。この導入可能性エリアの設定が一つの区切りとはなりますが、市としましては、令和5年度以降も引き続き、漁業者並びに市民皆様との対話を継続し、洋上風力発電について皆様と共に考えてまいります。

次に、本市では、令和3年4月、「老岐市デジタル化推進本部」を設置し、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上並びに行政事務の業務効率化を図り、行政サービスのさらなる充実・向上につなげるため、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に積極的に取り組んでおります。

また、令和4年度から導入した共同電算システムにより、5年間のリース期間の比較で約51%、4億3,000万円以上の大幅な経費削減を実現することができました。

また、導入に合わせてコンビニ納付・電子納付を開始し、令和5年1月末現在の10か月間の実績で、納付書払いのうち、税関係が16.7%、上下水道が41.2%、全体で2万8,960件、2億6,429万2,154円がコンビニまたは電子納付により納付されており、納付場所と利用時間の拡大が、住民ニーズに合ったサービスとして実現できたものと考えております。

次に、**デジタル本庁舎構想の実現について**ですが、本市では、デジタルの活用により、4庁舎分庁方式による行政サービスや事務の課題を解決し、スピード感のある市民サービスの実現及び庁舎間の業務遂行・情報共有を図るため、デジタルコミュニケーションツール「Slack」を活用した「老岐市デジタル本庁舎構想」に取り組んでおります。デジタルを活用した迅速な報告、連絡、相談等の業務遂行、情報共有、業務の見える化等、既に災害時やイベントの際の利用で有効性を実感しており、引き続き他の業務にも展開しつつ、全庁的な取組として住民サービスにつなげられるよう積極的な運用を図ってまいります。

一方、**デジタルデバインド（情報格差）対策について**であります。

本市のマイナンバーカード申請率は、1月末現在73.46%、県下21市町の中で第7位であります。今後の行政手続の活用に期待されるところでありますが、スマートフォンやマイナンバーカードの連携、利用方法、電子申請等の手続には、高齢者の皆様をはじめ不慣れな方が多く

おられますので、情報格差の解消、詐欺防止の対策等についても適切な対応ができるよう、民間事業者と連携し、国や関係機関の支援による講習会やスマートフォン教室の開催を計画してまいります。

壱岐市ケーブルテレビについて、現在、データ放送システムの改修を進めており、本年3月中に試験放送を実施し、4月から本放送が開始できる見込みとなっております。船便情報、天気予報、市の新着情報等を提供するとともに、データ放送の内容の一部をスマートフォンの専用アプリと連携するなど、充実した情報提供が可能となるものであります。

次に、火災予防について、3月1日から7日までの1週間、春季全国火災予防運動を実施しております。空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期であり、市民皆様には火の取扱いなど、十分に御注意願います。

一方、近年の災害においては、複雑多様化、大規模化の傾向にあります。いつ起こるか分からない自然災害等に対し、今後も市消防団をはじめとする関係機関等との連携強化を図り、その対応に当たってまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまで実施できなかった壱岐市防災訓練について、その実施に向けて準備を進め、今後の災害対策に万全を期してまいります。

市道整備については、令和5年度当初予算において、国の補助事業により、道路改良事業1路線、交通安全施設整備事業2路線、道路防災安全事業2路線、橋梁補修事業3橋を予定しております。併せて起債事業の15路線、単独事業1路線の整備費を計上しております。

また、急傾斜地崩壊対策事業として3地区、河川の浚渫事業として2河川の予算を計上しており、道路の整備と併せ、適切な維持管理に努めてまいります。

水道事業については、公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、アセットマネジメントに基づき、丸田水源の広域的活用など長期的な視点に立って施設整備を行い、基盤強化を図るとともに、水道料金については、県内各市等の状況を鑑みながら必要な改定を行ってまいります。

令和5年度以降についても水道施設運転監視・保守点検業務を委託し、民間ならではのコスト意識や技術力で機器類等の予防保全的な維持管理により長寿命化を図り、重大事故を未然に防ぐことでコスト削減を図ってまいります。

下水道整備計画区域、漁業集落排水整備区域については、さらなる加入促進を図ってまいります。

下水道事業特別会計については、国の公営企業会計の適用拡大に向けた取組に基づいて、令和6年4月からの公営企業会計への移行に取り組んでまいります。

今後も、施設の維持管理を安定的に行っていくため、ストックマネジメント計画、機能保全計

画に基づき、老朽化する施設の計画的な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ってまいります。

合併処理浄化槽設置整備事業については、令和5年度も、国、県の補助制度により100基の設置を予定いたしております。

今後も、汚水処理施設の整備により生活環境や住居環境の改善、海域や河川などの公共用水域の水質保全を図ってまいります。

また、使用者負担の公平性を確保するため、公共下水と漁業集落排水の料金統一を図ってまいります。そのための前段として、壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について、議案を提出いたしております。

公営住宅については、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、現在、永田団地の改修工事を実施しております。今後も、壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に整備を図ってまいります。

文化財行政につきましては、令和3年度から実施している郷ノ浦町田中触に所在する車出遺跡発掘調査は、令和4年度においても3万点を超える弥生時代の土器、石製品、金属器等が発見されました。調査面積100平方メートルの中で、これほど多くの遺物が出土していることは、弥生時代当時の一支国の拠点が原の辻だけではないことを示しております。次年度も調査を継続し、その成果を本市の貴重な歴史財産として活用を図ってまいります。

平成2年5月に開園した壱岐風土記の丘については、開園以来33年間、壱岐島の民俗や古墳の展示公開施設として管理運営を行ってまいりましたが、令和3年6月に開催した壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会の結果を踏まえ、本年3月末で休園することといたします。今後は閉園を視野に、当該用地の活用を検討してまいります。

次に、**基本目標5、関係人口を増やし、壱岐への新しい人の流れをつくる**であります。まず、**移住・定住の促進**について。

本市の最重要課題である人口減少対策として、移住・定住の促進は大きなウェイトを占めております。これまで、UIターン者に対する経済的支援やワンストップ相談窓口の設置に加え、長崎県と連携した移住相談会及び東京事務所と連携した市単独での移住相談会の開催、さらには空き家バンクの活用促進など、取組を強化してまいりました。その結果、市の相談窓口を介して転入された移住者の数は、令和4年度に初めて100名を超える状況となっております。

これまで、芦辺浦の市民団体「たちまち」の皆様と平成31年2月に連携協定を結び、毎週土曜日に同地区の拠点に「イエマチ」を開設し、地域おこし協力隊員が滞在して空き家活用や移住相談に取り組んでおりましたが、同地区の空き家活用に一定の目途がついたこともあり、この4月から「イエマチ」の活動拠点を勝本浦に移し、新たな展開を進めることといたしております。

また、本年4月から、新たに壱岐市定住促進奨学資金償還補助金を創設することとしており、

若年層の定住促進と人材確保につなげてまいります。

次に、**壱岐市東京事務所の新たな取組**について申し上げます。

私は、市長就任以来、「市民皆様がイキイキと暮らし続けられる島にしたい」と思い続け、考え続けてまいりました。そして、そのためには壱岐市に共感し、愛着を感じ、主体的に関わりを持ってくれる人や企業を増やすことが重要であるとの確信に至ったところであります。

契機となりましたのは、平成27年の富士フィルムビジネスイノベーション株式会社との連携協定であります。その取組の一環として、地域創生の間接支援組織である一般社団法人壱岐みらい創りサイトを立ち上げ、官民連携に力を入れてまいりました。

民間の考え方を積極的に取り入れ、全国でもいち早くテレワークやワーケーションを推進することで、多くの企業や自治体に先進地視察として本市を訪れていただき、そのことがさらなる企業や大学との連携へとつながっております。平成30年には、本市が全国で初めてのSDGs未来都市の1つに選定され、現在では地域創生のモデルケースとして、全国でも知られる存在となっております。

このような良好かつ円滑な流れの中で、市民皆様の充実した生活のために外からの活力を取り込むという戦略をより具体的に進めるため、本年3年目を迎えた東京事務所において新たな取組を始めております。

その戦術として注目したのが、昨今、様々な分野で注目を集めているエンゲージメントという考え方です。御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、エンゲージメントとは企業と従業員の結びつきの強い状態を示す概念であり、組織と個人の成長が連動し、お互いに貢献し合える関係性のことを指します。

この考え方を、壱岐市と外部の企業、大学等との関係性に置き換えたのがエンゲージメントパートナー制度であります。具体的には、壱岐市へ共感し、愛着を感じ、壱岐市に対して主体的な貢献を行っていただける企業、大学、自治体等をエンゲージメントパートナーとして登録していくというものであります。

30年後には日本の人口が1億人を切り、40年後には生産年齢人口の約4割が減少すると言われていくこの時代の時代において、島の外に仲間を増やしていくという戦略・考え方は、持続可能な地域社会を目指す上で必要不可欠なものであり、その中でも、より大きな効果が期待できる企業が注目するエンゲージメントを活用していくことは効果的な戦術であると考えているところであります。

東京事務所の具体的な活動内容については、別途、本3月会議において御報告の機会を頂くことといたしております。

次に、**基本目標6、協働のまちづくりのもとで、効率的で質の高い行政運営が行われているに**

ついてであります。

昨年11月18日、現行の離島振興法を改正・延長する法律が成立し、本年4月1日から施行されます。昭和28年の法制定からこれまで、離島振興に大きな役割を果たしてきた本法律の改正・延長は全国離島の悲願であり、御尽力を賜りました谷川弥一自由民主党離島振興特別委員会委員長をはじめ関係皆様へ心から感謝申し上げます。

今般の改正では、関係人口創出、DXや再生可能エネルギーの利用推進、遠隔医療、離島留学制度、小規模離島の生活環境維持など、本市の重点課題が盛り込まれており、本法律をしっかりと活用し、離島振興を着実かつ強力で推進してまいります。

次に、ふるさと納税については、壱岐出身の皆様をはじめ本市を応援していただける全国の方々から寄附を頂いており、本市の貴重な自主財源となっております。令和4年度の寄附額は、最終的に7億3,000万円、対前年比で3億7,000万円の大幅な増加を見込んでおります。

近年、コロナ禍における巣ごもり需要の増加により全国的に寄附額が伸びておりますが、それゆえに自治体間競争が激化しておりますので、一層の効果的な情報発信に努めるとともに、定期便商品や壱岐ならではの特徴ある返礼品開発により差別化を図るなど、さらなる推進を図ってまいります。

また、ケーブルテレビや広報紙を活用して制度の周知を行ってまいりますので、市民皆様には島外にお住まいの御親族や友人、知人の皆様への寄附の呼びかけに御協力くださいますようお願いいたします。

企業版ふるさと納税については、新規案件として令和5年2月に1社から寄附申込みがあり、観光振興の財源として活用を希望されておりますので、基金に積み立てた上で、次年度以降の財源として活用させていただくことといたしております。

企業版ふるさと納税制度は、財源確保にとどまらず、関係人口創出及び人材確保の面からも有益な制度であり、エンゲージメントパートナー登録と併せ、引き続き関係企業への働きかけや企業にとって魅力ある創生事業の情報発信を行い、積極的に本制度を活用してまいります。

次に、国の令和5年度の予算編成に当たっては、コロナ禍からの社会経済活動への正常化が進みつつある中で、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増しているとの認識のもと、令和4年10月に物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を策定し、経済の再生を最優先課題とするとともに財政健全化に向けて取り組むとされております。

一方、地方財政対策については、社会保障関係経費の増加、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応するとともに、行政サービスを安定的に提供するために必要となる一般財源総額について、令和4年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確

保することを基本として地方財政対策を講じるとされております。

本市においても、国の政策に歩調を合わせ、これまで複数回にわたり産業振興並びに経済の回復に資するための壱岐市独自の緊急経済対策事業を実施したところでありますが、長引くコロナ禍への対応や燃料油価格高騰の影響については先行きが不透明な状況が続いております。

このような中、本市の財政状況は、令和3年度末の一般会計の市債現在高が262億9,628万2,000円、対前年度比9億3,320万3,000円の減、経常収支比率については89.0%、対前年度比マイナス1.6%となっており、前年度と比較して改善しておりますが、本市の財政構造は依然として市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している状況に変わりはありませんので、引き続き壱岐市財政基盤確立計画に基づく財政健全化の取組を進めるとともに、第3次壱岐市総合計画における政策の着実な展開を図るための予算編成を行っているところであります。

なお、令和5年度の一般会計の予算規模は241億9,000万円、対前年度当初予算比18億円、8.0%増、特別会計を含めた予算規模は325億772万9,000円、対前年度当初予算比16億9,435万1,000円、5.5%増となっております。

また、持続可能な財政基盤の確立に向け、市民部税務課内に課内室として新たに債権管理室を設置し、市税及び税外債権の債権管理の適正化及び強化を図るとともに、効率的な債権管理に努めてまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

本日提出した案件の概要は、条例の制定・改廃に係る案件13件、計画の策定1件、その他1件、予算案件14件でございます。何とぞ慎重に御審議を頂き、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今日までの取組を振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容等について申し述べましたが、今後も様々な行政課題に誠心誠意対応しながら、財政の健全化に努め、誰一人取り残さない、協働のまちづくりに全力で取り組み、明日に希望の持てる持続可能な壱岐市の未来を皆様と共に築いてまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第3号～日程第33. 議案第31号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第3号から、日程第33、議案第31号まで、以上29件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしております案件につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 議案第3号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案の理由は、外国人の保護に関する事務について、独自利用事務として特定個人情報の取扱いができるよう、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

本条例の改正条文は、1ページから7ページに記載のとおりでございます。

また、議案資料1の1ページから8ページに改正条例新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、別表第1において、特定個人情報を利用する事務を、別表第2において、利用することができる特定個人情報を、それぞれに第2項として外国人の保護に関する事務に必要な項目を追加しております。

現在、自治体の様々な業務においてマイナンバーの利活用が進められておりますが、外国人の生活保護については日本国民に準じた取扱いとなっており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律——いわゆる番号法でございますが——に規定された法定事務には含まれておりません。このため、個人番号の利用等については独自利用事務として地方公共団体の条例に規定し、国の個人情報保護委員会へ届け出る必要があることから、今回、所要

の改正を行うこととしております。

別表第2において、利用することができる特定個人情報について様々な法律等を挙げておりますが、これは生活保護法第4条において、「ほかの法律に定める扶助は、全てこの法律による保護に優先して行われる」と定められており、関係するものを記載しているためでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第4号、議案第5号、議案第6号を続けて説明をいたします。

最初に、議案第4号壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に際し、必要な事項を規定するため、本案を提出するものでございます。

同法の一部改正では、デジタル業務改革の進展及びデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流出の支障となり得るなどから、各地方自治体ごとに定めていた個人情報の取扱いを全国的に共通化されることとなり、制度全体の所管も国の個人情報保護委員会に一元化されたものでございます。

なお、同法の改正を受けて、条例で規定する必要な事項を全面的に改正する必要があるため、平成16年壱岐市条例第246号、壱岐市個人情報保護条例を廃止することとし、併せて、同法によって、保有個人情報の開示請求に係る手数料の額につきましては条例に委任されていることから、必要な事項を規定するため、同法の施行条例として新たに制定するものでございます。

今後の個人情報の保護に関する取扱いにつきましては、同法及び本条例等に基づき、実施していくこととなるものでございます。

説明に当たりまして、今回制定する壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例を法施行条例、現行の壱岐市個人情報保護条例を現行条例と表現させていただきます。

まず、第1条において趣旨を、第2条において定義を定めております。

第2条第1項の実施機関については、現行条例に規定されている実施機関から議会を除いたものになります。議会については、国会や裁判所と同様に、改正法に係る個人情報保護制度の適用対象外とされていることから、法施行条例の実施機関から除外しております。

次に、第3条において実施機関の責務、第4条において市民の責務を定めております。

次に、第5条において開示決定等の期限を定めております。個人情報の開示請求に係る決定までの期限は、同法において30日以内と定められており、現行条例では30日以内と規定していましたが、今回の法施行条例において、通常の場合の開示請求があった日から15日以内、また、延長後の期限を開示請求があった日から30日以内と規定しております。こちらについては、壱岐市情報公開条例と同一の期間として定めたものでございます。

また、第6条において開示決定等の期限の特例として、開示請求があった日から45日以内に、その全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、延長後の期間内に処理可能な分の決定を行った上で、残りの分を相当の期間内に決定することを定めております。

次に、第7条において、開示請求に係る手数料等について定めております。開示請求の手数料は無料とし、写しの交付を受ける者は、写しの作成等に要する費用について負担するものと定めております。

次に、第8条及び第9条において、審査会の設置等について定めております。審査会については、現行条例から規定内容の変更等はございません。

次に、第11条において罰則を定めております。罰則については審査会の委員に係るものを定めており、現行条例から規定内容の変更等はございません。

次に、附則について御説明をいたします。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

第2条に、先ほど申し上げました壱岐市個人情報保護条例の廃止について、第3条及び第4条に経過措置を規定しております。

第5条から第9条まで関係条例の一部改正を行うもので、壱岐市情報公開条例、壱岐市暴力団排除条例、壱岐市附属機関設置条例、壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、壱岐市債権管理条例の一部改正について規定をしております。

一部改正の新旧対照表は資料1に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、定年を延長した職員の給料月額について、降給事由を位置づける規定を整備するものでございます。

職員の定年につきましては、令和5年度より段階的に引き上げられることとなります。定年を延長した職員の給料月額につきましては、壱岐市職員の給与に関する条例、附則第12項により、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料月額の7割とすると規定しております。地方公務員法第27条の2項で規定されております分限の1つである降給につきましては、法律では要件を定めておらず、条例で定めることとされているため、定年延長期に降給の規定を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条につきましては、この条例の趣旨を定めており、職員の意に反する分限処分として降給を加える規定を改正するものでございます。

次に、附則第5項につきましては、降給に関する経過措置といたしまして、壱岐市職員の給与に関する条例、附則第12項に規定する給料月額7割措置を、地方公務員法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とすることを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、養護老人ホームにおいて、介護及び医療に従事する会計年度任用職員の雇用の継続と安定を図るため、特殊勤務手当の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2条は、特殊勤務手当の種類について規定をしております。夜間割増手当と介護職員処遇改善手当を追加しております。

次に、第6条で、夜間割増手当の内容について規定をしております。養護老人ホームに勤務する会計年度任用職員が、正規の勤務時間による勤務の全部または一部が、深夜において行われた介護等の業務に従事したときに支給するものでございます。夜間割増手当の支給額は、勤務1回につき2,000円と規定しております。

現在、午後10時から翌日の午前5時までの深夜に介護等の業務に従事した場合、壱岐市職員の給与に関する条例第24条を根拠に、正規職員及び会計年度任用職員に対し、夜間勤務手当として、時間単価に100分の25を乗じた額の6時間分を支給しております。

しかしながら、正規職員の支給額と会計年度任用職員の支給額に格差があることから、これを

是正する目的で、会計年度任用職員夜間割増手当として2,000円を別途支給するものでございます。

次に、第7条で、介護職員処遇改善手当の内容について規定をしております。この手当は、養護老人ホームに勤務する看護師、介護士及び医療技術職員の業務に従事する会計年度任用職員に対して支給するものでございます。

第2項において手当の額を定めております。

第1号、看護師、介護福祉士及び医療技術職員の業務に従事するフルタイム会計年度任用職員につきましては月額1万円、第2号、介護職員初任者研修または実務者研修を受講し、介護業務に従事するフルタイム会計年度任用職員につきましては月額8,000円、第3号、看護師、介護福祉士及び医療技術職員の業務に従事するパートタイム会計年度任用職員につきましては月額5,000円、第4号、介護職員初任者研修または実務者研修を受講し、介護業務に従事するパートタイム会計年度任用職員につきましては月額3,000円と規定をしております。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号から議案第6号まで、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 議案第7号から議案第12号まで一括して御説明いたします。

まず、議案第7号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、改正条文については記載のとおりでございます。

また、議案資料1の22ページから23ページに改正条例新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

改正内容は、子ども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法に規定をされていた子ども・子育て会議の条項の第72条から第76条が削られたため、第77条から第87条を5条

ずつ繰り上げたことによる関係条例の引用条項を改正するもので、当該議案の対象条例は2条例でございます。

また、この条例の構成は、子ども・子育て支援法の改正による引用条項の一部改正を、一本の条例で条立てにより規定をしております。

第1条は、壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正で、題名及び第1条中の「第87条」とあるのを「第82条」に改めるものでございます。

次に、第2条は、壱岐市附属機関設置条例の一部改正で、別表ア、市長の附属機関の壱岐市子ども・子育て会議の項中、「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改めるものでございます。

附則として、施行期日を令和5年4月1日としております。

次に、議案第8号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、改正条文については記載のとおりでございます。

また、議案資料1の24ページから35ページに改正条例新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

改正内容は、子ども・子育て支援法に規定をされていた内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られたこと、及び学校教育法第25条に、新たに第2項、文部科学大臣は児童福祉法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律との整合性の確保に配慮しなければならないこと、第3項、文部科学大臣は幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならないことの2項が追加されたことに伴う引用条項等の改正でございます。

次に、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除する改正により、第26条を削除するものであります。

附則として、施行期日を令和5年4月1日とする。ただし、第26条の改定規定は公布の日からとしております。

次に、議案第9号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、改正条文については記載のとおりでございます。

また、議案資料1の36ページから38ページに改正条例新旧対照表を記載しておりますので、御参照を願います。

改正内容は、第7条の次に、家庭的保育事業者等の安全計画の策定の義務化に関する規定と、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定の2条を加えるものでございます。

次のページ中段下、第13条削除については、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除する改正により、第13条を削除するものであります。

次に、第14条第2項中の改正については、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化等について規定がされたことに伴う改正でございます。

附則として、施行期日を令和5年4月1日とします。ただし、第13条の改正規定は公布の日からとするものであります。附則第2項で経過措置も定めております。

次に、議案第10号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例、改正条文につきましては記載のとおりでございます。

また、議案資料1の39ページから40ページに改正条例新旧対照表を記載しておりますので、御参照を願います。

改正内容は、議案第9号と同様に、第6条の次に、放課後児童健全育成事業者等の安全計画の策定の義務化に関する規定と、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定の2条を加えるものでございます。

次のページの第12条の次に、業務継続計画の策定等の努力義務化の規定を加え、また、第13条第2項中の改正については、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化等について規定がされたことに伴う改正でございます。

附則として、施行期日を令和5年4月1日とし、また、経過措置も定めております。

次に、議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、こどもの福祉医療対象年齢を満18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大をするため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、改正条文につきましては記載のとおりでございます。

また、議案資料1の41ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

改正内容は、これまでこどもの福祉医療費の対象年齢は、小学校就学の始期から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの中学生までが対象でございましたが、今回、長崎県において、新たな子ども医療費助成制度が創設され、高校生世代に係る医療費について、入院・通院による医療費を県の10分の10の償還払いによって助成されることとなったものでございます。

施行期日は令和5年4月1日からとし、また、経過措置も定めております。

次に、議案第12号壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市出産祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、出産祝金を増額し、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、少子化の抑制及び次世代を担う若者の定住・移住の推進を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市出産祝金支給条例の一部を改正する条例、改正条文については記載のとおりございま

す。

また、議案資料1の42ページに、新旧対照表を記載しておりますので、御参照を願います。

改正内容でございますが、出産祝金の額について、第2子「3万円」を「10万円」に、第3子以降「10万円」を「20万円」に増額するものでございます。

施行期日については令和5年4月1日からとし、また、経過措置も定めております。

以上で、議案第7号から議案第12号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第13号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金について、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

改正内容は、壱岐市国民健康保険条例第6条第1項中、「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めます。

今回の改正は、国において出産に係る経済的負担を軽減するため、出産育児一時金の支給額を令和5年4月から全国一律で42万円から50万円に引き上げられたことを踏まえ、産科医療保障制度加算分1万2,000円を除く出産育児一時金を48万8,000円に改めるものでございます。

附則第1項は、施行期日としまして令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項につきましては、施行期日前の出産に係る経過措置でございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第14号及び議案第15号について、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第14号壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止についてですが、壱

岐阜市公共下水道事業受益者負担に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、令和5年度から受益者負担金を廃止するため、この条例を定めるものでございます。

次のページをお開きください。

これは、令和6年4月使用分から公共下水道使用料と漁業集落環境整備事業下水道使用料の統一に向け、令和5年度から公共下水道の受益者負担金を廃止するため、本条例を廃止するものです。

附則第1項としまして、施行期日は令和5年4月1日から施行するものとします。

また、附則第2項としましては、この条例の施行の日前に、廃止前の岐阜市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例によるものとしたします。

次に、議案第15号岐阜市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

岐阜市公共下水道区域外流入に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出です。

提案理由は、岐阜市公共下水道受益者負担に関する条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

岐阜市公共下水道区域外流入に関する条例の一部を次のように改正するものです。

第1条中、「及び本市が施行する公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき受益者から徴収する区域外流入に係る分担金」を削ります。

以下は、条の削除と、それに伴う文言などの改正です。

附則第1項としまして、施行期日は令和5年4月1日から施行するものとしたします。

また、第2項につきましては、この条例の施行の日前に、改正前の岐阜市公共下水道区域外流入に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例によるものとしたします。

議案関係資料1の44ページから46ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、議案第14号並びに議案第15号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、

よろしくお願いたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 議案第16号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について御説明いたします。

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により議会の議決を求めるものであります。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の全体版でございます。表紙の裏の本計画の目次で、第1章から第7章までの構成となっておりますが、今回、中間見直しにおいては、第4章、子ども・子育ての環境整備及び第5章、施策の展開について見直した部分を赤字で記載しております。

また、策定に当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、壱岐市子ども・子育て会議において慎重に検討、協議を重ねていただき、パブリックコメントを実施し、修正等を行っております。

それでは、議案資料4の議案第16号関係資料をお開き願います。概要版で御説明をいたします。

資料の1ページをお願いします。

1、計画の中間見直しについて示しております。今回の中間見直しに当たっては、本計画策定時から現在までの社会環境の変化や住民ニーズの変化等の影響を考慮して、見込み量と現在の希望、利用状況との乖離を確認するとともに、へき地保育所の閉園及び新たな民間による認定こども園の開設に伴う令和5年度及び令和6年度の見込み量の見直しを行っております。

国の基本指針においても、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととあることから、中間年に当たる本年度に見直しを行っております。

2、量の見込みの推計について、今回の中間見直しにおいて、量の見込みを推計する対象者及び事業者等を、それぞれ表のとおり記載しております。

次に、2ページをお開き願います。

3、教育・保育の量の見込みについて、算出方法、推計児童数を記載しております。推計の結果、年少人口は減少傾向にあり、今後の教育・保育の量の推計及び整備の方向性にも影響してい

くことが予想されます。

3ページをお開き願います。

③支給認定割合について、今回、令和5年度から6年度の推計には、直近の令和4年度の支給認定割合を使用することとし、3ページの下、④今後の量の見込みですが、上段に計画値、下段に実績と今後の推計として、令和5年度と6年度の推計を記載しております。

4ページ以降、赤字部分について、今回見直した推計値となっております。

4ページ下の文章、下から4行目、令和5年度から6年度において、市内全域においては量の見込みを確保できる体制が整備されています。今後も市民のニーズを注視し、増加していく可能性がある2号認定及び3号認定の受皿確保や、教育・保育サービスの地域格差解消等にも検討を重ね、さらなるサービス提供体制の確保に努めることとしています。

次に、5ページから10ページをご覧ください。

4、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを記載しております。①の利用者支援事業から⑩の放課後児童健全育成事業まで、それぞれ見込み量と確保方を記載しております。

次に、11ページから13ページは、5、市が実施している施策の見直しとして、赤字の部分を修正及び追記をしております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第17号公有水面埋立について御説明申し上げます。

下記地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申したので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

埋立位置につきましては、壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川1588番11及び同地に隣接する道路の地先公有水面でございます。

埋立面積は57.77平方メートル、埋立地の用途は護岸敷であります。

埋立承認出願人は壱岐市でございます。

提案理由としまして、公有水面埋立法第3条第1項の規定により意見を求められたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

次のページに位置図を添付しております。赤で着色した部分が当該箇所でございます。この埋立地につきましては、壱岐市管理の初山漁港、初瀬地区内でありまして、就労環境の改善と漁労作業の安全を図るためには、港内の静穏度を確保するための防風柵を設置する必要があります。

今回、その防風柵の設置に当たり、護岸敷のマイナス3メートル岩壁取付を改良するための公有水面埋立申請に伴い、埋立承認の議会議決が必要となったものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第18号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億710万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億1,278万8,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の1、追加として、2款1項総務管理費の乗合タクシー運行事業等17件、合計7億4,667万9,000円について、年度内に事業が完了しない見込みであるため、繰越明許費の追加として計上しております。

次のページをご覧ください。

7ページ、2、変更は、7款2項道路橋りょう費の道路改良費の補助事業分につきまして、さきに計上しておりました繰越明許費に追加するもので、1億6,300万円を追加し、2億6,801万6,000円としております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別添資料2、令和4年度3月補正予算（案）概要の19ページから24ページに記載しておりますので御参照ください。

次のページをお開き願います。

8ページ、第3表地方債補正の1、変更の辺地対策事業債は、消防ポンプ自動車購入事業ほか充当事業の実績見込み及び事業費の調整により、限度額を370万円減額し、2億9,130万円としております。

次の過疎対策事業債は、一支国博物館大規模改修工事ほか、充当事業の実績見込み及び事業費の調整により、限度額を3,060万円減額し、5億4,160万円としております。

9ページの過疎対策事業債、過疎地域持続的発展特別事業は、過疎対策事業債ソフト事業分の限度額を越える分について配分がなされたため限度額に8,000万円を追加し、3億3,690万円としております。

以下、計上しております各地方債につきまして、事業費の確定及び起債対象事業費の調整などによりまして限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

16ページから17ページをお開き願います。

1款市税1項2目法人税の現年課税分につきまして、今年度見込みにより617万2,000円減額しております。

11款1項1目地方交付税は、普通交付税を6,919万5,000円計上しております。

次のページをお開き願います。

18ページから19ページ、15款国庫支出金1項4目教育費国庫負担金の公立学校施設災害復旧費国庫負担金は、今年度の台風災害に係る小中学校施設の災害復旧について、一部、国の補助対象となる見込みとなりましたので、これに係る国庫負担金、合わせまして162万4,000円を計上しております。

同じく、2項1目総務費国庫補助金の離島活性化交付金は、充当事業のウルトラマラソン、離島留学生ホームステイ事業などの事業費の確定及び実績見込みにより1,171万9,000円を減額しております。

同じく、2項3目衛生費国庫補助金の出産・子育て応援交付金は、さきに補正いたしました出産・子育て応援交付金事業の国負担分につきまして、当初、県を經由して交付予定とされておりましたが、国からの直接補助となりましたので組替えを行うもので、870万円を計上し、同額、県補助金を減額しております。

このほか、国庫支出金全般におきまして、事業費の確定または実績見込みにより、それぞれ補正をしております。

16款県支出金1項2目民生費県負担金の国民健康保険基盤安定負担金は、今年度の交付額の確定により356万2,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

20ページから21ページ、16款2項1目総務費県補助金の国境離島地域雇用機会拡充事業交付金は、今年度の事業実績見込みにより1,906万3,000円を減額しております。

このほか、県支出金におきましても、事業費の確定または実績見込みにより、それぞれ補正をしております。

次のページをお開き願います。

22ページから23ページ、18款寄附金1項2目指定寄附金の企業版ふるさと納税寄附金は、新たに1件の企業版ふるさと納税がございましたので、200万円を計上しております。

19款繰入金1項1目基金繰入金は、財政調整基金の繰入れ5,000万円を減額するほか、特定目的基金につきましても、充当事業の実績見込み及び一般財源に係る財源の調整がなされたので繰入れの減額を行うもので、財政調整基金、特定目的基金、合わせまして2億9,204万6,000円を減額しております。

22款市債につきましても、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料2の令和4年度3月補正予算（案）概要の主要事業から、主な内容について御説明いたします。

まず、歳出全般につきまして、今年度の事業費の確定及び入札執行などの実績見込みによる不用額につきまして減額補正を行っております。

2ページをお開き願います。

2款1項6目企画費の企業版ふるさと納税寄附金は、企業版ふるさと納税に係る積立金及び支援業務委託料合わせまして、264万1,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

3ページ、同じく、6目企画費の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業は、実績見込みにより、観光課分として滞在型観光割引事業、滞在型観光商品造成等支援事業で2,547万円を減額、商工振興課分の雇用機会拡充事業、特定経営基盤維持事業補助金の実績見込みにより2,306万4,000円を減額しております。

5ページをお開き願います。

3款民生費1項3目老人福祉費の老人福祉事業費は、養護老人ホーム措置費の実績見込み及び老人スポーツ大会補助金の確定により1,235万4,000円を減額しております。

8ページをお開き願います。

4款衛生費1項4目病院費の病院事業費は、長崎県病院企業団構成団体負担金の令和4年度負担金額の確定によるもので1,371万5,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

9ページ、5款農林水産業費1項3目農業振興費のながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業は、国が事業主体に直接補助を行う他の補助事業に採択されたため不用となり、減額する

もので、1,873万7,000円を減額しております。

次のページをお開き願います。

10ページ、5款1項4目畜産業費の家畜診療所費は、予防ワクチン等の実施頭数が大幅に増えたため医薬材料費を200万円追加し、備品購入費の入札執行残100万円を減額するものでございます。

13ページをお開き願います。

7款土木費3項2目急傾斜地崩壊対策事業費は、県営急傾斜地崩壊対策事業の地元負担金の追加及び単独分の執行残を減額するもので、1,375万7,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

14ページ、7款4項1目港湾管理費の郷ノ浦港ターミナルビル改修事業は、油圧配管取替え等の追加、鋼材、油脂燃料価格の上昇により事業費を追加するもので1,100万円を計上しております。

16ページをお開き願います。

10款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費の単独分は、測量設計費の入札実績による減額及び工事費の追加を行うもので810万円を計上しております。

26ページをお開き願います。

基金の状況でございます。歳入のところで御説明いたしました取崩しの減額のほか、歳出予算で財政調整基金3億6,200万円、減債基金9,000万円の積立てを計上しております。

なお、各基金の年度末残高見込みは記載のとおりでございます。

以上で、議案第18号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第19号から21号について、続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第19号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,081万3,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、内容を御説明申し上げます。

8から9ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者保険税は、保険基盤安定繰入金等の増額により、1,210万1,000円減額いたしております。

6款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金などの繰入額の確定により600万1,000円を増額し、6款2項1目財政調整基金繰入金は、不足分の補正財源としまして500万円を増額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、新型コロナの影響で出張による会議がウェブ方式に変更されたことにより、職員の普通旅費を140万円減額いたしております。

2款5項1目葬祭費は、被保険者死亡者数の増加により、30万円を増額いたしております。

次に、議案第20号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ781万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,215万5,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

8から9ページをお開き願います。

歳入でございますが、4款1項2目保険基盤安定繰入金は、繰入額の確定により781万6,000円を減額いたしております。

10から11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付決定に基づき781万6,000円を減額いたしております。

次に、議案第21号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,958万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,319万3,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,004万3,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

8ページから11ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款、4款、5款及び7款1項1目一般会計繰入金は、歳出における総務費、介護給付費並びに地域支援事業費の減額による法定負担割合に基づき、それぞれ減額補正をいたしております。

7款3項1目介護サービス事業勘定繰入金につきましては、介護サービス事業の実績見込みにより400万円を増額いたしております。

8款1項1目繰越金は、歳出における介護給付費準備基金積立金の増額分の補正財源とするため、3,220万円を増額いたしております。

12ページから15ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款3項2目認定調査費は、新型コロナの影響から、更新申請の有効期限が最長1年の延長が認められたことにより申請数が減り、主治医意見書作成料や委託料を500万円減額いたしております。

2款1項1目介護サービス費は、住宅改修の実績見込みにより500万円減額いたしております。

3款2項1目一般介護予防事業費、3款3項1目包括的支援事業任意事業費は、新型コロナ感染症予防のため、各種事業の中止や成年後見制度の利用が少なかったことにより、それぞれ減額補正いたしております。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、次期介護保険事業計画に向け、事業の安定的な運営を確保することを目的に4,000万円増額いたしております。

次に、介護サービス事業勘定でございます。

24から25ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款サービス収入は、要支援認定者及び総合事業利用者の増加により、

サービスプラン作成収入400万円を増額いたしております。

26から27ページをお開き願います。

歳出でございますが、3款1項1目保険事業勘定繰出金は、サービスプラン作成費の収入増を見込み、400万円を増額いたしております。

以上で、議案第19号から21号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第22号及び議案第23号について、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第22号令和4年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和4年度老岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,377万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,735万1,000円とします。第2項は記載のとおりです。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によります。

本日の提出でございます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費として、中央水処理センター脱水装置更新工事ほか2件、事業費総額4,770万円について、年度内に事業が完成しない見込みであるものについて、繰越明許費として記載をいたしております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由の詳細につきましては、別紙資料2、令和4年度3月補正予算（案）概要の25ページに記載のとおりでございます。

5ページには、第3表地方債補正、1変更、下水道事業債について借入限度額を40万円減額補正し、5,110万円といたしております。

10ページをお開きください。

歳入ですが、下水道事業の実績に伴い、6款1項一般会計繰入金1,337万5,000円、9款1項下水道事業債を40万円減額する財源調整を行っております。

12ページをお願いいたします。

歳出の1款下水道事業費では、郵便料、消費税納付金、修繕費を、また、2款漁業集落排水整備事業費でも、消費税納付金、設計業務委託料などを実績額により減額いたしております。

以上で、議案第22号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第23号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条、令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和4年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正します。支出で、第1款、水道事業費用33万円の増額を行い、総額8億1,379万7,000円とします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億4,966万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,221万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2億2,745万2,000円を、不足する額2億230万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,325万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億4,723万5,000円、当年度損益勘定留保資金4,180万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正します。収入、第1款、資本的収入を5,120万7,000円減額し、総額1億5,388万2,000円とし、支出、第1款、資本的支出も9,856万5,000円減額し、総額を3億5,619万円とします。

本日の提出です。

8ページ、9ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出ですが、支出で1款水道事業費用1項営業費用で33万円増額いたします。これは、男女岳ダムの管理費負担金を増額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

資本的収入及び支出ですが、収入ですが、国庫補助金及び他会計補助金、合わせて5,120万7,000円を減額いたしております。支出ですが、水道施設建設改良費9,856万5,000円を減額いたしております。これは、令和4年度中に計画いたしておりました水道水源自動監視施設等整備事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響等諸般の事情により、本年度の事業の完了が見込めないため、県とも協議の上、未契約であることから、全額を不用額として減額するものです。本事業は、改めて事業計画を見直し、令和5年度事業として、まず設計業務を実施することとし、新年度予算に再計上いたしております。

以上で、議案第22号及び議案第23号についての説明を終わります。御審議のほど、よろし

くお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241億9,000万円とします。第2項については記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6ページから7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で令和5年度以降に発生する債務負担の内容につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

8ページ、第3表地方債で、令和5年度に借り入れるものの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。限度額の総額は21億7,480万円でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

14ページから15ページをお開き願います。

1款市税の1項市民税は8億1,720万7,000円、対前年度3,162万円の減、同じく、2項固定資産税は10億1,355万6,000円で、対前年度3,971万7,000円の増とし

ております。

次のページをお開き願います。

16ページから17ページ、7款地方消費税交付金は6億1,672万4,000円で、対前年度2,307万5,000円の増としております。

次のページをお開き願います。

18ページから19ページ、11款地方交付税は、普通交付税89億円、特別交付税8億5,000万円、合計で97億5,000万円、対前年度1億5,500万円の増としております。

26ページから27ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の離島活性化交付金は、戦略産品輸送経費支援、三島地区買物支援、離島留学生事業など10事業に対し、2分の1の補助金8,863万4,000円、デジタル田園都市国家構想交付金は、昨年度までの地方創生推進交付金を統合した補助金となり、SDGs推進事業、外部人材活用推進事業など4事業に対し、2分の1の補助金3,595万6,000円、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、農水産物輸送コスト支援に係る60%補助の9,941万7,000円、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金は、RE水素実証試験に係る対象経費100%補助で6,486万5,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

28ページから29ページ、15款2項6目消防費国庫補助金の消防防災施設整備費補助金は、消防指令台更新に係る補助金で3,898万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

30ページから31ページ、16款県支出金2項2目民生費県補助金の福祉医療費助成費補助金は、これまでの乳幼児等の2分の1の補助に加え、令和5年度から18歳までを対象拡大する分については県の10分の10補助となり、合計1,876万5,000円を計上しております。

36ページから37ページをお開き願います。

18款1項2目指定寄附金は、令和5年度のふるさと応援寄附金を10億円、企業版ふるさと納税寄附金を1,010万円の見込額で計上しております。

19款1項1目基金繰入金は、財源調整のための財政調整基金を4億6,000万円、減債基金を2億円計上しております。特定目的基金については、地域福祉基金は障害者福祉医療費、入湯券等助成事業などの財源として1億3,000万円を、合併振興基金につきましては地方バス路線維持、まちづくり交付金、乗合タクシー運行業務などの財源として6億円を、ふるさと応援基金につきましては、ふるさと納税の返礼品等に係る費用及び定住奨励事業、ふるさと就職支援事業などのほか、ふれあい交流事業、不妊治療費助成、学校給食支援事業等、結婚・出産・子育て

て関係事業の財源の一部として8億円を、過疎地域持続的発展特別事業基金は、出産祝金、磯焼け対策などの事業の財源として2億4,500万円を計上しております。

44ページから45ページをお開き願います。

22款市債につきましては、合計21億7,480万円、対前年度2億2,530万円の増となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道鶴亀中央線、市道初山中央線など、補助事業及び単独起債事業の道路事業23事業などに充当するもので、2億3,870万円を計上しております。

2目過疎対策事業債は、市道黒崎線道路改良事業など、道路改良事業7事業のほか、芦辺港ターミナル整備事業、勝本港埋立事業、老岐病院増築に係る長崎県病院企業団建設改良特別負担金などの事業に8億8,120万円、ソフト分の過疎地域持続的発展特別事業分として離島航空路線確保対策補助金、島外スポーツ団体誘致事業など、2億4,970万円を計上しております。

4目民生債の緊急防災・減災事業債は、ふれあいセンターかざはや及びクオリティーライフセンターつばさの改修工事に充当するもので、4,480万円を計上しております。

5目衛生債の一般廃棄物処理事業債は、クリーンセンター塵芥車更新、汚泥再生処理センターの施設補修工事に充当するもので、8,910万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

46ページから47ページ、土木債の公営住宅建設事業債は、古城団地、永田団地の改修事業に充当するもので、1億9,930万円を計上しております。

8目消防債の防災基盤整備事業債は、消防指令台更新に係る補助裏に充当するもので、1億3,410万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料3、令和5年度当初予算（案）概要により御説明いたします。

4ページから6ページをお開き願います。

令和5年度の重点事業としております結婚・出産・子育て支援の充実の概要を記載しております。保育料第2子以降無償化事業など、歳出予算を伴わない負担軽減策などもございますので、こちらに概要を記載しております。

それでは、主要事業の中から主な内容につきまして御説明いたします。

7ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費の市制施行20周年記念事業は、令和6年3月に市制施行20周年を迎えるに当たり記念事業を行うもので、記念式典及び記念誌作成等に係る費用898万6,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

8 ページ、2 款 1 項 5 目財産管理費で、長崎県に埋立てを要請し実施してありました郷ノ浦港鎌崎地区の用地について県との協議が整いましたので、企業誘致等に活用する用地として購入するための取得費 6,136 万 9,000 円を計上しております。

次のページをお開き願います。

9 ページ、同じく 6 目企画費の地方バス路線維持費は、市内路線バスの維持・確保を図るため、路線バス運行事業者の実質損失額に対する 70%を補助するもので、8,713 万 6,000 円を、本土通院等航路運賃支援助事業は、県が航路事業者に対して行っておりましたリフレッシュ補助が終了することに伴い、引き続き本土通院等に係る負担軽減の割引を市で実施するもので、1,000 万円を計上しております。次のふるさと応援寄附金は、令和 5 年度のふるさと納税見込み 10 億円に係る返礼品等に要する経費及び寄附金の積立金、合わせまして 15 億 8,420 万 8,000 円を計上しております。

次のページをお開き願います。

10 ページ、同じく 6 目企画費のSDGs推進事業は、壱岐なみらい創りプロジェクト等 5 つの事業について、2,200 万円を計上しております。次の総合計画策定業務は、現行の第 3 次壱岐市総合計画の計画期間が令和 6 年度までとなっており、次期総合計画の策定に着手するもので、524 万 3,000 円を計上しております。

12 ページをお開き願います。

1 項目めの外部人材活用推進事業は、大学や企業からの外部人材を活用し、共創の社会の実現を目指す取組を実施するもので、1,270 万円を計上しております。次の外部人材活用促進事業は、日本郵便株式会社より地域活性化企業人の受入れを行うもので、560 万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

13 ページ、2 款 1 項 6 目企画費の国境離島航路・航空路運賃軽減事業は、本土との交通手段の負担軽減を図るため、国境離島航路・航空路運賃低廉化負担金で、8,994 万 5,000 円を計上しております。

15 ページをお開き願います。

2 款 1 項 7 目情報管理費の自治体DX推進事業は、デジタル本庁舎構想に基づく行政事務のオンライン化を推進するもので、コミュニケーションツール Slack の利用料、LINE 公式アカウントシステム利用料等、1,392 万円を計上しております。

17 ページをお開き願います。

3 款民生費 2 項 1 目児童福祉総務費の出産祝金事業は、これまで第 2 子が 3 万円であったものを 10 万円に、第 3 子以降が 10 万円であったものを 20 万円に拡充するもので、1,700 万

円を計上しております。

次のページをお開き願います。

18ページ、同じく1目児童福祉総務費の福祉医療費助成事業は、こどもの福祉医療助成対象を18歳まで拡大することに伴う10分の10県負担分、400万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

19ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費の不妊治療費助成事業は、不妊治療に係る自己負担額を助成するもので450万円を計上しております。次の出産・子育て応援事業は、令和4年度から開始された妊娠時5万円、出産時5万円の経済的支援に加えて、「生まれてくれて“ありがとう”」事業として3万円相当の出産記念品を贈ることとしており、1,736万6,000円を計上しております。

21ページをお開き願います。

4款1項4目病院費は、長崎県病院企業団への負担金と壱岐病院の増築等に係る建設改良特別負担金3億円、また、医師の派遣等を行っている大学への寄附金などを合わせまして、8億7,750万5,000円を計上しております。

5款農林水産業費1項3目農業振興費の農業生産価格高騰対策事業は、令和4年度において緊急経済対策事業として実施した農業用原材料等の価格上昇に係る支援を引き続き実施するもので、3,046万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

22ページ、5款1項4目畜産業費の堆肥利用推進対策事業は、堆肥販売価格の2割引下げを引き続き実施するもので、180万7,000円を計上しております。

24ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費の漁業生産緊急支援事業は、漁業用資材の価格高騰対策として発泡スチロール箱及び氷に対して補助を行うもので、2,055万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

25ページ、5款3項3目漁港管理費の芦辺港ターミナル整備事業は、芦辺港ジェットfoil乗り場の移転整備に併せましてターミナルビルの改修、駐車場等の周辺整備を行うもので、1億4,997万1,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

26ページ、6款1項2目商工振興費の地域商社運営費等補助金は、壱岐市ふるさと商社の運営費等の補助金として3,265万円を計上しております。同じく4目観光費の滞在型観光促進プロジェクト事業は、美術大学学生の滞在型制作活動、地域交流などにより、美術に関心を持つ層の誘客促進につなげるもので、684万5,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

27ページ、7款土木費2項3目道路橋りょう新設改良費は、補助事業として継続の市道黒崎線道路改良事業をはじめ10路線2億4,028万3,000円を、次のページをお開き願います。

28ページ、起債事業として市道銀台線道路改良事業をはじめ19路線2億4,290万円を計上しております。

7款4項1目港湾管理費の勝本港埋立事業は、県の港湾整備に併せまして勝本港の埋立てを実施するもので、1億3,005万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

29ページ、同じく1目港湾管理費の郷ノ浦港ターミナルビル改修事業は、ジェットfoil乗り場の移転整備に併せまして駐車場の再整備を行うための測量設計及びターミナルビルの一部改修費用等、4,025万円を計上しております。

7款7項2目住宅建設費の公営住宅等改善事業は、永田団地、古城団地の改修事業、三本松住宅の解体工事、合計で2億4,950万8,000円を計上しております。

8款消防費1項1目常備消防費の高機能消防指令センター総合整備事業は、平成26年運用開始の消防指令台の更新を行うもので、2億1,775万6,000円を計上しております。

32ページをお開き願います。

9款7項1目学校給食費の学校給食費支援事業は、学校給食費を月額1人当たり、小学校2,900円、中学校3,500円の助成を行うもので、7,014万7,000円を計上しております。

以上が、歳出の主な内容でございます。

その他、基金の状況につきましては、資料3の35ページに、地方債の状況に関する調書は予算書260ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第25号から第27号まで、続けて御説明を申し上げます。

初めに、議案第25号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和5年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億

60万1,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,998万9,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第4条は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、予算の主な内容を御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和6年度に発生する債務負担行為の内容は、記載のとおりでございます。

10から11ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者健康保険税は、新型コロナの影響や物価高騰を考慮し、令和5年度の保険税率を据え置く予定であり、5億2,992万6,000円を予算計上いたしております。

12ページから13ページをお開き願います。

4款1項1目保険給付費等交付金は、事務費、医療費、保険事業に係る長崎県からの交付金26億5,260万1,000円を予算計上いたしております。

6款1項1目一般会計繰入金は、法定分としまして総額2億7,308万8,000円、6款2項1目財政調整基金繰入金は、保険税を据え置き、長崎県への国保納付金の歳入不足を補うことから4,325万6,000円を予算計上いたしております。

18ページから19ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款総務費は、運営事務費としまして総額1,956万2,000円を予算計上いたしております。

20から21ページをお開き願います。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、窓口負担を除く医療費22億1,800万円、3目一般被保険者療養費は、補装具等の償還払い分の医療費1,480万円を予算計上いたしております。

22ページから23ページをお開き願います。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、自己負担限度額を超える償還分の医療費としまして3億4,600万円を予算計上いたしております。

2款4項1目出産育児一時金につきましては、50万円の20人分で1,000万円、2款5項1目葬祭費は140万円を予算計上いたしております。

3款国民健康保険事業費納付金は、国保財政の責任主体である長崎県から示された納付金、総額8億2,596万5,000円を予算計上いたしております。

24から27ページをお開き願います。

5款保健事業費は、生活習慣病の早期発見、重症化予防を図るため、保健事業普及費、特定健診並びに特定保健指導の事業費としまして、総額5,218万8,000円を予算計上いたしております。

次に、診療施設勘定について、主な内容を御説明申し上げます。

39ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和6年度に発生する債務負担行為の内容は、記載のとおりでございます。

44ページから45ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款診療収入は、新型コロナの影響や令和4年度の診療収入の実績見込みを考慮し、2,250万円を予算計上いたしております。

また、3款1項1目一般会計繰入金は、診療所運営費不足分としまして2,702万5,000円を予算計上いたしております。

46ページから47ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目施設管理費は、診療所施設の維持管理費及び医師への診療業務委託料としまして4,898万9,000円を予算計上いたしております。

次に、議案第26号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,397万8,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

本日の提出でございます。

予算の主な内容を御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和6年度に発生する債務負担行為の内容は、記載のとおりでございます。

10ページから11ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目後期高齢者医療保険料は、令和5年度の保険料率は据え置きでございますが、被保険者の増加により2億4,201万円を予算計上いたしております。

また、4款1項一般会計繰入金は、広域連合への納付金など法定負担分1億5,059万9,000円を予算計上いたしております。

14ページから15ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款総務費は、事業運営事務費としまして222万1,000円、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合から示された納付金3億9,035万7,000円を予算計上いたしております。

次に、議案第27号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。令和5年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億178万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,363万9,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第4条は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

予算の主な内容を御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和6年度に発生する債務負担行為の内容は、記載のとおりでございます。

10ページから13ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者の保険料は、令和5年度は第8期介護保険事業計画の最終年度であり、保険料率は据え置きとし、5億8,769万6,000円を予算計上いたしております。

また、3款から5款及び7款につきましては、事務費、介護給付費並びに地域支援事業費の財源としまして、法定負担割合及び第8期介護保険事業計画に基づき算定し、それぞれ予算計上いたしております。

16から19ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款総務費は事業運営事務費としまして総額4,488万6,000円とし、令和5年度は介護保険事業計画の見直しであり、昨年度と比較し1,046万1,000円の増となっております。

20ページから27ページをお開き願います。

2款1項1目介護サービス諸費は、自己負担分を除く介護サービス費としまして32億4,960万円を予算計上いたしております。

2款3項1目高額介護サービス費は、自己負担限度額を超える償還払い分の介護サービス費としまして8,940万円を予算計上いたしております。

また、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、壱岐市が実施する総合事業の費用、1億5,243万7,000円を予算計上いたしております。

3款2項1目一般介護予防事業費は、介護予防のための費用、4,782万4,000円を予算計上いたしております。

3款3項1目包括的支援事業・任意事業費は、高齢者の総合的な相談窓口や配食サービス事業などの費用、9,244万1,000円を予算計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定について、主な内容を御説明申し上げます。

46から47ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款サービス収入は、要支援認定者並びに総合事業利用者へのサービスプラン作成収入としまして2,961万6,000円を予算計上いたしております。

48ページから51ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、地域包括支援センターの運営事務費1,007万4,000円、3款1項1目保険事業勘定繰出金2,300万円を予算計上いたしております。

以上で、議案第25号から27号までの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第28号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,350万1,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は記載のとおりです。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めます。

第5条は記載のとおりです。

本日の提出です。

10ページから11ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。1款使用料及び手数料の1項1目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落排水整備事業分の6,731万4,000円を見込んでおります。

2款国庫支出金は、公共下水道事業費補助金1,750万円を、3款県支出金は、漁業集落排水整備事業費補助金2,750万円を、5款一般会計繰入金を2億3,396万9,000円などを計上いたしております。

12ページから13ページをお願いいたします。

8款市債として、公共下水道事業及び漁業集落環境整備事業分として、公営企業会計適用債3,690万円を計上いたしております。

14ページから15ページには、歳出として、1款下水道事業費の1目一般管理費12節委託料には、公共下水道の公営企業会計法適用移行業務など1,208万8,000円を、16ページから17ページには、1項2目施設管理費として、12節委託料に公共下水道施設管理業務費など3,295万9,000円などを計上いたしております。

18ページから19ページには、2項1目施設整備費の14節工事請負費には、公共下水道の更新工事費として北部水処理センターの発電機更新工事など3,300万円を計上いたしております。

2款漁業集落排水整備事業費1項1目一般管理費を掲載しております。

20から21ページには、12節委託料として、漁業集落排水整備事業の公営企業会計法適用移行業務など545万5,000円を、22から23ページには、1項2目施設管理費の12節委託料に山崎、恵美須、瀬戸、芦辺の施設管理業務費など2,502万2,000円、2項施設整備費の14節工事請負費には、山崎地区漁業集落排水処理施設のマンホールポンプ場の分電盤更新工事費1,100万円、瀬戸、芦辺地区のマンホールポンプの非常通報装置更新工事費4,600万円などを計上いたしております。

27から33ページは給与明細書を、34から35ページは債務負担行為の支出予定額等を、36ページには地方債の前々年度末における現在高及び前年度末並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書を、それぞれ記載しております。

議案第28号に関する主要事業は、資料3の令和5年度当初予算（案）概要の34ページに記載をいたしております。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第29号令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和5年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,426万8,000円と定める。

2項は記載のとおりでございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

予算の内容については、歳入歳出予算事項別明細書により説明をいたします。

10ページ及び11ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますが、本年度は1,500万円を計上いたしております。前年度と比較しますと75万円増加しておりますが、これは前年度実績を基に乗船運賃の増加を見込んでおります。

次に、2款国庫支出金、国庫補助金は、3,935万6,000円を計上しております。国庫補助金につきましては、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっており、既に内示もあっておりまして、昨年度と比較しますと減額となります。

3款県支出金、県補助金は、2,202万8,000円を計上いたしております。県補助金につきましては、国からの補助残を基に算定することになります。県負担金は、国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による県の負担金でございます。

4款繰入金、一般会計からの繰入金は、国、県の補助残等と国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による市の負担分を計上しております。

12ページ及び13ページをお開き願います。

歳出について御説明を申し上げます。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係については、海事職員4人、会計年度任用職員3人の人件費を計上いたしております。

次に、14ページ及び15ページをお願いいたします。

2目業務管理費でございますが、これも経常的なものであり、10節需用費の修繕料2,600万円につきましては、主に中間検査に係る修繕料とドックに係る費用でございます。また、13節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときに係る臨時代船の用船料でございます。

18ページから25ページにかけては、給与費明細書でございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第30号令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

令和5年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,996万6,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料6,286万1,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を見込みまして216万5,000円の増といたしております。

3款繰入金1項1目減価償却基金繰入金650万円は、機械器具購入のための繰入金を計上いたしております。

5款諸収入1項1目受託事業収入6,060万1,000円は、道路、公園等維持管理に係る作業受託料を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費1億2,995万5,000円は経常的経費でありまして、主には需用費に消耗品費、燃料費、修繕料等2,840万6,000円、備品購入費にトラクター等機械器具購入費1,473万1,000円、負担金補助及び交付金にオペレーター等人件費分として、農業機械銀行振興会への負担金等6,853万円を予算計上いたしております。

以上で、議案第30号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第31号令和5年度壱岐市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第1条、令和5年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入、第1款水道事業収益は7億4,897万円、支出、第1款水道事業費用は9億324万5,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入の第1款資本的収入は3億914万8,000円、2ページをお願いいたします。支出の第1款資本的支出は4億7,775万4,000円です。

第5条から第9条は記載のとおりです。

本日の提出です。

4ページには、別表、債務負担行為を、6ページから7ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出を、8ページから9ページには、資本的収入及び支出を記載しております。

10ページには、業務活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表すキャッシュフロー計算書を、12から15ページには、職員の給与明細書を記載しております。

16から23ページには、令和4年度と令和5年度の予定損益計算書と予定貸借対照表を記載しております。

24ページをお願いいたします。

令和5年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございまして、1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として5億3,772万3,000円を見込んでおります。また、2目その他の営業収益3節他会計負担金として2,184万9,000円を見込んでおります。2項営業外収益は、長期前受金戻入などを計上いたしております。

26ページをお願いいたします。

支出でございまして。1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設の電気料など、1億9,901万4,000円を計上いたしております。2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査、水道施設運転監視委託などを、8節修繕費は水道施設修繕費など、1億8,706万2,000円を計上いたしております。

28から29ページには、3目総係費11節委託料として、丸田水源の有効活用を図るための変更認可申請作成等業務や市内各施設の測量調査等業務費として4,741万5,000円を、4目減価償却費3億4,324万6,000円などを計上いたしております。

30から31ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。1款資本的収入ですが、1項企業債借入金9,300万円を、2項出資金では他会計出資金1億604万8,000円、3項工事負担金は道路改良工事などに伴う水道管布設替補修費を、4項には国庫補助金などを計上いたしております。

31ページの1款資本的支出は、1項に給配水管布設替工事費や基幹施設改良費2億3,837万2,000円を、委託料として基幹施設改良設計業務費2,296万8,000円を、2項資産購入費は量水器や量水ボックス、公用車の購入費用1,174万1,000円、3項企業債償還金は、これまでの建設改良などに伴う企業債償還金2億467万3,000円を計上いたしております。

一般会計繰入金の減額により赤字経営となるため、赤字分については内部保留金による補填により対応する予定となっております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第34. 要望第1号～日程第35. 要望第2号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第34、要望第1号及び日程第35、要望第2号、以上の2件を議題とします。

ただいま上程いたしました要望第1号及び要望第2号につきましては、タブレットに配信させていただいておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月7日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時15分散会

議事日程 (第2号)

令和5年3月7日 午前10時00分開議

日程第1	承認第1号	議案の撤回について	市民部長説明、質疑あり、承認
日程第2	議案第3号	壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第4号	壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第5号	壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第6号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第7号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第8号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第9号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第10号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第11号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第12号	壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第13号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第14号	壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第14	議案第15号	壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第17号	公有水面埋立について	質疑なし、産業建設常任委員会付託

日程第17	議案第18号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第12号)	質疑あり、 予算特別委員会付託
日程第18	議案第19号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第19	議案第20号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第21号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	議案第22号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	議案第23号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第4号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第24号	令和5年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第24	議案第25号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第25	議案第26号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第26	議案第27号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第27	議案第28号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第28	議案第29号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第29	議案第30号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第30	議案第31号	令和5年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第31	要望第1号	会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書	総務文教厚生常任委員会付託
日程第32	要望第2号	「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望	総務文教厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(15名)

1番 森 俊介君

2番 樋口伊久磨君

3番 武原由里子君

4番 山口 欽秀君

5番	中原 正博君	6番	山川 忠久君
7番	植村 圭司君	8番	清水 修君
9番	赤木 貴尚君	10番	音嶋 正吾君
11番	小金丸益明君	13番	中田 恭一君
14番	市山 繁君	15番	土谷 勇二君
16番	豊坂 敏文君		

欠席議員（なし）

欠 員（1人）

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案1件を受理しております。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

社会福祉法人北申会による認定こども園施設整備事業について、議員皆様、市民皆様へ御報告申し上げます。

昨日3月6日、社会福祉法人北申会理事長中路秀彦氏から電話があり、このたびの壱岐市における認定こども園施設整備事業について撤退したいとの申出がありました。

この件につきましては、昨年、令和4年6月会議で予算議決を頂きましたが、同年9月に事業延期の申出がありましたので、今回3月会議に議案第18号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）において繰越明許費の提案をしているところであります。

社会福祉法人北申会には、本市の保育行政に大きく関わる事案であり、これまで様々な議論がなされた経過を踏まえ、事業撤退について、その理由を含めて、正式文書により提出されるよう申入れしたところでございます。議員皆様には、正式な文書が提出され次第、改めて御報告申し上げます。

本市といたしましては、保育環境の充実に大きく期待しておりましただけに非常に残念な思いではありますが、取りあえず、以上、御報告させていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1. 承認第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、承認第1号議案の撤回についてを議題とします。

撤回理由について説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本件につきましては市民部長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。承認第1号議案の撤回について御説明いたします。

令和5年3月2日に提出をいたしました議案第16号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定については、撤回したいので、壱岐市議会会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

撤回の理由でございますが、先ほど市長から報告がありましたとおり、令和6年4月開園予定でありました社会福祉法人北串会の認定こども園施設整備事業の撤退により、令和6年度の教育・保育施設の確保方策として見込んでいました数値の見直しが必要となったためでございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号議案の撤回については、これに承認することに御異議ありませんか。（「これにも質問駄目なんですか」と呼ぶ者あり）

今、説明いたしました、これについて質問だけ受けましようかね。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） では、見直しをもう一回見直すということの受け止めですが、中間報告の見直しだけじゃなくて、この間の前提とした保育所とか幼稚園の受入れの状況が進んでいますよね。そのあたりの見直しまで含めた見直しになるのか、単なる中間見直しだけになるのか、そのあたり、ちょっと聞かせてください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの山口議員の御質問にお答えいたします。

本議案については撤回をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 撤回は理解できますけども、当然だと思いますが、どこまでの撤回なのか、中間見直しだけなのか、この間、北串会が認定こども園を開設するという前提で動いていた一連のことも見直しの対象として上がってくるのかどうか、それをお答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま提案をいたしておりますのは議案の撤回でございます、見直しの議案でございませんので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） ようございますか。ほかに、質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） いいですか。

撤回の理由に関しては、市長の今報告がありました内容で一定の理解はいたします。しかし、市議会に安易に提案された議案が簡単に取り下げられるということは、議会軽視であります。もっと慎重に事をなすべきです。そのことを申し添えておきます。拙速にやるからこういうことが起こるんです。

以上。

○議長（豊坂 敏文君） 所管の問題もありますが、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号議案の撤回については、これを承認することに決定いたしました。

これにより、日程第15、議案第16号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定については、議事日程より削除をします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時15分といたします。

午前10時07分休憩

午前10時15分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

日程第2. 議案第3号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、議案第3号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第3号の質疑を終わります。

日程第3. 議案第4号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、議案第4号壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） これまで壱岐市個人情報保護条例がありましたが、それが廃止されてということでもあります。新しく壱岐市個人情報保護に関する法律施行条例ということですが、今まであった保護条例が廃止されていくわけですが、全国的にも各自治体ごとに保護条例がつくられてきて、各自治体ごとでの条例案があったわけですが、今回の国が一本化する、リセットするという形で壱岐の個人情報保護条例が廃止されるわけですが、その中で個人情報の保護に関して、今まで保護がかかっていたのに保護が後退すると、そういう事例は、この条例の廃止によってあるのかないのか、そのあたりはどのように把握されているか、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。現行の壱岐市個人情報保

護条例は平成17年4月1日に施行し、これまで法改正等に伴う必要な改正等を行いながら、関係規則等と合わせ、その規定に基づき運用を図っております。現行条例につきましては、当時の法律の定めの下、制定されたものであり、法律の範囲を超えて規定している事項はないものと認識をいたしております。

今回提出しております議案第4号壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、議案説明の際に申し上げましたところでございますが、個人情報の取扱いが今般の改正法の下、全国的に共通化されることとなり、制度全体の所管も国の個人情報保護委員会に一元されたものでございます。

今回の法律の改正に当たり、個人情報保護委員会においては、改正後の個人情報保護法の規則にのっとり、本人の権利利益を保護するため、行政機関等における個人情報等の取扱いを確保すべきことと意見されており、法改正後も引き続き本人の権利利益が保護されるものと認識をいたしております。

したがって、施行日であります令和5年4月1日からは、改正後の法律が直接適用されるものであり、旧条例を廃止して個人情報の保護が後退することになる事案はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 条例の中で、要配慮個人情報等の取扱い制限規定というのがありますが、これは壱岐市の今回廃止する規定の中にあつたのでしょうか。壱岐独自の規定というのがあつたのかどうか。

それからもう一つは、個人情報の目的外利用とか外部提供で、今回、壱岐市暴力団排除条例が出されておりますが、外部への提供の点で、この暴力団排除条例以外に、壱岐市は外部情報を提供するという条例はないということによろしいのか、この2点をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） まず1点目の要配慮個人情報の収集の制限ということになると思いますが、これにつきましては議案の説明の折にも触れましたが、今回の法改正は、これまでの別個の法律や条例等により生じていた個人情報の規律に関する不整合を是正することを目的とされております。よって、個人情報の基本的な枠組みについては法において統一的に規定され、条例においては法の施行に当たって必要な事項を定めることとされております。

なお、法においても、その目的として個人の権利利益の保護がうたわれているほか、個人情報の保有や提供の制限等が規定されており、要配慮個人情報等に関する規律についても従来水準が維持されているものと解しております。

次に、2番目の質問でございますけども、目的外利用についての御質問でございますけども、現行条例においては、特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならないとなっております。今回の法改正に伴い、個人情報の目的外利用については慎重に対応すべきものと考えております。地方自治体においても、法の規定に基づき対処することとされており、新条例においては、現行条例と同様の規定を設けることは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。山口議員。3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最後ですが、壱岐市個人情報保護審査会というのがこれまでもありましたが、今後もあるというふうに理解していますが、今回初めて報酬が載りましたが、これまで報酬が出されていなかったのか。

それから、これまで、例えば令和4年度、この保護審査会というのは何回ほど開かれて、幾つの調査議案が諮問されたのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 壱岐市個人情報保護審査会についての御質問でございますけども、これにつきましては、一部県内市町の共同設置により実施しております。委員は、弁護士、大学教授、行政経験者、人権擁護委員、報道関係者の5名で構成されており、任期は2年。選任は、長崎県行政振興協議会において実施されておるところでございます。

報酬等の部分につきましては、これまで情報公開審査会のほうと統一的に対応されておりましたから、1本で載せておりましたけども、今回、法改正に伴い、分けて載せているところでございます。

それと、これまでの実績についてでございますが、開示請求につきましては、令和4年度が1件、令和3年度も1件、令和2年度が2件、令和元年度はゼロ件、平成30年度が1件でございます。

審査請求については、実績はございません。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第4号の質疑を終わります。

日程第4. 議案第5号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、議案第5号壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

日程第5. 議案第6号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第6号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 養護老人ホームで働いていらっしゃる方のことですが、正規職員、それからフルタイム会計年度任用職員、それからパートタイム会計年度任用職員のそれぞれの、現在の状況になって、どういう人数で働いているのかということと、あと第6条について、深夜割増し手当についてですが、この勤務というのは、介護等の業務に従事したときというふうに書いてありますが、これは介護のために必ず従事している人、ではないかなということだと思うと、6条の中身、ちょっと疑問に思うんですが、そのあたりはよろしいのかということです。すみません。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の1点目の、養護老人ホームに働く正規職員とフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の人数は、との質問にお答えをいたします。

令和5年3月1日現在、正規職員が14名、フルタイム会計年度任用職員が17名、パートタイム会計年度任用職員が21名、合計52名でございます。

なお、2点目の御質問につきましては、市民部長より答弁させていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の2つ目の第6条、夜勤割増し手当の内容につきましてお答えをいたします。

本条例第6条では、養護老人ホームに勤務をする会計年度任用職員が、いわゆる夜勤を行った場合への夜勤割増し手当について規定しております。

現在、養護老人ホームでは、2交代制、1夜勤2勤務という形態を取っております。午後4時から翌日の午前9時までの15.5時間勤務となっております。この場合、労働基準法の深夜労働時間帯、午後10時から午前5時までの6時間においては、夜間勤務手当として、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給することとなっておりますが、夜勤に従事をする会計年

度任用職員への雇用の継続と安定を図るため、今回、会計年度任用職員に対し、夜勤割増し手当の支給の改正を行うものであります。

なお、老人ホームに従事をする職員としましては、介護士、看護師、作業療法士等おりまして、夜勤に従事をする職員は介護士ということで、今回の特殊勤務手当の改正ということになっております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） かなりフルのパートの方が多いなという感じもしますが、このあたりの賃金アップになるということは歓迎ですが、その点で、この条文の6条のところでは最後のところの、介護等の業務に従事したときというのは、これは必ず介護等に従事するということにならないんですか。その時間、働いておれば、必ずもらえるということではないでしょうか。その点で、介護等業務に従事したときという限定的な表現というのはよろしいかどうか、それはどうですか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の再質問にお答えいたします。

介護等に従事をする、夜勤勤務をする職員に全て、1回につき2,000円ということで、その時間帯に従事する会計年度任用職員には支給するということの改正でございます。失礼します。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第6号の質疑を終わります。

日程第6. 議案第7号～日程第7. 議案第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第6、議案第7号から日程第7、議案第8号までの2件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第7号、外1件の質疑を終わります。

日程第8. 議案第9号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第8、議案第9号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、壱岐市家庭保育事業者は現在何件あるのでしょうか。

それから、そこへ通っている子供の人数は何人ほど。

それから、実際、事業所として保育している家庭保育者、家庭保育補助者は実際壱岐に何人いらっしゃるのか。

それから、家庭保育者の研修が必要だというふうに書いてありますが、実際この間、その研修はどのように行われてきたのか。

それから、5番目、乳幼児の送迎の自動車へのブザーをつけると、その他見落とし防止装置をつけると。昨今の幼稚園の見落とし事故等に関わる措置だと思いますが、このあたりのどのようなものをお聞かせください。

以上5点です。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、家庭的保育事業の定義についてですが、家庭的な雰囲気の下で、主としてゼロ歳から2歳までの少人数、5人以下の子供を対象にきめ細かな保育を行うものであります。現在、壱岐市においては、家庭的保育事業者はございません。ですから、通っている子供さんもいらっしゃいません。

次に、家庭的保育者、家庭的保育補助者は何人かという御質問ですが、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準により、子供3人を保育する場合は、家庭的保育者1人、子供5人を保育する場合には家庭的保育者1人に加えて家庭的保育補助者1人となっております。

次に、家庭的保育者の研修はどのように行われるのかという御質問ですが、これにつきましては長崎県が子育て支援員研修として、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、保育所、認定こども園等の保育分野の担い手となる人材に対して、子育て支援の基本研修、見学実習も含めた地域型保育の専門研修を実施しております。

次に、送迎の自動車運行についてでございますが、壱岐市においては、現在送迎等を行っている保育所、こども園、幼稚園はございませんが、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車に備えるブザー、その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置は、例えば自動車のエンジンが停止すると自動的に音声やブザーが鳴り、自動車内の後方にあるボタンを押さなければ音声やブザーが止まらないという機能があるものや、自動車内の点検が未実施の場合に車外へ警告のアナウンスが鳴るもの、また、自動車内に人が残っているとセンサーが作動し、警告音により周囲に異常を知らせるものなど、国土交通省で策定をされた送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置ガイドラインに適合するものを想定しております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、いいですか。

○議員（4番 山口 欽秀君） はい。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。

日程第9. 議案第10号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第9、議案第10号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 12条の2に関わることですが、ここにあるように、非常時体制での早期業務再開を図るための計画とかというふうに書いてあります。今回のコロナ感染拡大等に対する状況の中での学童保育の対応についての計画となるのでしょうか。この業務継続計画を策定しというふうなことがあります。どのような内容を想定しているのか、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

業務継続計画とは、感染症の蔓延や地震等の自然災害、テロ等の事件、大事故、供給網の途絶、突発的な経営環境の変化など、不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画であります。

放課後児童健全育成事業所等においても、非常時や緊急事態宣言などの制限下であっても継続的なサービスが求められる施設であることから、児童福祉施設の設備運営基準等の一部を改正する省令により、業務継続計画の策定等の努力義務化が定められたものであります。

この業務継続計画を策定するに当たっては、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、配慮すべき事項をまとめた業務継続ガイドラインが作成されており、当該ガイドラインを用いて策定することとなります。感染症、主に新型コロナウイルス感染症等の蔓延や地震と風水害の自然災害を対象リスクとして、利用する子供の安全、保護者の安全及び施設等の職員の安全を確保し、非常時に業務を継続するために必要な業務を明確にすることを想定しております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今言われましたように、そのガイドラインがある、ガイドラインに沿って各学童保育事業者がつくるということで。そのためのいろんな対応というか、計画の立案についての相談を含めた対応は市のほうもやるということによろしいんですね。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ガイドラインに沿いまして、市のほうも計画書の策定——これは努力義務でございますが——相談、指導等を行ってまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

日程第10、議案第11号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第10、議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 福祉医療の保護者負担の件ですが、窓口で一旦払って、そして、後、申請をして返金してもらうという償還払い方式を壱岐は取っているというふうに思いますが、実際、窓口で払った保護者の医療費と、それから償還払いで返金した差額、どのような割合なのかをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

今回、新たに対象者の拡大として提案をしております高校生世代の福祉医療費につきましては、現在の小中学生と同様、入院・通院に係る保険適用の窓口負担額から、医療機関ごとに1日800円、月上限が1,600円を控除した額が助成額となります。薬代につきましては全額助成の対象となります。ただし、入院等により、高額療養費や付加給付等の対象となる場合は、その分を差し引いた額となります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、いいですか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ちょっと聞いとる趣旨が伝わっていないので。

保護者が一旦窓口で払って、後日1か月分なりまとめて、保護者が市のほうに医療費の返還請求をしますよね。必ず全ての保護者が壱岐市のほうへ医療費の返還の請求をするわけじゃない状態だと思うんですが、そのあたり、保護者が窓口負担したのに、実際、保護者が請求しないので、実際医療費の返還が少なくなっているというふうに思うんですが、そのあたりの償還払いの必然ですが、必ずそういうふうに差が出ると思うんですが、どのくらいの差で少なく償還払いになっ

ているかということですが、分かりませんか。そういう割合は分からないですか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問でございますが、乳幼児におきましては現物給付という制度が取られておりますけれども、小中学生、今回の高校生世代につきましては、これは県の制度で償還払い、10分の10の負担ということでございます。現在、対象者数としては760人程度を想定しておりますが、助成額といたしましては、令和5年度の見込みとしましては400万円程度を見込んでおります。

議員の御指摘のように、償還払い、この請求をなされない方の割合ということでございますが、今現在、ここに把握をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 委員会のほうで、また細かく質問をしたいと思っておりますので、そのあたりの数字が分かりましたら委員会のほうで教えてください。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

日程第11. 議案第12号～日程第14. 議案第15号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第11、議案第12号から日程第14、議案第15号まで4件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第12号、外3件の質疑を終わります。

日程第16. 議案第17号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第16、議案第17号公有水面埋立についてを議題とします。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

日程第17. 議案第18号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第17、議案第18号令和4年度老崎市一般会計補正予算（第12号）

を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第18. 議案第19号～日程第22. 議案第23号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第18、議案第19号から日程第22、議案第23号までの5件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。質疑をどうぞ。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 議案第18号で重大な案件がありますので、質問をさせていただきます。

今回、市長のコミットメントによりますと、北串会が認定こども園の事業で撤退をされております。そうしますと、本補正予算で認定こども園が繰越明許をされております。この取扱いはどのようにされるんですか。明らかに撤退をするということでありますから、1億7,200万円の繰越明許が出ております。どうするんですか。これだけをお尋ねをいたしたい。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁をお願いします。原財政課長。

○財政課長（原 裕治君） ただいまの音嶋議員の御質問についてお答えいたします。

現在、本件につきましては、口頭による申出があつているという段階を踏まえて、現在、認定こども園整備に係る、先ほど御質問がございました繰越明許費を含めた予算全般についての取扱いについて、現在の想定につきまして御説明いたしたいと思ひます。

まず、歳出予算についてでございますけれども、6月会議にて議決いただきました歳出予算の施設整備補助金につきましては、現在、補助金申請に対しての交付決定を行つており、支出負担行為を行つている段階でございます。

支出負担行為とは、地方自治法第232条の3において、「法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならない」とされているもので、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約等の行為でございます。

今回の場合で申し上げますと、補助金の交付決定に伴い、予算執行の第一段階を行つている状況でございます。先ほども申しましたとおり、現時点では口頭による申出があつた段階でありまして、補助金に係る事業の取りやめや中止等の手続までは行われておりませんので、支出負担行為は行つた状態であり、現金支出は行われておりませんが、予算の執行ということはなされておりますので、現在の段階で最終予算の減額はできないものとなっております。

また、現在提出しております一般会計補正予算（第12号）におきまして、繰越明許費として認定こども園施設整備事業を計上いたしておりますが、さきの支出負担行為同様、取りやめや中

止等の手続は現時点では行われておりませんし、長崎県におきましても本予算に係る繰越明許費を計上しておる状況でございますので、年度末であるという状況も踏まえまして、今回においては予算案の修正は行わず、次の取扱いとさせていただきたいというふうに考えております。

今後の当該事業に係る予算につきましては、事業の取りやめ等の手続がなされた後となりますけれども、財源の一部には社会福祉施設整備事業債も充当しておりますので、当該地方債の減額補正も必要となります。

したがいまして、例年3月31日付で行っております専決補正予算において、当該歳出予算の減額と併せまして、充当しております地方債及び県支出金の減額を行うとともに、繰越明許費補正で本事業に係る繰越明許費を廃止するという対応でさせていただきたいというふうに考えております。

このような状況でございますことを御理解賜り御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 詳しくは予算特別委員会で質疑をします。しかし、これ、主なことですから、現に発生していることですから、自主的に撤退するときに、こういうこともございますということ、議会から説明しなくて、執行部から説明すべきであると、私はそう考えております。

あとは、詳しくは予算特別委員会で尋ねますから、答弁は結構であります。

○議長（豊坂 敏文君） 続きまして、日程第18、議案第19号から日程第22、議案第23号までの5件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑はありませんので、これで議案第19号外4件の質疑を終わります。

日程第23. 議案第24号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第23、議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願いたします。

日程第24. 議案第25号～日程第30. 議案第31号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第24、議案第25号から日程第30、議案第31号まで7件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第25号外6件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第3号から議案第15号まで及び議案第17号並びに議案第19号から議案第23号、議案第25号から議案第31号まで、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第18号及び議案第24号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号及び議案第24号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員の中からとし、委員長に中原正博議員、副委員長に赤木貴尚議員と決定しましたので報告いたします。

日程第31. 要望第1号～日程第32. 要望第2号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第31、要望第1号及び日程第32、要望第2号を議題とします。

ただいま上程しました要望第1号及び要望第2号については、タブレットに配信の陳情等文書表のとおり、それぞれの所管委員会へ付託します。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月8日水曜日午前10時から開きます。

なお、明日は一般質問となっております。4名の議員が登壇予定となっております。

壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては御視聴いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時54分散会

令和5年 岐阜市議会定例会 3月 会議会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

令和5年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 3番 武原由里子 議員
15番 土谷 勇二 議員
9番 赤木 貴尚 議員
5番 中原 正博 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 13番 中田 恭一君 |
| 14番 市山 繁君 | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、武原由里子議員の登壇をお願いいたします。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） おはようございます。本日3月8日は国際女性デーです。国連が定める国際記念日です。労働条件の改善と参政権を求めたデモを行った日と言われています。その成果を祝い、勇気を与える日、「ミモザの日」とも言われる、本日、トップバッターとして一般質問をいたします。通告に従って行います。

まず1点目です。

こども家庭センター「いきいろ」の新設を契機とした壱岐市のこども政策の再構築についてお尋ねします。

2023年4月1日にこども家庭センター「いきいろ」が新設されるということです。これを機に、子供の最善の利益のため、こども政策が抜本的に再構築されることを期待し、次の点について伺います。

1点目、こども家庭センター「いきいろ」の人員体制と年間事業計画について。

2点目、壱岐こどもセンターとこども家庭センターの組織の統合について。

3点目、子ども・子育て会議の委員の再編成についてです。

よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原由里子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

まず、こども家庭センター設置の経緯についてでございますが、国は、令和4年6月に成立をした「改正児童福祉法」により、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の意義や機能を維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置を令和6年4月の施行に向けて努めることとされました。

本市におきましても、子ども・子育て支援は喫緊の課題であり、早急に対策に取り組む必要があることから、令和6年4月の国の施行を待たずに前倒して、保健環境部健康増進課に設置している子育て世代包括支援センター「いきいろ」の機能を市民部こども家庭課に設置することとしております。

議員御質問の人員体制につきましては、現在の保健師・看護師・子ども家庭相談員及び支援員の人員に加え、専門的な知見や経験を有する職員などを配置することで、さらに手厚い支援体制が可能となるよう準備を進めております。

次に、こども家庭センター「いきいろ」の年間事業計画につきましてでございますが、具体的な事業計画は、4月以降に新たな体制の下、策定していくこととなりますが、支援が必要な子供や家庭の把握と必要に応じた適切な支援につなぐための取組を強く推し進めてまいります。

また、これまで同様に、子育て世代包括支援センター「いきいろ」が担っていた妊娠から子育て期にわたる母子保健の総合的な相談・支援・健診などに加え、子ども家庭総合支援拠点が担っている児童虐待や、ひとり親家庭をはじめとする子育て世代全般における相談・支援など、これまで以上に連携し、情報を共有することができ、支援が必要な子供や家庭への迅速かつ適切な支援と、児童虐待などの未然防止等に大きな役割を果たすものと考えております。

次に2つ目の、壱岐こどもセンターとこども家庭センターの組織の統合についての御質問ですが、壱岐こどもセンターは、御存じのとおり、障害児等に日常生活での基本的な知識・技能の付与や集団生活への適応訓練を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する障害児通所支援事業所ですが、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進・子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点の一つでもあり、子育ての悩みや不安、子供の成長に関する相談窓口としての役割も担っております。

これまでも、壱岐こどもセンター、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター「いきいろ」と、それぞれが相談窓口となり、連携しながら支援を行ってまいりました。

今回、新たに設置するこども家庭センターでは、子育て世代包括支援センター「いきいろ」が担ってきた妊娠から子育て期にわたる母子保健の総合的な相談・支援と、子ども家庭総合支援拠点で担っていた児童虐待やひとり親家庭をはじめとする子育て世帯全般における相談・支援を一体的に提供してまいります。

先ほど申し上げましたように、壱岐こどもセンターは地域子育て支援拠点として、子育ての悩みや不安を抱える親子が孤立をしないよう、子育て親子の交流の場を提供するという役割を担っていく必要がありますし、その中で気軽に相談できる場の一つとなるものと考えております。

御質問の組織の統合につきましては、現在の体制と機能を維持しながら、壱岐こどもセンターとこども家庭センター「いきいろ」がそれぞれの役割を担い、これまで以上に連携していくことが子育て世代の支援の充実につながるものと考えております。

次に、子ども・子育て会議の委員の再編成につきましてでございますが、壱岐市子ども・子育て会議設置要綱第3条組織及び第4条委員及び臨時委員の規定において定められております。委員の任期は2年と定められており、現在の委員の残任期間は令和6年3月までとなっております。ですので、現時点では委員の再編成は考えておりません。

諸事情等により委員の欠員が生じた場合などは、壱岐市子ども・子育て会議設置要綱の規定に沿って、今後とも適切に対処してまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御丁寧に説明いただきました。

まず、1点目の追加の御質問をいたします。今ある芦辺の「いきいろ」の体制がプラスされて、郷ノ浦のほう、今地下で改修が行われている場所になると思いますが、そちらに移動するということの認識でいいでしょうか。

今、人員体制のところ保健師・家庭支援員・人員体制の今の体制がそのまま芦辺のほうの方が全部郷ノ浦に移動して相談業務をされるのかどうか。今が芦辺だけでされていますけれども、保健師さんの数とか、どの程度移動されてくるのかというのが今の説明では分らなかったんで、人数等お知らせください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

人員体制につきましては、今、現在芦辺庁舎の方で行っております「いきいろ」の母子保健の

担当をされている方が郷ノ浦庁舎のほうで統合をするということで、人数につきましては、私のほうからは今の段階で、私のほうからはまだ人事のことに関わりますので申し上げることはできません。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 分かりました。それでは先ほどの説明によりますと、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対する相談支援ということで、かなりのボリュームのお仕事だと思います。今の「いきいろ」だと3名ぐらいでされていたと思うんですが、それでは到底無理かなど感じておりましたので、どのような人員体制でされるのか、やはりすごく人がいないとこういう相談はできませんので、実際に4月にならないと分らないという御回答ですけれども、ぜひそのあたりきちっと計画もまだということですので、保護者や子どもたちが困らないような体制をぜひ作っていただきたいと思います。

児童福祉と母子保健、一緒になっているということですので、今の子ども家庭課の相談員さんも新しい「いきいろ」のほうに移動して、ワンフロアで相談業務をされるという認識でよかったですでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 現在のこども家庭課に家庭相談員、支援員等おりますので、その2人も含めまして、新しいこども家庭センター「いきいろ」のほうで活動、業務を行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） はい、分かりました。実際に利用される保護者は、最初かなり戸惑われると思います。広報等をきちっとよろしく願いいたします。

引き続いて2点目ですけれども、実際にこの壱岐こどもセンターとこども家庭センター「いきいろ」と、やっぱり名前だけ聞いたら本当に今言ったように皆さん戸惑われます。どこで何を相談できるとか、先ほどのこどもセンターの説明では、やはり、療育的な場所ですということでしたが、一部、相談業務等もされていますので、やはり利用する保護者の方は、本当にこどもセンターが利用しやすいというお声をいただいています。

なぜかという、今まで「いきいろ」あったんですが、なかなかほかの窓口と同じフロアですので、個別の相談がしづらいということでした。そしてまた子どもを連れて市役所に行って、なかなか相談できない、やっぱり落ち着いてゆっくり話ができない、ほかの来庁者の方に気兼ねをするなどの声がありました。

また、相談に連れていくお子さん以外に、下のお子さん等おられる方、やっぱり一時預かりが

必要なんですが、今の状態ではそれも難しいということで、とても悩んでおられました。そういうときに子どもセンターだとスペースもあって、子どもたちがちょっと遊べるスペースもあって、相談もしやすく、すごくありがたい子どもセンターの存在ありがたいということを聞いておりますので、現段階では統合はないということですが、本来であれば、あの施設をそういう広げた形で壱岐の子育てに対するセンターだという位置づけになればいいなと思って、今回この質問をいたしました。

その中でちょっと現場に行ったんですけれども、実は令和3年4月1日からエレベーターが利用できないと張り紙がありました。以前からちょっと聞いてはいたんですけれども、現場を見て、これは本当にお子さんをもった、障害を持った方や何人も子どもを連れての方は大変だろうなと本当に思いました。そして所長さんに聞きましたら、「いや、ちょっとですね見積もりをしたら三千何百万と言われてですね、もうできないと諦めております。」という御回答で、その分、困難さを人力で子どもを何人かの方は職員が行って抱えとか、外からのスロープで上がってくるなどの対応をされているということでした。

お金の問題なので、そうすぐにはできないかもしれませんが、もしその統合とか、ここを拠点にするということで整備をしていただければよかったら、そこら辺もできるのかなと思ってちょっと考えておりましたので、もし将来的なところで、あのセンターの役割をものすごくお母さんたちに、また、おじいちゃんおばあちゃんたちも利用されておりますので、無くさないで本当に拠点になってほしいなと思っております。

ちょっと戻りますが一番との兼ね合いで、先ほどの人員配置のときですけど、現在やはり訪問支援という、センターに来てもらうよりも出かける訪問支援を国も言っておりますので、やはり人員体制もう少しプラスしていただけるような形でお願いします。

あともう一つは、来れない、そのセンターに出向けない方も、またいるかと思えます。アウトリーチプラスオンラインでの相談等も、今後検討していただきたいと思っております。

続いて3点目の子ども・子育て会議の委員の再編成についてですが、先ほどの説明では設置要綱にあるということでした。実際に今、要綱では20人以内とあります。しかし、今16人だと思えますが、名簿が公開されておられませんので、ぜひこれは公表が必要かなとは思っております。

実際に聞いたところ条項の中では、ほとんどが現在の幼稚園とか保育所とかの先生とか、保護者にしても市の関係者、半数が市の関係者、公的機関の職員になっているという実態があるということです。その場合、どうしても市の考えに対して疑問があってもなかなか言えないという声もいただきました。やはりこの委員の中には職員さん以外の方もぜひ入れていただきたい、特に公募委員ですね。

これは、壱岐市自治基本条例第18条にもあります。その中には、委員の選任は「全部または

一部を市民からの公募等により行い、市民の多様な意見を反映しなければならない」と書いてあります。ぜひ次回からの委員選定の折には、それも考慮していただきたいと思います。

あと、その3条には、委員以外に外部の専門家の登用もできる、臨時委員を置くことができるともあります。今回、かなり子育て会議でいろいろ議論されていると思いますが、なかなか専門的なところが難しい場合は、やはりこういう臨時委員さんとかを利用されて、外部の方の専門的な意見も聞きながら、計画等をしていただきたいなと思っております。

実際、今、こども家庭庁がもうすぐできますが、一番、こども家庭庁が目指している基本姿勢の中で、やはり子どもの視点、子育て当事者の視点、これが一番だということです。なので、視点が子どもや子育て当事者にとってどうなのかというのを今一度考えられて、実際センターができて、また利用等を当事者が本当に利用しやすいような形に深化させていただきたいと思っておりますので、お願いします。

これらの、本当に国も変化をしているときです。実際、壱岐市もまだ計画の見直し等もあると思いますが、こども政策の基本構想とか理念について、これは次の計画にも大きく関わってくると思いますが、そのあたり、市長の御見解をお願いできますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 武原議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、総合的な子育て問題について御意見を賜りました。条例もそうですし、委員の宣伝についてもどうぞございますけれども、ただいまの御意見を参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひ前向きに取り組んでいただいて、この島が子育てしやすい、外からでも入って、この島は子育てしやすく、もっともっとそれをアピールして子育て世代を呼び込みましょうと実際言っている方もいらっしゃると思います、本当に。なので、そういう方の声も聞き入れていただきながら、それ以上に深化できるような形で、ぜひ前向きにさせていただきたいと思っております。

国も、町の支援からアウトリーチ、外へ行ってということをやっていますので、市役所やセンターで待っているのではなく、困っている方のところに出向いて、ぜひしっかりとそういう声を聞き入れて改善しながら、より子育てしやすい環境を作っていただきたいと思っております。

1番目の質問はこれで終わります。

続きまして2点目です。壱岐市自治基本条例の視点を反映させた行政計画の効果検証並びに情報公開と市民参画の検証について質問いたします。

1つ目です。壱岐市政策市民参加制度（パブリックコメント）実施要綱第7条に基づく意見等

の概要や市の考え、修正内容等の公表の実施についてです。

2点目が、P D C Aサイクルのプロセスにおける評価と検証についての情報公開と市民参画の保障について。

そして3点目が、壱岐市自治基本条例第19条情報公開に基づく市長の交際費の公表・公開をということです。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 私のほうからは、1つ目の壱岐市政策市民参加制度パブリックコメントの公表の実施の件、そして2つ目のP D C Aサイクルのプロセスにおける評価と検証についての件について、答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の壱岐市政策市民参加制度（パブリックコメント）実施要綱第7条に基づく意見等の概要、市の考え修正内容等の公表の実施についてでございますが、パブリックコメントの実施に当たっては、対象となる施策等の策定を行う所管部署において、壱岐市政策市民参加制度（パブリックコメント）実施要綱に基づく手続きを行っております。

提出された意見などにつきましては、実施要綱第7条に基づき、意見に対する市の考え方、計画等への反映の有無及びその理由などについて、修正後の計画等と併せて市のホームページに掲載し、原則として公表を行っております。

また、ホームページ上にパブリックコメントという共通のカテゴリーを設けているものの、所管課で独自に作成したカテゴリーに掲載するなど、情報の集約化が図られていない状況がございましたので、今後は政策企画課で情報を集約し、まとめて閲覧できるような見やすいページづくりを行い、意見の募集から結果の公表まで確実に実施されるよう、適切な管理を行ってまいります。

また、意見の募集に当たっては、ホームページのほか、各庁舎での閲覧も可能としておりますので、結果の公表につきましても、同様にホームページを閲覧できない方でも確認できるような方法の検討も進めてまいります。

次に、2つ目のP D C Aサイクルのプロセスの評価と検証の件でございますが、壱岐市自治基本条例第17条に基づく政策評価につきましては、毎年、前年度に実施した事務事業に対する事後評価を行っております。

事後評価は、まず所管部署の自己評価に当たる一次評価を行いまして、このうち対象年度の主要事業に位置づけられた事業や、自己評価で見直しの方針とした事業、新規に開始した事業などの基準によりまして、効果検証が必要と判断した事業を抽出いたしまして、副市長を本部長とす

る壱岐市政策評価推進本部により、二次評価を行っております。

さらに、二次評価の対象とした事業につきましては、壱岐市行政改革推進委員会による外部評価を実施いたしまして、地域住民の視点から事務事業の成果に対する評価・検証を行っていただいております。なお、今年度実施をいたしました令和3年度実施事業の事後評価の対象事業につきましては181事業で、このうち24事業について二次評価・外部評価を実施しております。

評価結果につきましては、ホームページに一次評価を含めた全事業の評価調書と併せて掲載し、公表を行うとともに、次年度予算編成の資料としても活用をいたしております。

今後も引き続き、評価結果に基づく事業等の自主的な見直しや再構築を図ることで、PDCAサイクルを確立させた確実な取組となるよう推進をしてまいります。

3番目の交際費の公開の件につきましては、総務部からの答弁となります。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 3番、武原議員の質問、壱岐市自治基本条例第19条情報公開に基づく市長の交際費の公開についてお答えいたします。

市長交際費については、交際費・食料費の支出基準を定め、これに基づいた運用を行っております。合併以降、必要に応じて基準の見直し等を行い、合併当初の平成16年度には、決算ベースで年間合計約450万円でしたが、その後、経費縮減に努め、平成28年度以降は約100万円前後の額で推移している状況でございます。

議員御指摘の市長交際費の公開については、毎年、9月会議において上程し、認定をいただいております決算書の中に年額合計について記載があり、議案の中での決算額が公表されておりますが、その支出状況等につきましては、現在、公表は行っておりません。

このことから、今後は市長の交際費の執行状況等について、他市の状況等も参考にしながら、公表の方法、時期、内容等について検討を進めさせていただきます。

今後も、自治基本条例をはじめとする条例等の規定に基づき、公正で開かれた市政への推進に努めてまいります。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 答弁いただきました。

まず、1点目のパブリックコメントについて、私が通告を出した時点では、まだ公表がされていなかったもので、こういう書き方をしましたが、子ども・子育て会議のほうのパブリックコメン

トの結果等は、その後にホームページに掲載されておりました。

その後、先ほど説明がありましたが、一元化してということで大変それをしていただくと市民は大変見やすくなるかと思えます。やはり一つ一つの課にはなかなか皆さんアクセスしづらいです。やはりきちっと政策企画課が取りまとめをしてまとめる。ぜひ、それをお願いしたいと思えます。

もう一つお願いですけれども、やはりパブリックコメント実施要綱では、実施期間は原則30日とあります。原則の捉え方なんでしょうが、今回、自殺のほうの対策計画案は20日ということで、20日でもいいという書き方も、10日以内、短縮することもできるというのがありますから、条例違反ではないんですけれども、規則違反ではないんですけれども、できましたら30日原則というのを守っていただいて、広く市民の声を聞いて、またそれをフィードバックした形で公表していただくという、やっぱりかなりスケジュール的には大変だと思いますけれども、そこを見越した計画策定のスケジュール管理、それはプロの皆さんがやっていただかないと、市民はそこは何もできないところですので、ぜひチェック等を総務のほうでチェックされるのかもしれませんが、政策企画課がチェックですかね、意見等を、これも含めて担当課との調整をぜひお願いいたします。

以前もやはり30日ないところがありまして、原則だからと言われたということでした。でも原則というのはやはり守ってもらうのが原則だと思います。30日期間をぜひ取っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 武原議員の追加の質問にお答えをさせていただきます。

今、お話のように、壱岐市政策市民参加制度（パブリックコメント）の実施要綱の第6条では、意見等の提出期間は原則として30日の期間を確保することを基本に、実施機関が定めるとしております。

一方で、これもお話のように、同条第2項では、「緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、この30日の期間を10日以内に限り短縮することができる。」つまり最低20日以上は意見の提出期間として確保しなければならないところでございます。

この緊急その他やむを得ない事情、例えば策定の期間とか時間が限られていることなどが考えられると思えますが、いずれにいたしましても、本要綱に基づいてこれまでの対応をしてきているところでございまして、今後も原則30日間を確保することを基本にその状況に応じて対応してまいりますし、より多くの皆様への周知等がパブリックコメントの場合はポイントになるかと思えますので、先ほど御説明をさせていただきました、答弁をさせていただきましたホームページ等でより確認できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひその方向でお願いいたします。

2点目ですが、今、自己評価とまた外部評価、これが、以前のが、なかなか公表ができてなかったということがありましたので、ちょっと質問をいたしました。昨年度のはもう公表済みということで、ぜひそれを、形を整えていただきたいと思います。

これはやはり壱岐市の情報公開条例の第1条、市民の知る権利を尊重するものであります。また、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うしなければならないとも書いてあります。そして市民参加の公正で開かれた市政を一層推進するための情報公開になりますので、常にその意識を持って公開等をやっていただきたいと思います。

情報公開条例の33条、実施状況の公表というのがありました。これが、先月末、2月27日にホームページできちんと一覧表になって載っておりました。こういうことも、ぜひ条例を見ていただきながら、それに則った形できちんと市民へ伝えることもお願いいたします。

もう一つが、情報公開コーナー設置要綱というのもありました。このコーナーの設置は、今現在どこでどのようにされているのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 先ほど議員の方から御意見いただきました、情報公開の状況につきましては、市のホームページ等で情報の提供をしております。

コーナーにつきましては、その都度案件等がございますけれども、オープンにできる部分、できない部分がございます。今のところ、その部分のコーナーとしては出していないところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 設置要綱には、第1条設置するとありまして、壱岐市情報公開コーナーを設置するとなっております。ぜひ、まだできておりませんでしたら、次年度以降、そういうコーナーを、どこに作られるのかもまた検討だと思うんですが、ぜひお願いいたします。そして、10条では前年度分6月末までに告示及び市の広報への掲載を行わなければならないとなっております。これも併せてお願いいたします。

そして3点目です。今、御説明がありましたが、今後、市長の交際費の公開については検討するということでした。私も調べましたところ、壱岐市の姉妹都市の諏訪市、友好都市の朝来市、友好都市もありますね。そこも公開です。市長の交際費公開。

また、県内でも、実は、壱岐と対馬と西海以外は全て公開されておりましたので、ぜひ公開の

ほうをお願いいたします。中身のほうまで、他市は細かくされておりますので、御検討いただきながら早急に開かれた市政のためにも、ぜひお願いいたします。

本当に市長だけではなく、市長部局以外で議会とか、あと教育委員会、また監査委員会とか農業委員会のほうまで、細かくこの交際費を公表している自治体もございました。他の自治体等を見ていただきながら、検討してまた実施していただきたいと思います。2点目は以上です。

そして3点目に行きます。壱岐市職員のコンプライアンス、規範意識の高揚・法令遵守徹底のための職員研修体制についてお聞きいたします。2点です。

令和3年度の法令に関する職員研修の実績は。2点目が、令和5年度の法令に関する職員研修の計画についてお尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 3番、武原議員の質問、コンプライアンス研修の実施状況につきましてお答えをいたします。

1点目の、令和3年度の実績に対する組織としての自己評価と自己点検はどの御質問でございますが、本市の職員研修につきましては、平成29年4月に改定版として策定をしております人材育成基本計画、壱岐市職員人材育成基本方針に基づき実施をしており、長崎県市町村振興協会の長崎県市町職員研修センター主催による研修を主として行っておるところでございます。

長崎市内での職場外研修やインターネットを利用したオンライン研修の受講、各市の要望に基づくニーズ研修を活用しております。

全職員を対象としたコンプライアンス研修につきましては、直近では平成30年度に集合研修として実施いたしておりますが、その後、令和2年度に実施予定としておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、やむなく中止としたところです。なお、新規採用職員については、初任者研修の中で公務員として必要な服務規律について学ぶこととしております。

また、内部統制としてコンプライアンス（法令遵守）等の徹底について、全職員に向けて随時通知を出し、意識啓発を行っております。

次に、組織としての自己評価と自己点検はどの御質問ですが、本市では法令違反通報制度を設けており、通報者が不利益な取扱いを受けないよう保護するとともに、自浄作用を働かせ、不正行為の未然防止と早期発見を促し、市民の信頼を高めるよう努めており、その結果につきましては、ホームページ内の「人事運営等について」として掲載しております。

また、職員の人事記録評価、能力評価において、評価項目の中で、規律について法令、服務規律や公務員倫理を把握し、これを常に遵守していたかなどを評定しております。

次に、2点目の令和4年度の取組状況でございますが、コンプライアンス関係の主なものとしては、行政法基礎研修や民法基礎研修、地方税法総則研修など業務に必要な法令研修を行っております。

課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、一同に会しての集合研修の実施が難しい状況であるため、集合研修を減らし、各職員のパソコンで個別に受講するオンライン研修を増やすことで、研修の受講環境の改善に取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の令和5年度の展望と計画につきましては、先ほどお答えいたしました人材育成基本計画、壱岐市職員人材育成基本方針に基づいて実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮した上で、できるだけ多くの職員が受講できるオンラインウェブ形式による研修方法での実施を長崎縣市町職員研修センターへ要望しております。公務員としての基本であるコンプライアンス研修を実施するよう検討しております。

これからも市民との信頼関係を構築するため、壱岐市職員としてコンプライアンスを徹底し、職員の能力向上や職場内の士気向上に努め、本市の将来を担う人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 説明いただきました。今、最後のほうにもありましたように法令遵守、この壱岐市自治基本条例第12条にもあります職員の責務、職員は全体の奉仕者であることの認識を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。2、職員は知識の取得及び能力の向上に努め、市民の視点に立ち、意欲を持って職務に取り組まなければならないとあります。

現在、集合研修ができていないということでの御回答でしたが、やはり法令はかなり変わっております。生き物です。毎年、何年かに1回ではなく、きちっとした研修等を市のほうで準備をされて、長崎市のほうでということでしたが、以前は中央のほうでの研修を受けて、それを伝達講習などされていたと聞きました。

やはりそういうことも、研修費はかかるかもしれませんが、中央からの最新の情報を得た人が、また各課、各職員等への伝達講習など、やはりそういう体制を作っていただき、毎年、何らかの法令に関する研修を受けて、常に知識の取得と能力の向上とありますように、それに努めて市民の視点に立ったお仕事をさせていただきたいと思っています。

そのためにはやはりここは市長の責務が大きいと思います。市長は自治基本条例第11条「市民の負託に応え市の代表者として指導力を最大限に発揮し公正かつ誠実にまた総合的に市政を運

営するものとする。」とございます。やはりそういう研修等を市長がリーダーシップをとってきちっと指導力を発揮していただきながら総合的に市政を運営するためには、やはり一番の基本であります職員にとってのコンプライアンス、しっかりと学びながら、それは誰のための学びなのか市民にとって利益が得るように学び、それを使っただきたいという思いです。

先ほど最後には職員の人材育成、やはりこれは本当に大切です。職員の能力及び組織力が最大限に発揮できるように、この人材がきちっとしてないとできないと思います。その当たり壱岐市の財務規則等もやっぱり変わったりしておりますので、きちっと職員全員がそれも知るような機会を作っただかく、またそういうことをぜひ要望しております。それについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 武原議員の御質問でございますが、ただいまコンプライアンスについての強い御要望がございました。

私は職員研修、もちろんコンプライアンスが基本です。しかし、私はそれ以上に、やはり自己啓発、そして壱岐市の発展のためにどういうことを自分がするのか、そういったことも含めて、それまでも含めて研修を重ねなさいと。そういった気持ちで、また研修の計画を組んでおります。

今後とも、武原議員おっしゃるようにコンプライアンス研修を充実させるとともに、それよりもさらに高みを目指した研修をさせていきたいと思っているところです。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 法令遵守プラス自己啓発、またどんどんその人材が育っていくように市長が自らそれを指し示していただきたいと思います。ぜひやはり職員にとって誰に向けて仕事をしているのかというのを、今一度考えていただきたい。

また、そのあたりを常に意識しながら、皆さん多分されていると思うんですが、今一度そのこういう研修を通して再認識し、また知識を取得し、能力を向上させるということがひいては市民のためになるということをしっかりと、また認識していただきたいと思います。

市長自ら高みを目指してということでしたので、そういうことを次年度はまた計画されると思います。実際にどういう形でなるかというのを市民は見ております。よろしく願いいたします。これで私の一般質問終わります。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 土谷 勇二君） 通告に従いまして、15番、土谷勇二が一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2点でございます。よろしくお願いをいたします。

1点目は、コロナウイルス感染について質問をいたします。

政府は令和5年5月8日、大型連休明けにコロナウイルス感染症の扱いを、現在の2類から季節性インフルエンザと同じ5類へ引き下げる方針を示しました。また、3月13日から、マスク着用が個人の判断に委ねられるようになっております。

日本経済を回していく上では5類への引下げは必要と思いますが、反面、新型コロナはインフルエンザと比べるとはるかに感染が広がりやすく、季節を問わず流行が起き、感染の時期や規模を予測することが難しく、短い周期で変異株が出現する恐れがあるといわれております。

5類に引き下げられると季節性インフルエンザと同じですから、入院患者の受入れが一般の医療関係でも可能で、感染者や濃厚接触者に求められていました自宅待機がなくなるとのことです。全額公費で負担されている入院費や検査の費用に自己負担が生じることになり、そのせいで受診控えから感染発覚や治療が遅れてしまうケースも懸念されております。

昨年末より感染者が増えておりましたが、ここに来て減少傾向にあります。第8波では70歳以上、感染を機に持病が悪化し、体力低下を起こし亡くなるケースが大半であり、ウイルスの感染はまだまだ強く、今後も年数回、流行を繰り返すのだろうといわれております。

また、厚生労働省はマスク着用の考え方について、マスク着用も3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの脱着を強いることがないよう、個人の主体的判断が尊重されるように配慮をお願いしますとの見解を示してあります。

立場や職場環境で着用も異なると思いますが、一般の方々はマスク着用にどう対応するのか迷うのではと思っております。新型コロナが終息するわけではなく、これからも繰り返すと考えられます。

それでは、新型コロナウイルスにつきまして5点質問をいたしますので、御回答をよろしくお願いたします。

①12月、1月、2月の新型コロナの感染状況をお願いします。

②2類から5類へ移行についての本市の考え方は。お願いいたします。

③3月13日以降のマスクの対応は国、県と同じ対応か。また、市独自の対応はしないのか、お尋ねをいたします。

④5類に移行したときの学校の対応をお尋ねいたします。

⑤5類に移行したときの老人施設・介護施設の対応をお尋ねします。

御回答をよろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 15番、土谷議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、①12月から2月までの感染状況、②2類から5類への移行についての本市の考え方、③3月13日以降のマスクの対応方針、及び⑤5類移行後の老人施設・介護施設の対応について、お答えをいたします。

初めに、①12月から2月までの感染状況でございますが、令和4年9月末から全数把握の見直しにより、週ごとの感染者数が長崎県のホームページで公表されております。

これによりますと、11月28日から1月1日まで763名、1月2日から2月5日まで818名、2月6日から2月26日まで213名が確認されており、人口10万人当たりで比較しますと、依然としまして同じ規模の市町の中で多い状況が続いています。

また、市内の11月からの第8波以降のクラスターの発生は9件であり、内訳は保育所3、高齢者施設5、医療機関1と公表されております。このような状況から、本市では、まだまだ終息に向かっていけるとは言い難い状況でございます。

次に、②2類から5類への移行につきまして、本市の考え方でございますが、政府は1月に新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、感染症法上の位置づけを5月8日から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることと決定したところでございます。

本市としましては、これは国の専門家会議で審議された結果であり、国の方針を尊重し、アフターコロナの取組を進め、家庭・学校・職場・地域など、あらゆる場面で新型コロナ前の日常を取り戻すことができるように進めていきたいと考えております。

次に、③3月13日以降のマスクの対応方針でございますが、国は令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用については個人の判断に委ねることを決定しております。

長崎県や壱岐保健所におきましても、これに準ずる方針でございますが、壱岐市は離島であり

医療確保が難しく、重症化リスクの高い高齢者も多いことから、感染者の発生動向を見ながら緩やかに解除していく方向で進めてまいりたいと考えております。

また、国からの通知の中でも、高齢者が多く集まることが予測される医療機関や高齢者施設におきましては、受診時・訪問時はマスクの着用を推奨し、併せて医療従事者や介護施設などの従事者にも積極的なマスクの着用の推奨をお願いしてまいります。これは既に新型コロナワクチンの追加接種が、高齢者や基礎疾患のある方、医療・介護従事者の方々を対象に、5月から8月にかけて予定されていることから裏づけされていると考えております。

また、市内事業者におかれましても、事業者が感染対策上または事業上の理由などにより、利用者や従業員にマスクの対応を求めることが可能であることも、併せて周知を行ってまいりたいと考えております。

⑤5類移行後の老人施設・介護施設の対応でございますが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましても、ウイルスの感染力や感染状況が変わるものではありません。市所管の養護老人ホーム及び市内の介護施設におきましては、重症化予防等の観点から引き続き、これまでと同様の基本的感染対策を継続すると伺っております。

また、訪問や面会、イベントなども感染対策を行いながら、可能な部分は制限を緩和しながら行われております。

今後、国・県から発出された通知に基づき、新型コロナ以外のインフルエンザや食中毒なども含め、感染防止に配慮した適切な対応を求めてまいります。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 15番、土谷議員の④の質問、第5類に移行したときの学校の対応についてお答えいたします。

土谷議員がお話のように、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5月8日以降、第5類に引き下げられること、第5類に移行する前の3月13日からは、感染予防対策の一つであるマスクの着用について、個人の判断に委ねることを政府対策本部が示したことで、私も土谷議員と同じような不安を持っております。

このことについて、文部科学省は2月10日付の通知で、マスクの取扱いに関して感染状況等を踏まえ、今後、早期に見直し時期を含め、その結果を示すとしておりましたが、現在のところ、まだその示しはあっておりません。

また、この通知では、卒業式におけるマスクの取扱い等についてを示し、教育委員会等の学校

の設置者や各学校においては、各地域や学校の実情に応じて卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いするという記述になっております。

学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされており、壱岐市の学校の卒業式はこれまでどおり、感染症対策を講じて子供たちのための式典にするよう、各学校に指導をしているところです。

土谷議員のお尋ねは、第5類に移行した後、学校はどのような対応をするのか。マスクを外す、外させないのことでなく、新型コロナウイルス感染予防の対策や、その意識が緩むことを心配されていると受け止めています。

学校はほかの場とは違って、子供たちにとって、保護者にとって安全で安心な場所であり、学びを保障してくれる場所としての信頼感を維持しなければなりません。そのため、壱岐市の学校では、これまで取り組んできた感染症予防の基本的対策、検温・うがい・手洗い・マスク・消毒・換気、そして3密を避ける等の継続をしなければならないと考えております。個人の判断でマスクを外しても差し支えないの言葉を聞きますと、ほかの基本的な予防対策も個人の判断によって緩めてもよいのだと意識されることが心配です。

市内の学校の現在の感染状況、1月は実は小学生51、中学生31、教職員17の報告が学校からありました。2月になって小学生12、中学生2、教職員2の14名と激減しており、さらに2月の21日から本日までの15日間は、学校からの報告はゼロでございます。

壱岐市内の学校で感染が再び広がらないために、学校はここで気を緩めることなく、感染予防の基本的な対策を徹底していきますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

また、その後の壱岐市内の感染状況、特に児童生徒の感染状況をしっかり見極め、その都度、壱岐医師会の御指導を受け、教育委員会として具体的な対応策を示し、保護者の理解を得ながら安心、安全な教育活動の推進に努めてまいります。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） 御答弁ありがとうございます。

1番目の感染状況ですが、すごい数で増えとったのが市民も不安になっていたと。ここになって少なくなっておりますので、やはりこの放送をぜひ続けて、ゼロが続けば市民皆さん安心して、こう数が増えたらはあ〜と言いながら注意をしながら、防災無線での放送はもう少し続けていただきたいと思います。それで感染状況を見極めていただきたいと思います。

次に、2番目の市の対応は国の方針と変わりはないと思いますが、やはり変わるということを市民皆さんに意識づけをしていただければと思っております。

それで、3番目のマスクですね。やはり高齢者や重症者あたりの行く時のマスク着用はどうし

でも推奨をしないといけないし、また感染の数でということをやっぱり市自体も本当に対応を——一般の人にしたらマスク着用は、若い人は外しても別にとと思うかもしれませんが、やっぱり高齢者になったら私は「うつりとうないけん、またしちよく」とか、「人にうつしたらいけんけん、しちよく」とか、そういう感覚がありますので、できればお年寄りとか、まだもう少し5月の8日、5類になるぐらいまではマスク着用を推奨じゃなくをお願いをしたらいいと思うんですけど、そのところちょっと後からお答えください。

学校のほうですけど、今度、卒業式はマスクの対応はそのままですかね。ほかの学校は何かしていないところもあるような言い方をしておりますが、この感染状況とかいろいろ見て文部科学省は、4月1日からはもう多分マスク着用はなしでもいいとなっておりますので、壱岐市の小・中学校の卒業式はマスク対応になるわけですかね。保護者、一般はつけていくと思うんですけど、そのところをもう一回ちょっとお知らせください。

5番目です。介護施設ですけど、今まで面会はしていなかったし、都会におられる方は、せっかく準島民で安くなって老人介護施設に来て面会とかできるような状態になれば感染症対策をしながら——5類になってもやはり対策をしながら少し緩和をしていただいて、面会とか外出を増やしていけるような状態になっていただければ、やはり介護者も病院だけじゃなくて外の空気も吸えるような状況になりますので、気分的にも全然違うとやないかなと思いますので、そのところをちょっとお聞かせを頂ければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 土谷議員さんからの追加の御質問について、お答えをいたします。

市民皆様への周知でございますが、既にホームページにおきましては、3月6日から、市民向け及び事業所向けに分けて周知を行っておるところでございます。

また、自治公民館への回覧につきましても、3月9日に回覧を配布する予定といたしております。

加えまして、市報の4月号にも、マスク着用への広報を行う準備をいたしているところがございます。

それと高齢者施設の面会等への対応についてでございますが、先ほど申し上げましたように、高齢者それぞれの施設におきまして、可能な範囲で制限を緩和しながら、今も実施をされているとお聞きをいたしているところがございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 土谷議員の卒業式における壱岐市の対応についてですが、壱岐市の場

合は昨年度もその前も、実は卒業生についてはステージに上がる時、卒業証書を授与してもらうとき、あるいは保護者に対していろいろな言葉をかける時等はマスクを外した形で対応をしております。その結果、特段の感染等の心配はなく来ておりましたし、今年度もまず、その形はどこも踏襲をしていこうと考えております。

壱岐市内の学校にも児童生徒の数、体育館の広さ、そして保護者の出席なさる数、加えて来賓の数等その学校の環境の中で、基本的な感染予防対策がどれだけ講じられるかを考えた上で学校は判断をしております。率直に申し上げて、昨年度もその前の年も、来賓が35名ぐらい来た小学校もございます。それでしっかりできているという判断を尊重しているところでございます。

今年度も大きい学校は児童生徒が在校生を含めて300人おりますので、その保護者、両親が来られますと、かなりの広い体育館でも密な状況になるということは学校はしっかり把握をしておりますので、学校の教育活動の中で主役は子どもたちでございます。あるいは保護者のこれまでのお育ていただいたことへの感謝も含めて対応いたしますので、しっかりその学校なりに適切な距離等が取れ、基本的な予防対策が講じられるなら前に向かって進むことをしておりますので、校歌の斉唱をする、呼びかけの言葉をかける、そういうときにマスクを外しても飛沫感染の心配がない距離が取れる場合は外しても構わない。

それぞれの学校がその学校独自の卒業式の在り方をつくっておりますので、その中でしっかり判断をするということで、私どもは学校のほうに指導しているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。それぞれの立場で、国や県の指導を仰ぎながら対応をよろしく願いをいたしたいと思っております。

長崎県は2月20日に始まった県議会で、医療機関のオンライン診療を推進していくという考えがありました。やはり病院自体もなかなか発熱外来とか受付がなかったら、薬だけとか、そういう状態やったらオンライン診療をお願いするよということ、この前、答弁もされておりました。

また、昨日ですかね、ワクチン接種、5月8日から高齢者と65歳以上ですかね、のワクチン接種と、9月末からは12歳から64歳と、来年の3月まではワクチン接種も無料ということが昨日ニュースで報道されておりました。まだまだ終息はしませんが、国や県の対応をしていただきながら感染予防、また5類への移行をよろしく願いをいたしたいと思っております。

これで、1番目の質問は終わらせていただきます。

次に、2番目の質問であります。農業振興について、お尋ねいたします。

これは昨年6月会議で、中田議員も質問をされました、水田活用の直接支払交付金です。転

作金です。この令和4年度以降5年間、水張りが行われない土地は、翌年度以降より交付対象水田としない方針が国から示されました。

これは転換作物の生産が定着した農地、畑地化を促し、水田機能を維持しつつ、転換作物を生産する農地については、水田とブロックローテーションによる地力の回復と収益性の向上を促すことを目的としておるといことでされております。令和4年度の補正で多分、畑地化ということが出たと思うんですね。

それで、ちょっと3点ほど質問をさせていただきます。

①2023年、水田活用の直接支払交付金の変更点と壱岐市の対応を。

②水田活用の直接支払交付金の転作金。今後5年間水張りが行われない農地、令和9年度以降は交付対象水田にはならないとなっております。畑地化促進事業の一定期間、継続的に支援するメニューは創設されており、取組の要望調査は2月20日までの取りまとめとなっております。もし、その結果が分かればお尋ねをいたします。また、交付対象者は、販売農家、集落営農となっておりますが、それ以外の農家への対応をお尋ねいたします。

③農地化により、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金はどのようになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 15番、土谷議員の農業振興についての1番目の、2023年水田活用の直接支払交付金の変更点と壱岐市の対応はということでございます。

水田活用の直接支払交付金につきましては、飼料作物、飼料用稲のWCS、それから麦、大豆など戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組へ支援される制度となっております。

水田活用の直接支払交付金の主な変更点につきましては、令和4年度から、湛水設備いわゆる畦畔等を有しない農地や用水供給設備を有しない農地は、交付対象水田から除く現行ルールを再徹底するとともに、現場の課題を検証しつつ、今後5年間、令和4年度から令和8年度に一度も水張りが行われない農地は、その後、交付対象水田としない方針が国から示されました。

令和5年1月にこの方針が決定となりましたが、その対策として、令和5年度からの主な変更点としましては、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、畑作物の生産が安定するまでの一定の期間、継続的に支援するメニューとして畑地化促進事業が創設をされたところであります。

本市の対応につきましては、本年1月19日に畑地化促進事業に係る県の説明会を受け、県へ

の需要額調査の報告が2月末までと示されたことから、1月26日から1月31日のうち4日間で各町別に実行組合長会を開催し、2月20日までに要望調査の取りまとめをお願いしたところでございます。

2番目の御質問の中で、要望調査の取りまとめの結果についてのお尋ねでございますが、畑地化促進事業の要望調査の取りまとめの結果につきましては、申請者は2月末現在550人、取組筆数は2,936筆、取組面積は263ヘクタールとなっております。

しかしながら、畑地化促進事業には対象水田の要件があり、前年度に主食用米の作付水田または転作金の交付対象水田に該当している農地で、7月1日基準日において畑地化をする取組であること、また、おおむね団地化された畑地を形成するものとなっております。

団地化要件については国の承認が必要となりますので、必ずしも対象水田とならない場合がありますので今後、団地化された畑地を形成できるかどうかは精査をいたしまして、交付申請手続期限の6月30日までに農家の方と協議してまいります。

次の質問の交付対象者は、販売農家または集落営農となっているが、それ以外の農家の対応についてのお尋ねでございます。

販売農家とは、対象作物の販売実績がある農家となります。集落営農とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものとなります。飼料作物については、利用供給協定の締結または自家利用計画を策定していることが要件となります。それ以外の農家は対象とならない予定であります。

3番目の御質問の畑地化により中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金はどうなるのかのお尋ねでございますが、中山間地域等直接支払交付金については、農業の生産条件が不利益な地域における農業生産活動を継続するため、国及び県と市による支援を行う制度でございます。

まず、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の定義については、田は、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地で、湛水機能を有しているか否かの判定は畦畔の有無によるものとされており、ただし転作作物が作付されている場合であって、大型機械の進入、排水性の確保等営農上の都合により、やむを得ず畦畔を除去している田については、一般的に農家が所有する機械で畦畔を復旧できるものは湛水機能を有しているものとみなすとされています。畑は、田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地は含まれるとされています。

議員お尋ねの中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の中で、畑地化に取り組んだ場合ですが、畑地化は交付対象水田から除外する取組となっており、地目の変更を求めるものではございません。よって、水田のまま維持管理することになりますので、中山間地域等直接支払交付金

には影響はございません。

次に、環境保全型農業直接支払交付金については、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や、生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う制度でございます。対象農用地は、水田でも畑でも交付単価は変わらない取組でありますので、環境保全型農業直接支払交付金にも影響はございません。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。

それでは、1番目はあれですけど、水張り要件のこの前文書が回ったとん中でお尋ねをしたいんですけど、水張り要件として、作付を行わなくてもかん水管理1か月以上の場合は水張りのみならず書いてありましたが、どのような状態であれば湛水していると認められるのか。湛水状態における水深ですね。水の深さとか、水を張る時間や水張りの確認はどうやってされるのか。一応、多分作らなくても、水張りさえすればいいちゅう考えですけど、それが本当に確認とかを1か月できるのかとか、雨が降ったときだけほどいちょっと水を入れればよかとか、そういう考えになるのやないかなと思ひまして、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの土谷議員の再質問にお答えをいたします。

水張りの要件というところで申し上げますと、国の方針としましては、水張りの時期は年度内であれば、特に時期の指定はないということでございます。

それから、天水による一時的なかん水ではなく、用水によるかん水管理を1か月以上行うことと。この1か月以上といいますのは、いわゆるその連作障害と害虫密度の低減効果を1か月以上すれば効果が出るといったことで、1か月以上という期間が定められているようでございます。

水深は、水の深さについては、水稻作付と同様とするということでございますので、代かき状態といったところになろうかというふうに考えております。

それから、作付しない水張り前後の作付については、転作の交付対象となるということになっておりますので、水張りの前後について、転作作付も作付することは可能ということになっております。

それから、作付しない、水張りをして、その圃場において3年間、何も作付をしない場合は、この転作の交付対象水田から外れるということで示されております。

それで、この水張りの確認についてでございますけど、これは事業主体が協議会の中で、水稻のいわゆる水張りをしたか、していないかの確認をさせていただくこととなります。そこで、や

はり年間を通して、その確認作業というところで非常に個人ごとに時期がばらばらになるというところがあるかと思しますので、そこら付近は個人の農家の皆様には写真撮影等をお願いすることになるかと思いますが、確認自体は、その写真もしくはそういった現地に出向いての確認を予定いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。そうしたら、現地確認は写真と。こういう人が増えるかどうかはちょっと分かりませんが、写真と一応、現地確認ということですね。——はい、分かりました。

それで、先ほどの牛農家と契約すれば、もう畑地化もできるということですかね。それとも、集団、個人でも牛農家と契約しておけば畑地化の推進の中に入るという考えでいいのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、無畜農家の方は、有畜農家の方と利用供給協定の締結をしていただくと。それから、有畜農家の方は自己利用計画で、自分で使いますよといった計画をつくっていただくということで、それについては畑地化の事業にも取り組めることになっております。

しかしながら、この畑地化というのは今後5年間まで続きますけれども、その後は交付対象水田、いわゆる転作の対象水田とはならないということになっておりますので、畑地化そのものは5年間の中でそういうふうな定着をさせていくという事業になっていきますので、ちょっと転作とまたいわゆる、そういう目的の事業ということで御理解を頂きたいというふうに思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ということは、もう5年もたてば水田じゃなくなるという理解でよろしいですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 先ほど申したように、その地目は変わりませんが、畑作物を作っていく農地ということになります。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） はい。ありがとうございます。やはりいろいろこう条件があつてなかなか分かりづらい政策ではあると思うのですが、国の制度ではありますが、国や県、市、JA、関係機関と農業者支援（……）を十分に行っていただきまして、農業者に寄り添った指導をしていただきたいと思っております。

3年に及ぶ新型コロナウイルス、ウクライナ戦争や地球環境の悪化、人・環境に優しく持続的

な農業の重要性はやっぱり大切なことだと思っております。国土や自然条件を生かした農業の発展による食料自給率の向上や、農業多面的機能の発揮が求められております。

やはり先ほども言われました中山間とか環境保全型とか、やっぱり農家のためになる補助でありますので、国と県としっかりやっていただきまして、農業の生産意欲が減退しないように対策をお願いいたします。御答弁ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。赤木議員。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 赤木 貴尚君） 壱岐市内では、3月7日昨日と3月8日今日と、公立の高等学校の入試が行われております。今朝も、入試に向かう子供たちに、「入試、頑張ってください」と声をかけさせていただきました。私なりの応援をさせていただきました。いい結果につながることを期待したいと思います。

それでは、9番、赤木貴尚が、通告に従い、一般質問を行います。前回も大きく1点でしたが、今回も大きく1点、質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回は、令和5年度予算についてということで、予算特別委員会でも質問できますが、一般質問で質問することをお許しください。大きな1点で、令和5年度予算についてということで質問します。新年度予算の中で、物価高騰対策と人口減少対策、少子化に対する取組などを伺いたいと思いますので、答弁のほうをよろしく願いいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大や、ロシアのウクライナ侵攻、間もなく1年になりますが、円安ですね、今日は1ドル137円という表示がありましたが、幾つかの要因により、様々な物価が高騰しました。壱岐市では、一次産業の農業、漁業、子育て支援や商工業や各世帯に対する様々な施策を講じておられますが、電気料金の高騰や物価高の影響を受けて困難に直面しているのは、特定の業種や特定の世帯だけではありません。本当に様々な、いろんな分野等で影響

があります。

物価の高騰は、2021年から、パンや食用油などの食料品、電気、ガソリンなどのエネルギーが値上がりし、2022年は、それに加えて食品、日用品など様々なものが値上がりしました。現在も値上がりは続いています。まだまだ物価は高騰したままであります。

2022年の12月の帝国データバンクの調査においては、食品の主要105社の2023年の値上げの予定は4,000品目を超えるということです。壱岐市内の買物をするお店でも、いろんな商品を見ていると、知り合いの方から、「何もかも高くなっているね」という声を伺いました。本当に見るもの全て、手に取るものが値上がりしております。卵なんかも1パック10個入り、サイズの大きさはいろいろありますが、248円という表示がありました。これ安いときでは、小さいサイズですけど、1パック98円とかそういうふうな特売のときもありましたが、今では248円ということで、1個当たりが、もう24円くらいになりますよね。

昔、お腹空いたときに、卵かけご飯といって、ご飯に卵かけて食べてましたけど、昔は卵、安かったんで、1杯当たり、ご飯が原価が30円ぐらいのときもありますんで、卵1個で40円ぐらいの食べ物だったんですけど、今は、もう50円から60円ぐらいする卵かけご飯になって、ちょっと高級な料理になってきているのが、今現状だと思います。

本当に身近なところに物価高騰があつて、それを、私たちの生活を徐々に真綿で首を絞めるかのように苦しんできているわけですが、今年度の新年度予算において、やはり物価高騰の対策をどのように考えられてあるのかということ、今回お聞きしたいと思います。新年度予算において、物価高騰対策、そして2番目には、人口減少対策、全般において、今までの取組と実績、これは物価高騰においてもそうですけども、そして3番目に、令和5年度予算の中においての人口減少対策、これ少子化問題について、壱岐市の独自の取組とかそういうのがあれば、お伺いさせていただきたいなと思いますし、今回、私、前回はそうですけど、提案型の一般質問ということで、いつもやっております。斬新な提案を、今回したいと、自分でハードルを上げてもしようがないんですけども、こういうのはどうかということをご提案していきたいと思いますので、壱岐市の取組と実績と、令和5年度の取組がありましたら、まず最初にお伺いさせていただきたいと思います。理事者の答弁を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 9番、赤木議員の1つ目の御質問、①物価高騰による市民生活の悪化に対する壱岐市独自の取組はあるのか、これまでの取組と実績、令和5年度予算における取組はについてでございますが、私のほうからは、全体的なことでお答えをさせていただきます。

昨今の物価高騰につきましては、コロナ禍から社会経済活動が正常化していく流れの中で、ロ

シアのウクライナ侵攻など国際情勢の急激な変化や円安の影響などにより、国内における生産コストの上昇も続いており、先行きが不透明な状況でございます。

一方、令和5年1月の消費者物価指数において、エネルギー関係の上昇幅は縮小しており、また、2月の月例経済報告においても、景気は緩やかに持ち直していると示されており、今後も好転していくことを願うばかりでございます。

物価高騰対策のこれまでの取組については、令和4年度に、国は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設し、老岐市では、本交付金を活用した緊急経済対策を複数回、実施をいたしました。

本交付金を活用した事業といたしましては、水道基本料金の減免、給食材料費高騰対策、プレミアム付商品券など、直接、市民・消費者の支援となる事業、農業生産価格高騰対策事業、漁業用燃油対策事業などの産業振興と併せて生産者の支援を行う事業、交通・貨物事業者、医療・介護・福祉等事業者など事業者への支援のほか、観光需要を喚起し、地元の消費拡大を図るものなど、事業計画ベースで約5億9,700万円の物価高騰に対応するための緊急経済対策を実施しております。

個別には、市民向け・消費者向けが1億9,310万4,000円、生産者向けが1億4,670万円、事業者向けが1億3,732万9,000円、その他1億2,024万9,000円、合計の5億9,738万2,000円でございます。

このうち、さきの2月会議にて議決をいただきました米販売価格緊急対策事業、農産物出荷資材価格高騰対策事業につきましては、切れ目ない支援を行うものとして、繰越予算として執行することとしております。

また、同じく繰越事業として実施することとしておりますプレミアム付宿泊券発行事業等については、この後、企画振興部長より説明をさせていただきます。

令和5年度におきましては、昨年度までの国からの交付金の措置は、現時点ではございませんので、一部事業につきましては、市の単独事業として、引き続き事業を継続していくこととしてしております。

具体的には、産業振興・生産者支援の事業でございまして、農業関係では、生産原材料の価格上昇に対する支援の農業生産価格高騰対策事業、堆肥の販売価格を2割引き下げるとともに、堆肥利用の促進を図る堆肥利用推進対策事業、漁業関係につきましては、1リットル当たり10円を補助する漁業用燃油対策事業を、引き続き実施することとしております。

また、新規事業として漁業用資材の価格高騰に対応するため、発泡スチロール箱及び氷に対して補助を行う漁業生産緊急支援事業に係る予算を計上しておるところでございます。総額1億382万1,000円でございます。

このように交付金がございましたが、令和4年度とは異なり、商品券事業のような、全ての市民を対象とする事業は、まとまった財源がなければ難しいところでございますので、市が実施する物価高騰対策としては、直接的な援助ではなく、事業者の生産活動等に対する支援や地域での消費活動を喚起する施策を的確に実施していくことが必要であると考えております。

また、以降の御質問にもございますが、令和5年度予算におきましては、子育て関係の支援の充実がございます。物価高騰をはじめとする現在の社会経済情勢の中で、様々な負担の大きい子育て世帯に対しまして、経済的負担の軽減という面だけではなく、社会全体で安心して子育てができる環境づくりを整備していくことといたしております。

今後につきましては、初めに申し上げましたとおり、先行きが不透明な状況下でございますので、引き続き、国の動向を注視するとともに、財源の状況などを踏まえまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 私のほうからは、物価高騰による市民生活悪化に対する壱岐市独自の取組の観光分野・商工分野の件についてと、2つ目の、人口減少対策全般においての今までの取組と実績について、御答弁をさせていただきます。

まず、物価高騰に関する取組の分の観光分野でございます。

本市の観光業は、宿泊事業者、交通、お土産のほか、農水産物等の地場製品の消費拡大など、一次産業にも幅広く波及効果を及ぼし、多くの事業者に関連する重要な産業であります。長期化するコロナ禍に加え、令和4年度からの燃料油価格及び物価の高騰に対し、本市独自の取組として、本年度に3事業を実施をいたしております。

実績でございますが、プレミアム付宿泊券発行事業は、目標1万枚に対し、1万47枚、達成率100.4%、経済効果といたしましては2億915万円。ツアー造成支援事業は、旅行会社からの2月末時点での報告速報値では、目標5,000人泊に対し、3,606人泊、達成率72.1%、経済効果といたしましては7,500万円。教育旅行・燃料油価格上昇支援事業は、目標2,000人に対し、1,914人の見込みで達成率95.7%であり、多くの事業者皆様に対する支援となっております。

また、長引く燃料油価格高騰や物価高騰に対し、緊急に対応する必要があるため、さきの2月会議で御承認いただきましたプレミアム付宿泊券発行事業などの観光需要喚起対策事業については、全国旅行支援の状況などを踏まえながら、切れ目なく実施するための準備を、現在進めてい

るところでございます。

観光需要喚起対策事業については、観光客などによる観光消費、外貨獲得は、幅広い事業者の皆様に対し、波及効果を及ぼすため、今後も経済情勢を注視しながら、経済対策について検討をしてまいります。

次に、商工分野でございます。商工分野の物価高騰対策につきましては、令和4年度で7事業実施をし、また、2月会議で御承認いただきました令和5年度への繰越事業として1事業、これは、彦根市物価高騰対策消費拡大支援事業を計画いたしております。

実績といたしましては、直近の事業で、彦根市物価高騰対策プレミアム付商品券発行事業が、販売数5万9,010セット、販売率98.35%、経済効果といたしましては、約2億3,600万円でございます。

第3回彦根市キャッシュレス消費喚起対策事業の決済額は、速報値で2億2,541万4,000円で、対前回は146.5%の増となっております。彦根市貨物運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業につきましては、49事業者へ合計2,388万円の支援を行っております。

また、物産販路拡大対策事業では、東京赤坂にある超一流中華料理店の四川飯店におきまして、彦根産食材を使ったフェアを、現在、実施中で、彦根市物価高騰対策消費拡大支援事業では、4月末に東京駅直結のKITTE丸の内地下1階におきまして、彦根フェアを3日間開催予定でございます。

今後も、商工の分野につきましても、今後も経済情勢を注視しながら、経済対策事業について検討をしてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の人口減少対策全般におけるこれまでの取組と実績についてでございますが、人口減少の要因といたしましては、1つ目に、出生数と死亡者の差による自然減と、2つ目として、転入・転出の差による社会減がございます。

自然減につきましては、出生数の減少が顕著であり、全国の出生数が、速報値として、先日、厚生労働省から発表されましたが、昨年1年間の出生数は79万9,728人で、前年より4万3,169人減少し、1899年の統計開始以来、初めて80万人を下回り、過去最小を更新しております。このことは、国立社会保障・人口問題研究所の将来予測よりも11年も早く少子化が進んでいることとなり、次元の異なる少子化対策を表明されています。

本市においても、平成28年に215人であった出生数が、令和3年に145人、令和4年は107人と、減少、激減をしており、少子化対策は喫緊の課題と捉えております。これまでも、結婚支援や出産・子育て支援の様々な取組を実施しておりますが、令和5年度から、こども家庭センターを設置し、さらなる支援策の拡充を図ってまいります。

一方で、転入・転出の差である社会減については、平成28年まで年間200人以上の転出超

過でございましたが、令和元年には過去最少となる80人の転出超過に止まり、令和4年の速報値は、転入者が699人に対し、転出者が852人で、153人の転出超過であり、一定の抑制効果が出ておると捉えております。

中でも、移住定住施策については、本市への移住を検討している方に対する相談窓口を政策企画課内に設置をし、電話や窓口による相談対応や空き家バンクの運営などを行っております。

相談業務につきましては、長崎県が設置しております「ながさき移住サポートセンター」と連携をし、都市圏における移住相談会への参加を行うとともに、独自の取組として、東京事務所と連携した移住相談会や、本市の移住者が最も多い福岡県における移住相談会なども実施しております。

また、Uターン者に向けた支援制度として、移住前の段階で住居や仕事を探したり、暮らしの体験など、移住を目的とした活動に対する短期滞在費用の補助、実際に移住する際にかかる引越費用や住宅の取得、改修、賃貸等による費用の一部補助を行っております。中古住宅の取得に関しては、居住用住居を有しない市民向けの補助制度も設けております。

こうした支援制度を含めた情報発信につきましては、「いきしまぐらし」という専用のポータルサイトを運営し、空き家バンクの物件情報、求人情報、移住体験談など、移住者向けの情報を集約して発信をいたしております。

さらに、この3月からは、壱岐市公式ラインにおいて、移住定住向けの情報メニューを新たに追加したことにより、住宅や仕事に関する情報などリアルタイムに取得できるようになり、移住希望者や市民の皆様の利便性が、より高まるものと考えております。

以上のような取組の実績として、市の相談窓口を介した移住者数は、平成29年度の48人から、平成30年度に96人と大きく増加をし、それ以降は、コロナ禍による行動制限などの影響もございましたが、令和元年度から3年度までは、年間90人前後で推移しているところでございます。

今年度に関しましても、新型コロナウイルス感染症が徐々に落ち着きを見せ、行動制限も緩和されたこともございまして、2月末時点で110名と、既にこれまでの実績を上回り、過去最高の移住者数となっております。

令和5年度につきましては、これまでの取組に加え、市内に居住・就労し、奨学資金等を償還する市民に対する補助制度を新たに設けるよう準備を進めているところでございまして、若年層の定住促進と産業人材の確保につなげてまいります。現在、テレワークやワーケーションなど、場所にとらわれない新しい働き方が注目されていることに加え、Uターンを希望される壱岐出身者からの相談も増加傾向にございますので、これを好機と捉え、今後も引き続き効果的な情報発信と適切な相談対応に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 赤木議員の3つ目の御質問にお答えいたします。

少子化問題に対する本市独自の取組でございますが、全国的な状況、本市の状況につきましては、先ほど企画振興部長が申したとおりでございます。少子化対策は、本市の喫緊の課題であると捉えております。

そこで、令和5年度におきましては、妊娠・出産・子育てに係る経済的負担を大幅に軽減し、安心して出産・子育てができる環境を構築することにより、少子化の抑制及び次世代を担う若者の定住移住の推進を図るべく、これまでにない新たな施策に取り組むための予算を計上しております。

具体的に申しますと、まず、こども家庭課の事業において、第2子以降、出産をされた方に支給する出産祝金を、これまで第2子3万円、第3子以降10万円としていたものを、令和5年度より第2子10万円、第3子以降20万円に増額をいたします。次に、保育所におきましては、第2子以降の保育料を、所得制限等の要件を設けず、無償化を行い、3歳から5歳児の副食費についても減額をいたします。

また、県の子供福祉医療制度の見直しを受けまして、子供の医療費の助成対象を、現在の中学生から高校生世代まで拡大し、18歳までの全ての子どもに対して医療費の助成を行います。

令和5年度におきましては、これまでの事業に加え、今説明をいたしました新たな施策に盛り込むことにより、子育て支援のさらなる充実を図り、人口減少、少子化の抑制につなげていきたいと考えております。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 教育委員会における令和5年度の取組についてお答えします。

教育委員会における令和5年度予算の少子化対策に関する取組として、学校給食費支援対策事業及び幼稚園預かり保育料無償化事業を計画しています。

学校給食費支援対策事業については、新型コロナウイルス感染症の長期化及びロシア・ウクライナ情勢の悪化等で物価は上昇傾向にあることや、給食日数の増加、国の栄養摂取基準の改定等により、給食費の見直しをせざるを得ない状況の中、子育て世帯に係る経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備のために給食費の一部を助成するものです。

令和4年度は、国の交付金を活用し、現行の給食費からの物価高騰上昇分について補助いたしました。令和5年度においては、これまでの給食費に据え置くのではなく、さらに減額した、小学校で月額2,000円、中学校で月額2,500円とすることとしております。この金額は改定される給食費の半額以下であり、現在の給食費よりも大幅に安くなります。軽減分は、市が負担することとしております。

また、幼稚園預かり保育料無償化事業ですが、現在、幼稚園では、教育標準時間終了後の午後からの保育を希望する園児を預かり、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とした預かり保育及び一時預かり保育を実施しておりますが、その利用料について、令和5年度から無償とするものです。

また、幼稚園において、おやつ代相当として副食費を負担いただいておりますが、預かり保育料と併せて無償といたします。

幼稚園における子育て支援策を講じることで、幼稚園を利用する保護者の負担軽減を図り、子育て世帯が利用しやすい教育・保育の環境整備を行ってまいります。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） 様々な取組を、事細かく答弁いただきました。各担当課が答弁されて、私の頭の中もごちゃごちゃになっておるんですが。今の答弁を聞きながら、市民の方もいろんなことを、壱岐市は取り組んでいるんだなということを理解されたと思います。

シンプルに言うと、多分、市民の方からしたら、直接的というか、私たちの生活に関して、普通に生活している中において、物価高で、先ほど卵の話をしましたけど、そういう買ったり使ったりしているものに対しての市からの手助けというか、そういうものが本当に身近に感じれるものがないんじゃないかと思われた方がおられるんじゃないかなと僕は思います。回りくどい言い方ですけど。市民への直接的というか、直接、現金を配るわけではないんですけど、何か今の生活の中において、これが値段が上がって生活をちょっと苦しめているなというところに、本当に手を差し伸べてくれている施策を、ちょっと感じれない部分があるんじゃないかと、私なりの見解ですけども思いました。

例えばですけど、水道料金のことでも出ましたが、やはり生活において、日常生活、電気、水道、ガスですね、車においてはガソリン、こういう市民生活において、やはり日々の生活に使っていることだから自分で払うのは当たり前というところはあるんですけど、やはりそういうところが生活を苦しめている物価高騰の中において苦しみの一つになっているというところはあると思うので、やはりそういうところに手を差し伸べてほしいというのは、正直、市民の方はあると思います。

当初、私も、今、提案型と言いましたけど、じゃあ具体的にどういうのがあるのかと言われると、なかなかここは難しいとこなんです。今回の質問に当たって、では、どういう提案をしようかということをおもっていました。

ちょっと話が変わりますが、先ほどから子育て支援のところでも、いろんな対策というか、この物価高騰の対策にもなるんで、いろんな無償化だったり、出産祝金だったりというのがあるんですけど、やはりこの物価高騰の対策、経済の対策、子育て支援、人口減少、同じ一連の中にあると思います。いろいろな角度から、市は施策として提案することによって、市民の生活が少しでも楽になるようにというのは理解します。

しかしながら、先ほど言いますように、本当に、市民の電気、水道、ガスとか車のガソリン代とか、そういうところに手を差し伸べてほしいというのは実際あります。じゃ、何なのかと言われると、ちょっとそこは、まだ答えが出ないので、今後ここはいろんな方法を考えていくべきだと思いますが。

ちょっと話を戻すと、子育て支援の部分ですね、本当にいろんな取組をされています。改めて表にしましたけど、ちょっとまとめました。出産育児一時金、これ42万円になっていますけど、今度、新たに出産育児一時金、これ50万円に増額されました。出産祝金のほうも、先ほどお話ありましたが、第2子が10万円、第3子から20万円ということになって、そして妊娠・出産の届出時に5万円、出産後に5万円ということですね。3万円相当の出産記念品というのが、壱岐市独自の取組があるというふうに、私なりにちょっとまとめてみました。壱岐市は、こういうふうに手厚く、いろんな出産から子育ての支援を行っているということを改めてまとめたんですけど。

これですね、ちょっとした提案です。この申請、デジタル化できないかと思っています。施政方針でもありましたが、DXの取組を壱岐市は進めようとしていますので、この申請ですね、出産祝金等も出生届を出したときに本当に必要かどうかという申請が要るみたいなんですけど、こういうのも、どんどんデジタル化して、出産時に出産された方の負担を少しでも軽減するような方法が行われたらいいんじゃないかなと思いましたので、ぜひこの申請のデジタル化、ぜひ進めたいなと思っています。これちょっと1個目の提案です。

答弁は要りませんが、私は男性なので出産はしていないんですけど、出産をされる方からすると多分こういう意見が出てくると思いますので、ぜひ出産をされた方に改めて意見を聞いていただいて、登録時、申請時に何か負担が絶対あるはずなので、そういうところを、ちょっと手を差し伸べてあげると、壱岐市独自の新たな手厚い支援ということになると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。1点目ですね。

答弁がかなり多かったので、どんどん提案していきたいと思うんですけど。出産までのいろん

な手当を、先ほどこれ一覧に述べましたけど、かなり手厚いです。私も嫁と話していたら、改めてこういうことがあったなど、かなり十何年前の話なんですけど、そういえば長男が生まれたときは助かったよねという話から、今回は、また50万円に上がるんですよという話をすると、手厚くなったねと、産みやすくなった時代に入ったねと、改めて話をしていましたけども。

これ産んでからの、まだまだ子育てにお金がかかるということで、もうちょっとこういうところに手を差し伸べたらなと思ったので、ちょっと作ってきました。これ壱岐市独自でやってほしいなと思ったんですけど。

先ほど、ちょっと音嶋議員とも話していたんですけど、壱岐市、もっと独自にオリジナリティ溢れて斬新な予算をつけたほうがいいんじゃないかというような意見も頂いて、そうですねって思いながらも、どんどん今回の提案で、どれか一つでもいいから進めていただきたいなと思うんですけど。

私の考えるところ、入学祝金というのは、どうかなと思いました。入学、小学校の入学、中学校の入学、そして、できれば高校まで、その瞬時に、やはりお金がかかる。そうですね、今はもう中学校になると学生かばんの廃止というか、そういうふうになって、学生かばんの部分がちょっと少し浮いたりするのもあるんでしょうけど、やはり入学時にお金がかかる。兄弟児と一緒に入学してしまうと、やはりお金がかかってしまう。そういうときに、ちょっとした市からの支援があると、かなり助かるんじゃないかなと思いました。

そして次は、修学旅行支援金。修学旅行ですね、これは高校の場合ですけど、高校でうちの子供のときに7万円ぐらいかかっていたね。やはり、それで小学校、中学校、高校とありますけども、小学校、中学校において修学旅行に行くときに少し支援があるといいのではないかな。これ話していて、財源どうするんだお前、そんな何でもかんでもできるわけじゃないかなと思われると思うんですが、まあ一つの提案として受け止めていただければなと思っております。

もう一つ、高校生のバス通学の支援というのをさせていただければと思います。これ、三島の通学とか、あとは離島留学生のバス通学の支援はあるようですが、やはり、今この島に住んでいる子供たちのバス通学の支援、今通学に親御さんの送る車も非常に増えてきております。しかしながらガソリンも高くなってきて、もう一つ、SDGsの観点からすると、やはりバスを使って二酸化炭素排出を防げたらいいんじゃないかなと思いますし、島内のバス路線の維持にも、ひと役立つのではないかなと思って、高校生のバス通学支援というのを、ちょっとどうかなと思っております。

非常に財源的なものを一切考えず、提案ばかりしておるところですが、いろんな支援の中に、やはり所得制限が幾つかあるのもありましたし、先ほども所得制限なしの支援もありました。これも所得制限をなくすというのも一つの手ではないかなと思いますので、所得制限を設けない支

援策、できればなと思っております。非常に財源厳しい中、何でもかんでもやるというのは厳しいと思うんですけども、どれか一つでもできるといいかなと思っております。これも物価高騰の中の対策支援だと思っております。子供を産むまでの、産んですぐの出産等の手当もありますが、それから育てていく中で、全てとは言いませんが、少しでもいいから支援をしていただけたらと思っております、こういう提案をさせていただきます。

人口減少の中において、今、出会う場というのが少なくなっているというお話も、さっきちょっとご飯を食べながら、いろんな議員と意見交換をしました。今度は、ちょっとその出会う場をいかに設けるかというところで、どういう対策をしたらいいかなというところを、ちょっとお話をしていきたいと思っております。

長崎県が、今、独身男女の婚活を応援する相談窓口「あいたか」といって、お見合いシステムをやっております。これは県のほうからも推奨されてあって、いわゆるマッチングアプリということで、市長の施政方針にもありましたが、SNSやマッチングアプリを使ったインターネットでの出会いというのが、かなり増えているということがありました。このマッチングアプリというのがあって、端的に言うと、このマッチングアプリを推奨しようかということで提案したいのですが、マッチングアプリを利用して結婚した人の割合というのは、これ全国的な数値として15.1%ということです。

これは、オレンジの線がマッチングアプリを使って出会った方の数です。ちょっとテレビでは見にくいかもしれませんが、水色は結婚相談所、下の方にある、ちょっとオレンジのやつは婚活パーティーやイベントということです。オレンジの上に、ドンと伸びているのが、ネット系の婚活サービス、いわゆるマッチングアプリ等で出会った方の数です。どんどんどんどん増えております。ちょっと2021年、下がっているのは、もしかするとコロナ禍の影響だとは思いますが、そういうふうになっています。

このマッチングアプリを利用して、ぜひ出会っていただきたいなということで、壱岐市の提案として、もう思い切ったやつはですね、婚活支援策の提案として、長崎県の婚活サポートセンターのマッチングアプリ登録料、2年間で1万円です。これを壱岐市が全額補助をして出会ってもらおうと。先ほど議員の中で、ちょっとご飯を食べながら、あっと思っただけなんですけども、極論でいうと、壱岐市にお住まいの、独身の男女の方全てを登録していただきたいなと思っております。なかなかそういうわけにもいかないの、先着20名ぐらいを設定して、2年間の登録料を壱岐市が見ますよと、皆さん登録してはどうですかというようなお勧めをしてはいかがかなというのが一つの提案です。なかなか普通に募集しても埋まらない場合は、各種団体から御推薦いただいて、こういういい若者がいるので、ぜひこういうのに登録してほしいなとかいうそういう希望を募りながら、積極的にマッチングアプリに登録していただきたいな、そこ

を壱岐市がちょっと後ろから押していただきたいなというのがあります。

マッチングアプリと結婚の率も、先ほども言いましたが、離婚される率も非常に低いということです。仕組み的には、やはりインターネットを使っただけのなんですが、中にはAIということで、人の相性ですね、相性をコンピューターで診断して、本当に相性のいい方と出会える仕組みにもなっているということも聞きますので、ぜひこのマッチングアプリの登録料2年間分を壱岐市が全額補助するのでいかがですかというのもどうかと思っております。

一人でも多く出会う場を設ける、そして結婚をしていただいて出産ができるような環境もつくっていく。今、壱岐市においては、産んでもらうため、産んだときの費用の支援だったり、育てる環境だったり、本当に手厚くやられています。その後、ほかに、もうちょっと幾つか手を差し伸べてあげることによって人口減少対策につながるのではないかなと思っておりますが、市長、すみません、何か提案ばかりですけど、これはいいんじゃないかなというものがあれば、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 赤木議員の御質問にお答えしますが、赤木議員、御存じのように、今、国も、もちろん私たちも、子育て、人口減少対策、本当に力を入れなければいけないと思っております。そのために数々の施策を一応計画しているのですが、今おっしゃるように、国は、実は子育て、子育てと言いますが、婚活については触れていないんですね。私はやっぱり結婚をなさった方が、もう一人産んでいただく、それも大事なんですけど、やはりその源泉は、やはり結婚だと思うんですね。ですから、一人でも多くの方が結婚してほしいと思っております。

今、赤木議員は、いろいろ御提案いただきました。まだ時間の都合で見せていただけていないものもあるようでございますので、そういったものも、ぜひ担当課のほうに御提案いただいて、今、私も一、二、なるほどということもございましたので、どれとは申しませんが、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。今後とも、この婚活、それから、いわゆる出生数の増に対しまして、ぜひお力添えを賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） これまた、先ほどご飯を食べながら、樋口議員とかも一緒にお話させていただいて、昔は青年団とかの活動があって、そういう場で、よく出会っていたと。そういう場がだんだん少なくなってきた、コロナ禍でもあって、人と出会う場が少なくなってきた。このマッチングアプリ、出会う場にもなります。必ずしも、成婚、結婚につなげるわけでもなくていいと思うんですね。ただ、人が出会って、やはり出会うことによって何か明るい話題ができたり、楽しみができたり、そういうふうなことでもいいですので、とにかく登録をしていただ

いて、出会う場に皆さんが参加していただければなと思っております。

やはり、人がいなければ何も動かないし、壱岐の島も潤っていきません。出会う場があって、そこから、結婚できれば結婚をして、その中から出産ができれば出産をしていただいて、子どもが1人でも2人でも生まれることによって、この島がますます元気になることを、やはり私たちも願いますし、市長も願ってあると思いますので、なかなか無理には言えない時代ですので難しいところではありますが、私もそうですけど、ここにある議員の皆さんもそうですけど、結婚して本当によかったと思っていますし、素敵なパートナーにも出会いましたし、子育てもして、子どもから元気をもらうこともいっぱいあります。人と出会ったことによって、結婚をしたり出産をしたりしたわけなんですけども、まず出会う場を、いろんな皆さん、私たちも後押ししながら、皆さん、出会う場をぜひつくっていただいて出会ってほしいなと思っております。

いろんなことを言いたくて支離滅裂になったんですが、最後に、一般質問をしながら、いろんなことを考えながら、今回も提案ばかりをしてしまいました。しかしながら、私たち議員の仕事としては、壱岐市のためにどういうものかというのを一生懸命提案して、その中から一つでも、市長をはじめ、部長さんたちに理解していただいて、こういうのがいいな、試してみようかなと思うことを、私たちは議員の仕事として、どんどんいろんな提案をしていきます。その中でも、うまく行くこともあれば、うまく行かないこともあります。しかしながら、議員としては、やはり、いろんなアイデアを出して、壱岐市の発展のために力を尽くすことが仕事ではないかなと思って、今回も提案をさせていただきました。

今回は、ちょっと人口減少対策とか物価高騰対策、なかなか答えが出ないところではありますが、今後もしっかり議員として、いろんな提案をしていきますので、市長をはじめ部長さん方々にも理解してもらえるように提案をしていきますので、ぜひ採用していただきたいなと思っております。

物価高騰対策、まだまだ続きます。非常に生活を苦しめている問題です。どうにかして皆さんの生活が楽になるようにしていかなければいけないと思いますので、市長、令和5年度予算、補正予算をつけてもいいですので、市民の生活が少しでも楽になるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

午後1時49分休憩

午後 2 時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5 番、中原正博議員の登壇をお願いします。

〔中原 正博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5 番 中原 正博君） 皆さん、こんにちは。本日最後の質問となります。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、大きく 2 点、質問をさせていただきます。

まず 1 点目、壱岐市防災訓練についてであります。

壱岐市地域防災計画は、国の災害対策基本法第 4 2 条に基づき、市及び関係機関、住民等がその全機能を発揮し、市内に関わる災害予防対策、救急対策、復旧・復興対策を実施することにより、土地の保全及び住民の生命・身体・財産を保護することを目的に、壱岐市防災会議により策定をされております。

これによりまして、台風、集中豪雨等の風水害、火災・震災等予期せぬ災害に備え、県・関係機関・住民が連携し、防災訓練を行うこととなっており、壱岐市防災訓練が、コロナ前までは隔年で行われ、県、市、消防本部、消防団、自衛隊、医療機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定公共団体、防災士、ボランティア、住民の皆さんに参加いただき、訓練が行われております。

これまでの訓練内容は、地震による家屋の倒壊、建物火災、津波避難誘導訓練、病傷者搬送、海上落下者救助等の訓練があったと思っております。この訓練は、消防・自衛隊・関係団体が連携し、的確、迅速な対応で住民の防災意識も高まり、意義ある訓練と思っております。

また、年に一度、県の原子力防災訓練も行われ、玄海原子力発電所の事故を想定し、近隣の県が連携して、島内外 30 キロ圏外への避難誘導、搬送の訓練、モニタリング訓練等、県の的確な指導の下、行われております。災害は、いつ、どこで発生するか分からず、被害を最小限にとどめるには、このような訓練は必要不可欠と思っております。

しかし、近年、世界で発生している有事では、特に、今の時代では考えられない、昨年起きたロシアによるウクライナ侵攻で、多くのウクライナ国民が被害に遭っており、1 年を過ぎても終息する状況にはなっておらず、欧米側がウクライナへ支援をし、中国がロシアに支援することとなれば、第三次世界大戦になる可能性もあるという報道もなされております。

我が国の近隣国でも、日本海に弾道ミサイルを何度も発射し、日本の EEZ 内にも落下しております。また、我が国の領土を脅かす国もあり、政府も防衛費増額の閣議決定をし、国会で今、議論されております。このようなことから、ウクライナで起きていることは人ごとではないと認

識をいたしております。

私は、昨年(2022年)の11月に、壱岐市防衛協会の研修旅行に参加をさせていただき、陸上自衛隊相浦駐屯地、竹松駐屯地へ視察をさせていただき、離島防衛における部隊の研修もさせていただき、離島防衛のために訓練されている部隊があるということ、そこで初めて知りました。離島が侵略されようというときに、我々一般市民にはどうすることもできず、自衛隊に守ってもらうことしかできず、離島防衛の第一線部隊の訓練を壱岐で行ってもらうことで、市民に対し、心強さと安心感が増すのではないかと研修に行き行って思っております。

このようなことから、こうした事態を想定した防災訓練を、今後は行っていくべきではないかと思っておりますが、市の考えをお聞かせ願いたいと思います。また、離島防衛の第一線部隊の訓練を壱岐で行っていただくことができるのかお尋ねをいたします。

○議長(豊坂 敏文君) 中原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

[総務部長(久間 博喜君) 登壇]

○総務部長(久間 博喜君) 5番、中原議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市防災訓練につきましては、今お話しされましたように、地震等の自然災害を想定した訓練を隔年で実施をしており、令和5年度には勝本地区において実施する予定でございます。

また、年に一度、長崎県原子力防災訓練にも参加し、30キロメートル圏外への避難誘導訓練を実施をしております。令和5年度には、現在、長崎県において日程の調整中でございます。

今回、中原議員の質問は、ロシアによるウクライナ侵攻や近隣国による弾道ミサイル発射等、日本の安全保障環境が非常に厳しい状況であることから、そういった事態を想定した訓練を実施してはどうか、離島防衛の第一線部隊である水陸機動団の訓練を壱岐で行っていただけないかとの御質問だと考えております。

中原議員、御承知のとおり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法では、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務、避難、救助、武力攻撃災害への対処等の措置が規定をされております。

本市におきましては、平成18年度に、壱岐市国民保護計画及び国民保護避難実施マニュアルを策定しているところであります。

まず、基本的なことになりますが、防災と国民保護の違いについてでございますが、防災の事務及び対応の主体は、市でございますが、防災の事務及び対応の主体ではなく、国民保護ということになりますと、国主導によるものでございます。

具体的に申しますと、自然災害等の防災に係る取組については、対策本部の設置、避難情報の発出等、市町村が主体となるものでございますが、国民保護については、国の指定による対策本

部の設置、国による避難措置の指示、国による避難の指示、市町村による避難住民の誘導ということで明確に役割分担が定められております。

こういったことから、国民保護に係る訓練は、国、県において共同で実施されているところであり、県内では、昨年11月6日に島原市において、令和4年度長崎県国民保護共同訓練が開催をされております。

訓練の内容は、長崎県周辺海域において不審船が発見され、武装勢力潜伏の可能性が高いと見積もり、緊急対処事態に認定し、島原市民を陸路・海路・空路それぞれで、諫早市、大牟田市、熊本市へ避難させる訓練、すなわち他の地域へ避難させる域外避難訓練が実施をされております。

また、離島防衛の第一線部隊である水陸機動団の訓練といたしましては、昨年11月11日に、五島列島の南側にある無人島・津多羅島において、沖縄の尖閣諸島を念頭に、外国の武装集団が離島に上陸する事態を想定した特殊訓練が実施されております。

詳細な訓練内容は、公表をされておりませんが、NHKの報道によりますと、参加機関といたしましては、陸上自衛隊から上陸作戦を専門とする水陸機動団、海上保安署から沖縄本島に拠点を置くヘリコプター搭載型巡視艇「おきなわ」と、石垣島に拠点を置く大型巡視船「いけま」、警察からは2年前に発足した沖縄県警察本部の国境離島警備隊が参加をしております。これはかなり大規模な訓練だったと考えられます。

また、先月2月16日に長崎県庁において、県内全ての市町防災担当職員を参集し、弾道ミサイルを想定した市町村の初動対処図上訓練、情報収集、報告、各機関との連携等の訓練が実施されております。令和5年度には、五島市において弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が実施される予定であります。

本市においては、令和11年度に域外への避難訓練、令和12年度にミサイル対処訓練を行う予定となっております。

以上のように、壱岐市防災訓練の想定につきましては、地震等の自然災害となりますので、離島が侵略されたときを想定した訓練などにつきましては、国民保護共同訓練の枠の中で、国及び県主導での共同開催になろうかと思っております。

国民保護においては、市の主たる役割は、先ほど申しましたが、避難住民の誘導でありますので、原子力防災訓練における広域避難同様、関係機関と連携を図りながら対応したいと考えております。

なお、離島防衛の部隊の訓練につきましては、自衛隊等関係機関と意見交換を図りながら、その実施が可能か、協議研究してまいりたいと思っております。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） ありがとうございます。そういう訓練が、ほかでももう行われているということは知りましたが、島原で行われた国民保護の共同訓練ということですが、壱岐市も国境離島であります。やはりそういう訓練はしないと、本当に何も無いことが一番いいわけですが、本当は、よそより早くしたいと思って言いましたら、よそは、もうしているということでしたが、国、県に、すぐ今年、来年とは無理とは思いますが、そういう訓練も今後は必要ではないかと思っております。

それと、先ほども言いましたが、相浦駐屯地では、離島防衛の第一線部隊、水陸機動団ということで、機動団の団長ともお話をさせていただきました。そしたら、機動団に壱岐出身の方もおられるということで、もし壱岐でするときは、いつでも言ってくださいということでおられましたので、先ほど言われましたように、自衛隊とも協議されて、私たちも行ったときに本当の訓練というのはあっておりませんでした。水陸両用車、そして大型ボートと、相当厳しい訓練をされているということでありました。

離島ということで、ボートをヘリコプターに乗せていって、それを海に落とし、1キロか2キロぐらい手前で落として、そして、それに乗り込んで、約1名だけ泳いでいって、敵がいないか確認してボートで行くということでありました。それで、やはり過酷な訓練もされているということでありました。やはりそういう自衛隊も訓練して国民を守るということも、市民の皆さんに見ていただければ、先ほど言いましたように心強いのではないかと思って質問をさせていただきました。

もし、国等、そういうのもありますが、できるとするならば、1年、2年後になるのでしょうか、訓練するとすれば。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 中原議員の再質問のほうにお答えいたします。

議員おっしゃるように、訓練等の誘致をして、市民にその危機意識等の高揚を図ることということを大切と思っております。

ただ、先ほど説明しましたように、市の訓練とか計画の中での枠では、ちょっと厳しいというところで、国、県等の共同訓練の枠の中で、どういう計画が立てられるかということで決まってくると思っております。

ですから、今決まっている部分については、先ほど申し上げた壱岐市の訓練が、今のところそこということ、1年後、2年後、その誘致ができるかということは、今この場では、ちょっと申し上げにくいところがございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 分かりました。それと、竹松駐屯地のほうでは、高射特科群という部隊がありまして、それは迎撃ミサイルで飛行機とかミサイルを撃ち落とすという訓練であります。それは、日本のほうではなかなかできないということで、一昨年ですかね、アメリカのほうに20人ぐらい、その車両と20人行って訓練をして撃ち落としたということも聞きました。

それで、日本のこういった防衛力も強いわけですが、やはり訓練というものは、本当に先ほど言いますように、何も無いが一番いいんですが、何でも訓練をしておかないと、次、とっさにどうしたらいいということではできませんので、今後そういう方向で考えていただければと思っております。

以上です。

続きまして、2番目、令和5管理年度太平洋クロマグロWCPFCの漁獲枠についてお尋ねをいたします。

平成17年に我が国がWCPFC、これは中西部太平洋まぐろ類委員会ということですが、それに加え、平成27年より水産庁資源管理による第1管理期間として、クロマグロ小型魚30キロ未満の数量管理が始まり、平成30年第4管理期間により大型魚30キロ以上も対象とされ、太平洋地域の国で決まったこととはいえ、クロマグロ一本釣りの漁業者の方は、漁獲枠であまり捕れなくなったということで大変苦勞されていると思っております。

これまで資源管理の方法も少しずつ変わってきているようですが、来年度、令和5管理年度の日本、長崎県、壱岐市の漁獲枠が分かれば教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 5番、中原議員の令和5管理年度太平洋クロマグロWCPFC漁獲枠についての御質問にお答えをいたします。

令和5管理年度の、現在、国から示されている当初配分としては、小型魚の漁獲枠が国全体で3,565トン、長崎県への配分は728.9トンとなっており、長崎県への配分は、令和4管理年度と同数となっております。また、大型魚の漁獲枠は、国全体で6,244トン、長崎県への配分は173.3トンとなっており、長崎県への配分は、令和4管理年度と同数となっております。

今回、国から示された漁獲枠に加えて、今後、追加配分として、令和4管理年度漁期繰越分の配分や国留保枠の配分がなされる予定となっております。

壱岐海区への配分につきましては、現在、県で検討されており、お示しをすることはできませ

んが、県への配分が前年度同数であったことから、前年度並みになるのではないかと考えております。

ちなみに、令和4管理年度の壱岐海区の漁獲枠が、小型魚では当初配分が157トン、大型魚では当初配分が119トン、よって、参考までに昨年が276トンというふうになっております。

本市水産業において、クロマグロの漁獲は重要であると考えておりますので、これまで県知事要望で、クロマグロの漁獲枠の拡大を要望しておりますが、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） ありがとうございます。

令和4管理年度以降の配分の考え方ということで、今回は、2002年から4年、WC P F Cの基準年に対しまして、大型まき網が1,200トンの52.8%で、あと沿岸漁業が2,221.8トンと132%、そのときより増となっておりますが、これは、まき網の分を沿岸漁業に持ってきたということになるんですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 中原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この全体の枠の配分については、ちょっとその部分については把握しておりませんが、このいわゆる沖合漁業は、国の大臣が配分をすると、そして、沿岸漁業の分については県のほうで配分されるわけございまして、一応、今まで令和3年の12月におけるWC P F Cにおいては、大型魚の漁獲枠を一律15%増加させることで最終合意をされているというふうに聞いております。

それから、そのときに小型魚については据置きとなったと。未利用分を翌年に繰り越せる上限を漁獲枠の5%から17%に拡大する特例を3年延長され、小型魚枠の10%を上限に、大型魚へ切り替え可能となったということで、その沿岸漁業の部分については、そのように把握をいたしているところでございます。

それで、令和5の管理年度は国際ルールの変更年ではないので、基本的には、令和4管理年度と同様の配分となるということで、お聞きをいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 分かりました。少しは沿岸漁業にも増えているようですが、正直言いまして、これだけではマグロでは生活されるような状態ではないと思っております。

それと、一つ分かれば教えていただきたいんですが、このマグロの枠を融通することができるというようなことを書いてありますが、それは、もし壱岐で、もしすれば、沿岸漁業が今、全然釣れていないので、定置の方に融通をしたりとか、そういうとができるようになっているということですかね。

それと、もし融通して、もう今、融通したので枠が少なくなりました。そしたら国の留保分をそれに充てますよとか言うとも書いてありますが、そういうとを、ちょっとはっきり分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 中原議員の再質問にお答えをいたします。

融通制度のことをごさいますけども、県内の7海区がございまして、その中で、その漁獲枠に、やはり余りがあれば、それを県の中で寄せ集めるといふか、融通をして、そしてそれを、例えば漁期が3月末に迫るので、その前の1か月前ぐらいに、例えば2月中に一気に捕るオリンピック方式といったものがございまして。そういったものを利用して融通をしたり、それから国で追加配分もございまして、それが追加配分をされたりして、それで、その中で、それぞれの海区の中で、そしてまた、その海区の中の漁協さんの中で配分が決まりまして、その中で漁獲をしていくという状況になっているところでございまして。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） ということは、今、壱岐で、一本釣りは、あまり小さいマグロも大きいとも上がっていないようで、何か定置には郷ノ浦も箱崎漁協も上がっているということで、そこは何で一本釣り、釣れないのか分かりませんが。そういったときに融通して、もし今から4月とか5月に上がり出したときに、その分は国から融通してもらえということになるんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 今、もともと国の追加分というのは、それぞれの海区ごとに県に割り当てておられます。その中で対応されるわけですけども、先ほど申された定置辺りは、やはり定置を持っている漁協さんにおいては、そういった大型魚が入って、それで融通をされてでも、融通枠がついてでも、その、もう100%に近くなって、結局、定置に入ったら、やっぱり逃がすしかないといった状況が続いていると聞いております。

そういったところの配分については、その漁船漁業と、いわゆる定置漁業ですね、そういったところの配分については、それぞれの海区ごとで、県も通じて配分調整があっているかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） はい、分かりました。これは市のほうに言ってもあれなんです、本当に漁業というものは、特にマグロ類、海遊魚でありまして、そこに来た魚を捕るということで、それで定置にも入るし、一本釣りでも釣れるということではありますが、これは世界のあれであっておりますけど、本当に漁師さんにとっては本当に厳しい制度ではないかと思っております。これは今言っても仕方ないことではありますが。

今、スルメイカですね、スルメイカも、今年、まだあまり取れなくて、そして、ブリが最近少し上がり出して、丸々肥えたのが上がっておりますけど、何か海の中が少し変わってきたように思います。スルメイカは、昔だったら11月、12月から、大体2月、3月にはもう終わって、ケンサキに変わるということでした。ブリも大体12月から1月、2月ぐらいで終わるということでしたが、何か海の中もおかしくなっているように思います。

スルメイカは、去年は4月、5月に捕れまして、大体普通、4月、5月はスルメがどこも上がらないんですが、4月、5月に捕れております。それでまた今年も、スルメイカも今から捕れればいいと思っております。

それと、ケンサキイカも、昨年6、7、8で、今までここ近年にない大漁で値段もよくて、そのときはよかったと思っておりますけど、先ほどマグロと一緒に海遊するもので、いないときは全然釣れない。それで9、10、11、12はほとんど沖行っていないというイカ釣り漁船もございました。本当に漁業者の方も今厳しいと思っております。

それでいろいろ国も、セーフティーネットとかそういうとで漁業者の方も何とか食いつないでいっておられるのかなと思っておりますけど、今回、10円補助を延長ということと、また資材に対して補助をするということで、私も本当に漁業者の方に沖に行っていただくには、そういった沖に行けるような対策をつくっていただきたいと思っております、今回の市の資材の補助は、ちょっと少ないですけど、よかったのではないかと、少しでも漁業者のためになるのではないかと。国もそういう政策をつくっていただきたい。沖に行かんで金くれるような、そういう、ちょっと言ったら政策はおかしくないか。やはり沖に行けるような、沖に行って釣ってくれる。もう一つ言いたいのは、魚とかイカが大量に捕れて暴落したときに、最低価格、これ以上安くなったらそれを補填しますとか、そういうとも今後、もし国とそういう話ができるのであれば、そういった対策も取っていただきたいなと思っております。

本当に今、第一次産業、漁業、農業も一緒だと思いますけど厳しいと思います。やはり市長も言っておられましたように、第一次産業、壱岐の基幹産業ということで発展をさせたいということでもあります。本当に、これからですね、漁業が発展、農業も発展していくことを願っております。

す。

これからスルメイカも来て、ブリも捕れて、漁業、浜が活性化することを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔中原 正博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、中原正博議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月9日木曜日午前10時から開きます。

一般質問で4名の議員が登壇予定となっています。

壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては御視聴いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時35分散会

令和5年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

令和5年3月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

6番 山川 忠久 議員

4番 山口 欽秀 議員

7番 植村 圭司 議員

8番 清水 修 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君

2番 樋口伊久磨君

3番 武原由里子君

4番 山口 欽秀君

5番 中原 正博君

6番 山川 忠久君

7番 植村 圭司君

8番 清水 修君

9番 赤木 貴尚君

10番 音嶋 正吾君

11番 小金丸益明君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 土谷 勇二君

16番 豊坂 敏文君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君

事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、6番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 山川 忠久君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、6番、山川忠久が一般質問を行います。

まず、動物愛護についてお伺いをします。昨年3月にも犬猫保護の取組について質問をいたしました。この1年間でその状況も少しずつ好転しているように感じていますので、少し時間を割いておさらいをしていきます。

まず、長崎県の状況についてですが、昨年2月に誕生した大石知事は、公約の一つとして殺処分ゼロを掲げていました。昨年の12月の県議会においては、犬や猫を10頭以上飼育する場合は届出を義務づけることなどを定めた動物愛護の条例案が可決されました。また、野良犬や野良猫を保護する長崎県動物管理所「アニマルポート長崎」が老朽化、そして、手狭であることから建て替えが検討をされており、その建設検討委員会の委員には、後ほど述べます壱岐市の保護団体の代表も名を連ねております。

県は、県内各市町の聞き取りにも力を入れており、今年1月には県民生活環境部の部長が来島され、市長と、そして、その後、保護団体との面会も実現をしております。その保護団体、壱岐市の保護団体については、昨年4月に団体を立ち上げ、会員の会費や寄附金、そして、バザーの売上げなどを資金として持続的な活動を目指しており、保健所で保護された子犬が譲渡施設に送られるまでの間のミルクボランティアや保護した犬猫の譲渡会、併せて啓発活動などを精力的に活動を続けております。

これらの動きを踏まえまして、以下の質問をします。

1つ目、4月からの動物愛護条例のスタートに併せ、壱岐市での条例の周知方法と市の協力体制について、また市独自に条例を制定する考えはないでしょうか。

2つ目、捕獲された犬猫の保護施設は建物も古く、保護環境も十分ではないのではないかと懸念をされております。その現状認識と改善についてお尋ねをします。

3つ目、野良猫を捕獲・避妊去勢手術を経て、元どおりに生息地域に戻すという地域猫活動の推進についてお尋ねをします。

以上3点について、御回答をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 皆様、おはようございます。6番、山川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、長崎県動物愛護条例の周知方法と協力体制、市独自の条例制定でございますが、本条例は、長崎県、市、町及び飼い主の責務並びに役割を明らかにし、人と動物が共生する住みよい社会づくりを目指す目的で制定されたものであり、条例の施行に併せ、去る1月18日に長崎県県民生活部長が本市へ来島され、条例の趣旨説明及び協力依頼をされたところでございます。

本条例には、目的を達成するために、市・町に必要な協力を求めることができると定められており、不適切な飼養への指導、チラシの配布、広報紙による周知、地域猫活動における自治会との調整、ボランティア団体との関係構築、災害時における飼い犬や飼い猫などと同行が可能な避難所の設置などの協力依頼があったところでございます。これを受け、本市も、市報、ホームページ、公式LINEなどで周知を図り、壱岐保健所やボランティア団体、関係部署と連携し、必要な取組を進めてまいります。

また、市独自の条例につきましては、今回の長崎県条例で網羅していると思われ、上乘せ条例は考えておりませんが、今後、動物愛護の観点から必要な事項等が生じた場合は、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の捕獲された犬猫の保護施設についての御質問でございますが、御指摘の犬猫の

保護施設は、長崎県の所管で平成8年度に設置されており、法律の規定に基づき、抑留した犬を収容し、主に野犬などの殺処分を行う施設でございます。

施設の設置目的は、狂犬病の発生を予防し、蔓延を防ぐことにありましたが、今日では動物愛護の観点から、殺処분을減らすために、譲渡可能な犬を大村の動物管理所へ送るまでの一時的な飼養管理施設として利用されております。

今後の改善につきましては、設置から25年以上が経過し、老朽化も進んでいることから、施設の目的や環境を含め、所管する壱岐保健所と協議を行ってまいりたいと考えております。

3つ目の地域猫活動の推進でございますが、地域猫活動とは、地域の皆さんが主体となり、飼い主のいない猫について適切な管理を行い、その数を減らし、住みよい地域をつくることを目的とした活動であります。市内では、昨年、犬猫の保護活動や適正飼養の普及啓発を目的とした任意団体が設立され、地域猫活動も積極的に推進いただいているところでございます。

また、地域猫活動への市独自の支援としまして、令和5年度において、地域猫の不妊化事業を予算計上しており、この事業は、飼い主のいない猫のふん尿などによる被害や殺処분을減らすことを目的に、飼い主のいない猫に指定獣医師による不妊または去勢手術を受けさせ、その費用の一部を補助するものであり、本事業の活用と長崎県動物愛護条例に規定されている飼い主のいない猫への餌やりのルール化などを市民皆様に広く周知を図ることにより、猫の繁殖抑制と殺処분을減らし、飼い主のいない猫によって起こる近隣住民の生活環境の悪化防止に努めてまいります。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 1つ目の条例の周知と協力体制については理解をいたしました。壱岐市独自の条例を今後状況を見ながら検討されるということですので、前向きな答弁だと捉えております。壱岐市でも条例制定を提案したのは、壱岐市が本気になってこの問題に取り組むという姿勢を内外に示すというためにも必要だと考えたからです。

県の担当部長のお話がありました。来島の際にも保護団体に話をされたところ、壱岐市全体で行政と民間とでしっかりと踏み込んだ取組がないことには様々な施策が空回りしてしまいますし、また、私自身も大石知事とお話をする機会がありまして、このことについて意見を伺いました。壱岐市の現状のことも当然御存じでありましたけれども、状況が突出して悪いからといって壱岐市にだけ手厚い施策を打つこともできないと、ほかの市町からすると、努力されていないと感じるようなところに特に手厚いこともそういう印象を与えてしまうということで、積極的な関与が必要だということでした。また、犬猫の命を真剣に考えている壱岐市民の目にも、壱岐市が真剣に取り組んでいる姿勢にこそ期待が持てるという意味もあります。

以上の理由ですので、今後検討されるということですので、進展に期待をしております。

2つ目の保護施設については、狂犬病の防止の観点から、命を救うための施設として考えているということですので、またこの施設についても協議を続けていただきたいと思っております。

3つ目の地域猫の推進については、この質問をしようとしたときに、県がふるさと納税の使い道に殺処分ゼロプロジェクトがありまして、それを参考に壱岐市でもこの制度を活用できないかという提案をしようと考えていたところ、部長が言われましたように、令和5年の当初予算にふるさと納税を活用した地域猫の推進についての予算を計上しておりましたので、本当によくぞやっていたいただいと申し上げたいと思っております。

ただ、これに関しては、少し民間の動きとも協調していただきたいと思っております。この辺の細かいところについては予算特別委員会で質疑の時間を頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

実は、直近の話ですけれども、大村の団体でしたか、壱岐市に来島していただいて、壱岐市の団体でクラウドファンディングをして、それで地域猫活動をしようという動きもありますので、そうした情報共有のほうも積極的にやっていただきたいと思っております。

それから、アニマルポート長崎の建設についても、壱岐市からせっきく検討委員が参加しておりますので、壱岐市の立場としての情報もしっかりと共有していただきたいと思っております。この情報共有については、壱岐市でも Slack を活用して情報を共有していただいておりますので、ぜひ保護団体とも緊密な連携を取っていただきたいと思っております。それが可能かどうかお伺いをしたいと思います。Slack の活用と、あとは、ほかの自治体では「犬猫の遺棄をしないで」という看板を設置をしてあるところもあります。これは景観の問題もあるかと思いますが、こうした看板の設置についても御検討いただけないかということで質問をいたします。

以上、Slack を活用した情報共有と、それから看板の設置についてお伺いをします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山川議員の追加の質問につきましてお答えをいたします。

市内の犬猫の保護団体様とは、今も頻繁に情報交換はさせていただいておるところでございます。いろいろな方法を私どものほうにお伝えをしていただいておりますので、いろいろな方法のコンテンツを使いながら周知を行ってまいりたいと思っております。

それと、犬猫の遺棄を防止する看板の設置につきましても、これも今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 前向きな御答弁を頂きました。動物愛護の問題一つを取ってみて

も、壱岐市が抱える様々な課題解決につながっていくのではないかと感じていることがあります。例えば、野犬の繁殖ですけれども、壱岐だけかもしれませんが、痩せた野良犬はあまり見かけません。栄養が十分足りているんじゃないかというような感じがします。栄養に問題がないとすれば、その分長生きもしますし、出産回数も増えると。そして、生まれた子犬も丸々太ってという、そういうことが繰り返されているんじゃないかと感じております。

昨年末の総務委員会でも申し上げたと思いますけれども、壱岐で特徴的な背戸の山がありまして、そういうところに例えば残飯を捨てるということなどがあれば、それを餌にして野良犬が栄養を取ると。そういったことが原因だとすれば、そういった残飯をコンポストの設置をもっと推進して犬が食べないようにするなどして、そして、そのコンポストから堆肥ができると。そうすれば、高騰する肥料のわずかではあるかとは思いますが、足しになるのではないかと。そういったことでマイナスの状況からプラスが生み出せるのではないかと感じることもありますし、あるいは、地域猫を推進するにしても、これから餌が必要になってくると思います。餌にはやっぱりただではできませんので、そういった水産関係で未利用魚があれば、そうしたところ、原料に餌をつくったりとか、そういうところで新たな価値が生み出していけるのではないかとということも考えたりもします。

また、動物の多頭飼育崩壊とはどういう状況で起こりやすいかということ、高齢者、そして認知症の方、それから障害がある方、貧困を抱える方など、社会から孤立しやすい環境で起こることも少なくないということがありまして、そうすると、また福祉の領域にも関わってくると思っております。そして、いろんなところに根っこがつながっていると、そういう根深い問題ではないかなという思いがいたしますので、ぜひ市長からもこの問題については思いをお伺いしたいと思っておりますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山川議員の御質問にお答えいたしますけれども、おっしゃるように、例えば多頭の飼育の家庭であるとか、あるいは先ほど申されました餌、餌というか、動物が生きるための環境、そういったものについてはいろんな課題がふくそうして関係しております。今御指摘のことについては一つ、担当部署を通じて少し踏み込んで研究をさせたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 市長言われたように、これまでよりもより踏み込んだ取組に期待して、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、ヤングケアラーについてお伺いをします。

ヤングケアラーという言葉については、近年耳にするようになった言葉ですが、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子供のことをヤングケアラーと呼

びます。最近では、小説や漫画、ドラマの題材になることも多く、その存在が知れ渡ってきました。私も朝ドラを毎日見ているわけではありませんけれども、主人公の友人が定職に就かない父親のために家事をこなし、そして家計を支えている姿が描かれ、それはヤングケアラーを描写しているとも言われております。

ヤングケアラーの定義も幅広く、一概に言えることではありませんが、これまでこの問題が顕在しにくかった理由は、家族の世話をすることが当たり前だと思っているとか、または、人に相談するには勇気が要ることなどが言われております。

令和2年度に厚生労働省が行った調査によると、おおむね学校のクラスに1人か2人はいる計算になるそうです。とすると、壱岐市にも当然そうした子供たちが存在するはずですので、これについてお伺いをしたいと思います。

1つ目、ヤングケアラーの実態を壱岐市はどれほど把握してあるか。

2つ目、学校における実態把握、そして、教職員の対応についてお伺いします。

3つ目、先ほど述べたように、潜在化しやすい本件の認知度を高める広報活動について。

4つ目、自分がそうかもしれないと思ったときに相談するその窓口はどこになるのか。

5つ目、ヤングケアラーに対する支援について。

以上の5点について御回答をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 6番、山川議員の御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーについて、2つ目の学校における対応を除いて、市民部のほうより答弁をいたします。その後、教育委員会より答弁いたします。

まず、1つ目のヤングケアラーの実態の把握につきましては、毎年、県よりヤングケアラーへの支援状況等についての調査がっております。令和4年8月末時点でこども家庭課が対応したヤングケアラーに関連する虐待等の報告もなく、該当はございませんでした。また、参考までに、過去3年間、令和2年度から令和4年度におきましても、こども家庭課がヤングケアラーに関連する虐待等での対応も、該当はございませんでした。

子供と接する機会が多い学校現場と教育委員会がヤングケアラーの存在を把握し、少しでも虐待を疑うようなケースがあれば、こども家庭課へつないでいただき、双方の専門領域から連携・対応を図っていきたいと考えております。

実態の把握につきましては、今後も引き続き、県教育委員会、学校現場、関係機関とも連携を図り、ヤングケアラーの実態の把握や情報共有などに努めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の潜在化しやすい問題である本件の認知度を高める広報活動につきましては、厚

生労働省より、11月の児童虐待防止推進月間に向けたポスター・リーフレット、ヤングケアラー支援のための同ツールの配布などを通して、両事業の意識啓発の向上に向け、自治体が活用できる新たな普及啓発ポスター・リーフレットの配布を行っております。

ポスターやリーフレットにつきましては、各支所窓口を設置をしており、ヤングケアラーについての事例や注意喚起と厚生労働省の特設ホームページなど、様々な相談窓口を紹介しております。

今後とも、国、県、教育委員会、学校現場など、関係機関と連携を図り、壱岐市ホームページなど、様々な広報活動を行ってまいります。

次に、4つ目の壱岐市の相談窓口につきましては、壱岐市教育委員会、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー及び市民部こども家庭課に相談窓口を設置し、双方で連携を図りながら対応を行うこととしております。

近年、ヤングケアラーが社会問題となっており、ヤングケアラーの支援に対しては相談支援体制の構築が課題の一つとなっておりますが、令和3年度には、一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさきが県内初となる子どもヤングケアラー総合相談窓口を開設しております。ここでは、子供たちの悩みについて、LINEやメール、時間外の相談が可能となっております。この相談窓口の開設を学校現場や関係機関などへ広く周知し、県と各市町が連携を図りながら支援につなげる支援体制を構築しております。

また、本市におきましても、本年4月より、こども家庭センターの運用開始に伴い、同一窓口による一元的な対応が可能となり、母子保健と児童福祉が有する子供や家庭に関する情報の共有と集約により、迅速かつ適切な支援につなぐことが可能となっております。

また、そのような社会問題の背景には、介護、医療、貧困、そして孤立といった様々な要因がありますので、様々な場所が相談窓口となり得るとも考えております。民生委員、児童委員もその相談窓口の一つであり、支援の必要性の把握を担っていただいております。

今後とも、ヤングケアラー支援につきましては、各関係機関との連携を図りながら、適切な支援と対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、5つ目のヤングケアラーに対する支援についてですが、現時点でこども家庭課においてはヤングケアラーに該当する事案はここ数年発生しておらず、本市による支援等の実績はございません。ただし、ヤングケアラーについての相談・連絡などがこども家庭課にあった場合の対応につきましては、一つ、こども家庭課の相談員による子供との面談並びに子供の両親との面談、二つ、家を出たいと希望する子供には、佐世保こども・女性・障害者支援センターを紹介するなどの支援体制を取ることとなります。

また、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本年4月より、こども家庭センターの運用に伴

い、専門的知識と経験を有する職員を配置することにより、切れ目ない支援体制を構築してまいります。

妊産婦並びに乳幼児及びその保護者の実態把握と児童虐待の未然防止や虐待発生後の支援とヤングケアラーに対する支援も含め、迅速かつ適切な支援につなげてまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長、いいですか。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 6番、山川議員のヤングケアラーについての2つ目の学校における実態把握と教職員の対応についてにお答えします。

学校における実態把握については、今年度は7月に長崎県こども家庭課からの依頼もあり、ヤングケアラーに係る調査をいたしました。壱岐市の調査方法は、各学校が定期的に行っているいじめ等の生活アンケート——毎学期いたしております——そこに設問を加えています。今回は、「あなたは病気や障害のある家族のきょうだいのお世話をしていますか」。「お世話」ということについては、小学生段階と中学生段階で少しニュアンスを変えて説明をしているところです。この設問に「ある」と回答した児童生徒は5名でした。小中、小学生1名、中学生4名で、いずれも女の子でした。この調査に「ある」と答えておりましたので、この子供たちに対して、学校はすぐに具体的な生活の様子を尋ねるアセスメントシートというのを使って面談を進めています。

加えて、聞き取った内容を基に校内で検討会を行い、その子供の状況に応じてスクールソーシャルワーカーも交えて連携を取り、家庭訪問等も実施をしているところでございます。その面談等をした結果、5名は家庭で家族の世話をしている状況がありましたが、いずれも日常的でないということから、ヤングケアラーと認定するまでには至っておりません。そのうち2名については、お手伝いのあるいはお世話の状況が少し継続的に見守る必要があることから、壱岐市のこども家庭課と連携を取り合いながら、今も見守り活動を続けているところでございます。

なお、スクールソーシャルワーカーの力も大きく、毎回、その子供たちと対応した記録等が必ずこういう形で報告をしていただき、赤い印をしているのは、関わる子供の記録だということになります。

壱岐市の学校では、児童生徒が一日の生活の大半を過ごす場であるということから、教職員はヤングケアラーに気づく立場にあると捉えています。そのため、ヤングケアラー支援マニュアル等を活用し、「この子はヤングケアラーでは」と気になったら、アセスメントシートを用いてその確認をするようにしています。

ヤングケアラーのマニュアルは八十数ページございます。子供の様子を聞いたときに、その状

況に応じた部分を各学校は取り出しながら具体的な対応に役立てておりますし、先ほど言いますアセスメントシートも、その中から自分の子供たちに合うものを用いていると聞いております。

気になる事象について、校内で共有をするときには、先ほど申しましたように、スクールソーシャルワーカーに入っていただくことはとても大きな力になります。その方たちは、子供たちが場合によっては学校登校が遅れたり、家にいたりするときにも、教師に代わって家庭訪問をしながら、その子の状況を聞きながらアドバイス等をして支援に当たることができる点では大変大きな力になっているところです。

学校の教職員は、そういう形でこども家庭課を含めながらいろいろな力を持たれた方たちと連携をしながら、壱岐市でヤングケアラーの実態に近づかないように、早期に気づきながら努めていきたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 実態については調査をしているけれども、ゼロであるという御回答を頂きました。教育現場では5名、いずれも女の子ということでありましたので、その子供たちについてもしっかりと御対応いただいていると、そして、県も含めて支援体制ができていうことで、その点については安心をしました。

しかし、虐待と結びつけられての調査はゼロ件ということでしたけれども、自分が進んでやっていると、虐待だと思っていないというケースも多々あると思いますので、しっかりとこれから広報活動を続けていただいて、もしいらっしゃるとすれば手を差し伸べられる環境づくりに今後努めていただきたいと思います。

厚生労働省のサイトに、ヤングケアラーについて専用ページが設けられておりますので、そこについて少し御紹介をいたします。

そのページで強調されているのは、「本来なら勉強や部活、将来のことを考える時間的余裕、友人との触れ合いなど、「こどもとしての時間」と引き換えに家事や家族の世話をしている実態。そのことにまわりの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、ヤングケアラー自身が「自分は一人じゃない」、「誰かに頼ってもいい」と思えることで、「こどもがこどもでいられる街」を一緒につくっていきませんか」と呼びかけております。こうした社会をしっかりとつくっていくためにも、これからもより踏み込んだ対応をお願いしたいと思っております。

ここまで現在進行形の今まさにヤングケアラーであるという方たちについての質問をしましたが、ヤングケアラーは成人をしてもなお生きづらさを抱えるという話があります。学校において遅刻・早退・欠席が増え、勉強の時間が取れないことによる学業の影響があり、また、自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考える傾向にあること、また、自分のやってきたことのア

ピールができないことによる就職への影響、または、友人たちとコミュニケーションを取る時間がないことにより、友人関係への影響などがあり、そして、そういった状況から、昨日も赤木議員と市長のやり取りにもありましたけれども、結婚に対する問題も出てきます。家庭にいいイメージが持てないとか、自己肯定感が低いとか、それから家族が理由で破談になるおそれなども抱いており、結婚に対しても消極的になる傾向があり、そしてまた、家を出たいと思うがために性急に結婚をしてしまい、失敗するというようなケースもあるようです。そうなってくると、社会的な損失というものも膨大なものになると考えております。

かつての自分 혹시したらヤングケアラーだったのではないかという認識を持ってもらい、正しい支援を受けることも必要だと思っております。そうしたヤングケアラーの成人後の相談と支援の体制について、何かあればお伺いをしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山川議員の再質問にお答えいたします。

成人後のヤングケアラーの方の成人後も引き続いているというようなことで、その後の支援体制ということだと思っておりますけれども、成人後につきましてはなかなか難しいところもございますけれども、その辺も今後の新しいこども家庭センターのほうでも研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 少なくともないと思っておりますので、ぜひ研究を続けていただきたいと思っております。

今回、動物愛護しかり、ヤングケアラーしかり、法律や条例、そして、支援の枠組みをつくることで、これまでないがしろにされてきた権利を守ろうという取組は、今後も政治の場でしっかりと推進しなければならないと改めて感じております。

ヤングケアラーについては、今後、支援のための法整備についても国会において議論されることを期待しております。法をつくることに関しては、例えば、障害者の権利を守ろうという考えは障害者基本法によって規定され、かつては、僕たちの子供の頃は障害者に対する差別用語がありました。そうした言葉は今ほとんど聞こえてきません。聞いたことがない子供もたくさんいるのではないのでしょうか。それでも見えない差別はあるかもしれませんので、そのことについても差別をなくすことについては強く訴える必要があると思っております。

あるいは、また別の法についてですが、愛煙家には肩身の狭い思いをされていることとは思いますが、受動喫煙防止法がなければ、今、この議場にもそれぞれの席に灰皿があってもおかしくないと思っております。ほかにも、国境離島という概念も法の制定によって確立されたと思っております。今後、「昔は動物の殺処分があった」とか「ヤングケアラーという言葉があつてね」とか、

次世代の人に昔話をする、そういう時代を政治がつくっていくことは可能だと思っております。

動物に関しては、動物嫌いの人もいらっしゃいますので、その人たちの声も無視することなく、共生の世界をつくっていかねばならないということは付け加えておきたいと思っております。

以上、市民の皆様にも、そうした共生の社会を共に考え、つくり上げていきたいと思いますということを訴えまして、私の一般質問を終わります。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山川忠久議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

午前10時42分休憩

午前10時50分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口が一般質問を行います。

第1は、壱岐クリーンエネルギー株式会社が行った寄附金行為に対する質問をいたします。12月会議に続き、市長の政治姿勢を問うことになりました。市長、誠実な答えを期待しております。

壱岐クリーンエネルギー株式会社は、壱岐市が資本25.5%を出資している第三セクターであります。その第三セクターが寄附金行為として、政治資金規正法第22条にある第三セクターは政治活動に関する寄附をしてはならないとしている。ところが、壱岐クリーンエネルギー株式会社は、自民党壱岐支部に60万円の寄附を行いました。明確な政治資金規正法違反であると考えます。この点で市長は、この問題での責任をどうお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、山口欽秀議員の御質問にお答えいたします。

総務省が示す第三セクター等の経営健全化等に関する指針によりますと、第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものであるとされております。すなわち、第三セクターであ

る壱岐クリーンエネルギー株式会社は、壱岐市とは独立した会社であり、自主的・主体的な健全経営に取り組むことが原則であると認識しているところであります。

その上で、今回の壱岐クリーンエネルギー株式会社の寄附行為につきましては、その内容を事前協議する取締役会等も招集されておられませんし、決算書においても知り得ない状況でございました。一方で、同指針には、地方公共団体は、関係する第三セクター等の現在または将来の経営状況や資産、債務の状況について、適切に把握を行うことが必要であるとされ、第三セクター等の経営状況等の正確な把握を行うためには、当該第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が前提となるため、当該法人の形態等に応じた適切な会計基準を適用することが重要であると示されております。

この点において、市として経営状況等の適切な把握、特に今回は寄附先の把握になるわけですが、不十分であったことについて反省するところであります。今後、同社の取締役として、経営の公共性や公益性が担保できるよう、また、市民の皆様から疑念を抱かれることのないよう適切に指導・改善を求めてまいります。

なお、今回の問題につきましては、刑事告発がなされておりますので、警察の捜査の推移を見守りたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 壱岐市長白川市長は、壱岐クリーンエネルギー株式会社の取締役であります。会社の経営責任の一端を担っている。このことは認めていらっしゃると思います。

ただ、この政治資金規正法の違反の点では、代表取締役の中原氏が犯した罪だというふうになるのは理解できますが、今回の中原氏が行ったミスがあったから1月30日に訂正を行ったと、このようなことで事を済ますことはできないというふうを考えるわけです。

とりわけ、壱岐クリーンエネルギー株式会社は、壱岐市に対して正式に監査した結果を議会に報告して、そしてその中で、議会の中で自民党壱岐支部へ60万円の寄附があったということを正式に報告しているわけですから、それを議会が認めた、このようなことですので、ミスがあった、訂正をして済まされないと、そういう点では市長は確認できるん（……）。ミスがあったからそれで済ます、そういう問題ではないという認識は、市長は持っていらっしゃいますか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） これは2点目の質問だと思っております。市民への説明とその責任を明確にするべきということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、壱岐クリーンエネルギー株式会社は壱岐市とは独立した運営の会社であり、自主的、主体的な健全経営に取り組むことが原則であると認識しているところでございます。

このような中において、令和5年2月4日に臨時取締役会議が招集され、今回の寄附行為について当社の経営責任者である代表取締役から、これまでの経過説明並びに寄附金に関する振替処理の修正が完了し、謝罪の意を示す文書を報道機関宛てに送付されたとの報告を受けたところがあります。

振替処理を行ったことにより壱岐クリーンエネルギーは、結果として帳簿上、寄附はしていないこととなりますけれども、当然のことながら寄附をした事実は消えることはありません。

繰り返しになりますが、市としましては、第三セクターの経営状況等について適切に把握を行うことが必要であり、これまでは不十分な点があったことは先ほど申し上げたとおりであります。

今後、このような事案が発生しないようにするために、株主として定期総会等で詳しい内容説明を求め、市民皆様の理解が得られるよう適切に監督していきたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ミスでは済まされない行為であるということで、今後このような寄附行為がないよう求めたいということですが、刑事告発、私行いたしましたので、今後刑事的にも何らかの動きがあるということで、その上で壱岐市の対応をまた求めてまいりたいと思います。

第三セクター、独立した機関であると言いながら、民間の企業ではないわけでありますから、そういう意味ではしっかりとした壱岐市の監督責任がなければならないというふうに思います。その点で極めて不十分な経営がなされてきた、それが続いてきたというふうに考えるわけですが、その中で一つ、白川市長は取締役として報酬を受け取っているということが議会の中で分かりましたが、この点ではいつから取締役を務め、報酬はいつからもらっていらっしゃるんですか。お答え頂きたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 取締役として報酬を頂いております。その始期につきましては、市長になりましてから前市長との交代ということで取締役役に就任いたしましたので、その就任の日からということで、正確な日付まではちょっと覚えておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） そういう意味では長期にわたって取締役を務め、報酬をもらい続けているということでもありますね。では一方でふるさと商社、一般社団法人であります、これも第三セクターとして壱岐市が関わっている法人だと思います。株式会社と社団法人とは違うことはありますが、このふるさと商社の代表理事は副市長の眞鍋さんであります、眞鍋さんは報酬は受け取っていらっしゃいますか。この点をお答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、以前も議会の中で質問された方もいらっしゃいましたけども、私は一切の報酬は受け取っておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ありがとうございます。報酬を受けてみえないということは私も確認しました。

このように同じ第三セクターでも、市長は長年にわたって報酬をもらっている。一方で、眞鍋副市長はもらっていない。この点で、私は第三セクターであるという総務省が出している資料見ましたが、報酬についてはやっぱりもらうべきではないというふうに考えますが、この点での市としての第三セクターでの報酬支払いについて、この違い、どのようにお考えですか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと商社につきましては、企画振興部のほうで担当をいたしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ふるさと商社につきましては、第三セクターということではなくて、100%市が出資をしているというような法人でございまして、その観点からクリーンエネルギーとは異なるということで、副市長のほうは辞退をされているということでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 資本出資比率が100%だから報酬をもらわないんだと、25.5%で低いからということで報酬をもらうんだと、その理屈はないと思うんですよ。そういう点ではやっぱり統一すべきであるというふうに考えますが、その辺りはどうなんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま申し上げましたとおり、ふるさと商社については第三セクターではございません。100%壱岐市が出資をしたものでございますので、明らかにそこは違うということとなっております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問のほうにお答えをさせていただきます。

今企画振興部長が答弁した中で、ふるさと商社については第三セクターではないと。ただ、議員おっしゃる市として、その分を市長として受け取ることがいかなものかという意味の質問をされておると思います。第三セクター等につきまして、その辺の関わり方については、他市の例によれば一定のガイドライン、基準を設けたところもございます。現在、壱岐市としてはそのの

分についての整備は行っておりませんし、今まで経過として報酬をもらってきていらっしゃるといふことについては、何ら問題がないと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 第三セクター、壱岐市が一定の資金を出資して、経営を支援もしくは経営に携わっているということで行くと、税金が投入されているわけです。そういう導入されている企業が、その利益の中から一定の報酬を払っているということで行くと、やはり税金の還流になるのではないかな。そういう意味で市民から本当に理解が得られるのか。市長が取締役として、そこに会社の経営に携わりながら報酬も受けている。そういう点で理解が得られるのかという点をやっぱり考えなければならぬと思います。

とりわけ今回の問題で、第三セクターであるという、そこに取締役として白川市長が座っていると。そういう意味で市民からとったら、市長は公正で開かれた民主的な姿勢を発展のために寄与しているのかと。そういう壱岐市政治倫理条例の疑惑を持たれる、そういうことにもつながりかねないし、ましてや市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならぬと、こういう政治倫理条例に対してもやっぱり考えざるを得ないと。

それから、壱岐市基本条例には、市長は公正かつ誠実に市政を運営すると、そういうふうにしてあります。そういう点でも今回のことは、公正、誠実に市政を運営したことになるかと、そういう疑問を市民から持たれかねないことだと私は思います。

とりわけ壱岐クリーンエネルギー会社が、自民党壱岐支部に対して違法な寄附をしているということに対して、信頼を失うことでもありますし、そして議会の中で言いましたが、株式会社なかはらのホームページを見ると、まさになかはらの会社というふうな位置づけのホームページになっていると。こういう会社の実態を今後も続けるのかと、市長のそういう報酬の件、それから会社の件ですね。そういう面で、第三セクターの役割が何なのかと、もう一回確認しながら、今後壱岐クリーンエネルギー株式会社をどうしていくのか問われているのではないかなと。

とりわけ第三セクターは、住民の暮らしを支える事業をやるんだと。それから公共性、公益性が問われる企業なんだと、こういうふうに総務省も位置づけていますが、そういう面で今回のクリーンエネルギー株式会社、極めて公共性、公益性の点でも、それから運営の点でも問題があるというふうに思います。

その点でこれまで、ちょっと伺います。壱岐クリーンエネルギー株式会社、現在の経営状況は壱岐市として正常な経営がなされているのかという点で、どのような見方をされているのか。健全なのか、健全じゃなくてちょっと問題があるのか。

そしてなおかつ、第三セクターとして税金が投入されて運営されてきた長い20年ぐらいの歴

史がありますが、収益を住民サービスに還元したと、そのような例はこれまでにあるんでしょうか、その点をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

壱岐クリーンエネルギー株式会社の経営は健全かという御質問でございます。健全でございます。なぜならば、今回リニューアルをして更新をしております。7億円程度の借入金を持って風車のほうを更新したわけですが、当初その更新の折に計画をしておりました経営についての計画の中で、3年目で黒字化を目指すという計画を立てられておまして、そのとおりに今黒字化になったところでございます。

市民への還元につきましては、直接的にそれが還元されたという数字的にはございませんけども、地域の自治公民館等への支援、寄附もございまして、そのへんで徐々に還元されていくものと思っております。強いて言えば最終的には、株主としての配当等がなされれば、その分で還元が達成できると思っております。

それと、先ほど議員御指摘の市長の報酬、そして取締役の件についてでございますけども、基本的に政治倫理とかその辺の内容に抵触する部分ではございませんで、市長の兼業の禁止規定は地方自治法142条に規定をされておりますので、そこでの判断をお願いをしたいと思います。

それと、株式会社なかはらのホームページについて前回質問頂きました。それに対しましては社長のほうに口頭、電話で申入れをいたしまして、議会で誤解を招くような質問を頂きましたと。そういうことで改善の検討をお願いをしたいという申入れはさせていただきました。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 市長が兼業規定には当たらないというのはそうでしょう、それはいいんですが、総務省が出している第三セクターへの職員の派遣とか役員の派遣については慎重であるべきだということを言っております。そういう点で市長が長年、慣例みたいにと取締役として座って、そして報酬ももらっていた。ところが一方で、配当がないままずっと来ているわけで、そういう面で市民が、市長が報酬70万円をもらっている、こういうことはやっぱり説明がつかないと。

そして今回のような不正な寄附が行われたと、そういうことが重なれば、市長として取締役として座っているわけですからね。そういう面では倫理条例に関わるし、基本条例に関わる、そういうふうを考えるべきだと、関係ないというのは全く問題だと思います。

そういう意味で、今後この第三セクター、壱岐クリーンエネルギー株式会社、芦辺町時代に設

立されてそのまま続いておりますが、公共性、公益性の問題で今後このまま続くのか、それから体制についても白川市長がこのまま代表取締役として座り続けるのか、その辺りの会社の在り方含めて検討が必要であるというふうに思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 第三セクターとしての壱岐クリーンエネルギー株式会社の今後の経営の在り方を検討すべきだという御質問であります。

壱岐クリーンエネルギー株式会社は、主として風力発電事業を行うため、平成11年度に旧芦辺町と株式会社なかはらとの第三セクターとして設立された企業であります。

発電事業は公共性、公益性が高いとの観点から、設立当初の風力発電設備については、現在の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOでございますけれども、地域新エネルギー等導入促進対策費補助金を活用いたしまして、補助金が2分の1になる条件であります自治体の出資比率50%以上を満たすために、旧芦辺町が出資比率の半分以上の51%を出資して設立されました。その後、平成23年に当社の財務体質の強化を図る必要があったために株式会社なかはらが増資を行ったことで出資比率が変化し、株式会社なかはらが74.5%、壱岐市が25.5%の出資比率となったところであります。

この出資比率につきましては、当時、増資に関して補助金を所管するNEDOに交付済み補助金の取扱いを確認いたしましたところ、既に12年を経過して事業が終了しているため、自治体の出資比率が50%を下回った場合の補助金の取扱いについては特段の規定はないとしながらも、自治体が関与している事業として出資比率25%以上を確保することが望ましいとの見解が示されたことから、現在まで25%以上、25.5%でありますけれども、出資比率を維持しているところであります。

令和元年には、耐用年数を経過した風力発電設備を更新して風力発電事業を継続していることから、今後も当面は第三セクターとして経営を続けてまいります。当初の補助金交付から20年以上が経過し風力発電設備自体も更新されておりますことから、再度NEDOの見解等を確認した上で、壱岐クリーンエネルギー株式会社について市が関わる第三セクターであることが適切かどうかを含めて、経営の在り方について、また、先ほど申されました私の取締役の立場についても、協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今回の問題、寄附金のことから起きた、この壱岐クリーンエネルギー株式会社の在り方について、今後検討するということですので、しっかり市民の立場で市民の利益が十分保障される、そういう会社の経営の在り方をしっかり検討していただきたいというふうに思います。

では次に、3点目の質問に移ります。学校給食に有機米、有機野菜の使用についてお聞きします。

SDGsでは、持続可能な農業の促進を目標にしています。また、農林水産省は、みどりの食料システム戦略を策定しています。環境と調和の取れた食料システムの確立を推進するとしています。有機農業の面的な拡大に向けた生産から消費までの一貫した取組を地域ぐるみで進めるよう、市町村への支援を強める方針であります。

その点で壱岐市は、この有機農業の拡大推進を図るべきと考えておりますが、どのような考えで進めていらっしゃるかお聞きします。

そして、今後、有機農業の拡大の進展の中で学校給食への有機野菜の使用の取組の方向は、お持ちかどうかもお考えをお聞きします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 次に、3番目の御質問の有機農業の推進につきましてお答えをいたします。

これまでの国の農業政策は、ほとんどの農家が農薬や化学肥料を使って作物を育て、結果、効率的で収量増大を目指した昔から行われてきた農業、慣れる行うと書きまして「慣行農業」と言いますが、それを念頭において進められてきておりました。しかし、国連の定めたSDGs、持続可能な開発目標が象徴するように、世界では環境配慮型の産業への移行が大きくなるとなっております。

そこで国は、環境に配慮し、持続可能な農業を実現するのが目的で、化石燃料を使わない栽培や施設、農業機械の開発、農薬の使用量の削減など多くの目標を打ち出し、有機農業の推進に取り組む方向とした、みどりの食料システム戦略を策定いたしております。

今後の有機農業の展開につきまして、産地に適した環境に優しい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れたグリーンな栽培体系への転換を進める方向性が示されており、2040年までに有機農業に関する技術の確立を2050年度までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに相当いたしますが、そこまで拡大することを目指すとされております。

長崎県におきましても、令和4年12月に長崎県みどりの食料システム戦略ビジョンが策定され、環境負荷低減に関する基本的な方向、方針が示されたところであります。

そのような中で本市では、環境問題への関心が高い農家で現在は5名の農業者が有機農業に取り組んでおられ、264.8アールの面積で、イチゴ、メロン、ミニトマト、水稻、野菜栽培などに取り組んでおられます。

また、本年度、壱岐市スマート農業推進協議会が事業主体となり、水稻、アスパラ、飼料作物におきまして、今後の環境負荷低減のための実証事業を実施をいたしております。

さて、有機農業の拡大・推進を図る考えはあるかとの御質問でございますが、現実的には広い農地で効率的に、そして多収量の有機農業ができる技術は確立されておられません。

また、温暖で湿度の高い日本の気候の下では病虫害や雑草が発生しやすいとされており、病虫害を早期に発見する技術や除草ロボット、病気に強い品種の開発などの課題に対応していく必要があります。

また、農薬や化学肥料を使わないと天候などの影響を受けやすく、作物の形や大きさがふぞろいとなり、規格外の作物は通常より安価となり、一方で値段があまり高いと消費者の購買に結びつかず、有機農業は広まりにくく手間がかかるため、いかに価格を抑えるかが大きな課題となっています。

農業者の所得向上を考えたとき、栽培面でハードルが高い有機農業だけではなく、まずは化学農薬、化学肥料の低減など環境負荷を軽減する環境保全型農業への取組を推進、拡大することが栽培技術の革新や省力化にもつながり、みどりの食料システム戦略の目指す姿に近づけていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） はい。塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 山口議員の質問にお答えをします。

学校給食への有機米、有機野菜の使用の取組を進める考えはあるかとの御質問ですが、現在の給食実施の状況等について御説明をさせていただきます。

まず給食は、主食、牛乳、副食の3つから構成をされています。主食、牛乳については長崎県学校給食会との契約、副食については長崎県学校給食との契約と市内商店や農家の登録制になっています。農家等の登録制については、登録の期間を8月1日から翌年の7月31日までの1年間としています。物資を納入したい農家・業者は、毎年申請をし、壱岐市学校給食運営委員会内の物資検討委員会の承認を得て登録となります。

できるだけ地産地消の観点から壱岐の食材を利用するようにしており、壱岐で調達できない物資を長崎県学校給食会より調達しています。特に野菜については、登録農家を主に食材の納入をしてもらっております。登録農家が出荷できない場合、登録業者の輪番制で納入している状況です。

議員御質問の有機米、有機野菜の使用の取組ということについては、有機野菜は農林水産

省で定められた認定基準を満たしたJAS規格に適合するものとなっています。認定を受けるにはいろいろな要件があり、栽培に手間がかかることから生産者が少ないと聞いております。

給食センターで使用する野菜の量は1日当たり350キロ程度にもなりますので、有機野菜の使用については量の確保が難しい状況であります。

また、有機野菜の使用となれば通常の価格よりも高くなるため、給食費にも影響してくると思われる。給食センターでの取組として地産地消を推進する観点から、使用する野菜の種類、年間使用量等を登録農家に御提示しながら作付計画等の検討をお願いしているところです。

また、登録農家がどのような野菜を作付しているのかリストを提供してもらい、献立に使用できる野菜についてはできるだけ使用しながら、地産地消に取り組んでいるところでもあります。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 有機農業についてですが、昨今の食料価格の値上がりの中に、原因は海外からの食料の輸入が高くなって国内生産が必要になってきている。それから、飼料代や肥料代が値上がりしている、これも海外からの輸入が滞っていると。このような状況の中で、一層有機農業の推進が問われているというふうに私は思うんですね。

とりわけ壱岐の場合、農畜協力して畜産で出ている牛ふんを肥料として使う。それを農業で米とか野菜に使うと。この循環を進めるには最適の農業の立地条件を備えているのが壱岐ではないかなと。そういう意味で壱岐は特にこの有機農業の推進を図るべきだというふうに、そういう立場が必要ではないかと思うわけですね。

様々な手間がかかる、いろいろふぞろいだという理由がありますが、もろもろの今の状況の中から進むべき方向はやっぱり農林水産省が進めている、この肥料をできるだけ抑えて、それから農薬も抑えてと、そういう方向だと思うんですが。今年の予算の中にこの有機農業の予算案というのは入っているのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの再質問についてお答えをいたします。

今年の令和4年度の中の有機農業の予算ということですが、有機農業に特化した予算としてはなっておりません。しかしながら、通常の一般的な農業振興の中の予算では使用できる形になっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 国のほうも、みどりの食料システム戦略推進総合対策ということで、もろもろの予算が設定されているので、やっぱり今年第一歩ということも含めて、有機農業

の推進の方向をぜひ壱岐としてもしっかり検討していただきたいというふうに思います。

給食になぜ必要かという点でいくと、やっぱり子どもの健康面ですよね。政治で子どもの健康をしっかり支える。そして、壱岐の子どもにいいものを食べさせて、健康で健やかに成長させていくんだと。そのためには一定のお金がかかるかもしれないけども、健康を第一に考えたらかとということですよ。

とりわけ今の子どもたち、アトピーとか食物アレルギーなんかが問題になっておりますし、それから発達障害も最近増えているというような事態がよく耳にします。40年前はアトピーも食物アレルギーもありませんでした。ところが最近になってこういう状態出ていると。発達障害の急増も農薬やPCBなどの有害環境物質の暴露によって起きているのではないかという研究成果も、報告もあるぐらいですので、そういう点で子どもたちに健康な食品を与えると、その立場で給食に有機野菜、有機米を利用したらということふうに考えているわけですが。

とりわけ全国的に先進を行っているのが千葉県のいすみ市というところで、有機米を100%給食に利用しているという市があるんですが、この点でいすみ市の取組は把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

いすみ市の状況については、ホームページ等で拝見をさせていただいているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この町では農家と協力して有機米を作って100%給食に取り入れていく。これは市長が率先してやろうということで一気に進んでいる市なんですね。ほかにも全国123の自治体で、米じゃなくて野菜とか野菜の中でもニンジンだとか限られたものですけども導入しているというのもあります。

そういう意味では、今の状況の中で健康な子供を育てるために安全な野菜を子供たちにまず給食で進めるという点が、やっぱり大きな保護者の願いとして全国的にも広がっている。ぜひそういう意味で壱岐SDGsということで先進を走っていくわけですから、ぜひ頑張ってくださいなと、市長にはそういう先頭に立っていただきたいと。

このいすみ市の取組のやっぱりいい点というのは、結果としてよくなったのは、有機農業で米を利用するようになって有機農業をする面積が増えた。それから田んぼとか住民環境が、生物が増えて自然環境がよくなった。いすみ市で子育てをしたいということで移住者が増えた。有機農業をそしてやりたいと、そういう若者が入ってきているということですね。こういう市民のために頑張っている市政、市長に対して信頼が高まっているということをおっしゃっているわけですよ。

ね。

そういう意味では、壱岐市も国が進めるこのみどりの食料システムの最先端を取れば、私はこの壱岐がやっぱり農業で食べていける、そういう自治体として変わっていける方向がここにあるのではないかなというふうに思うわけですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま山口議員の質問でございますけれども、壱岐は第1次産業の島でございます。今山口議員が御提案の点も十分考慮すべきだと思っておりますけれども、あくまで壱岐市の農業振興計画はJA壱岐市と十分連携を取ってしておるわけです。有機米だけではないわけでございますけれども、SDGs、そういった方向で今の山口議員の御意見も踏まえて、JA壱岐市、農協長及びいわゆる生産部会等々にもお話を持っていきたいと思っております。こちらが幾らやるやる言うても、実際に農家の方々の御理解を頂かなければなかなか進んでまいりません。その辺はどうぞ御理解頂きたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今後の今の肥料、農薬が健康にも、それから物価の上昇で農家の経営にも多大な影響を与えている。農薬や化学農薬の軽減を国も県も言っている。とりわけこの先ほど言われましたように、県のほうもみどりの食料システム戦略ビジョンという、こういうビジョンの中に有機農業の推進をうたっているわけですね。ですから、その点で、もういすみ市の例のように、やっぱり市長のお考えがかなり大きいと思いますので、ぜひこの状況の中でどういう壱岐の農業を推進していくのか、その点でのリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

最近私、沼津の刈田院のところで草刈り作業をしましたが、川を見て、フナ、メダカ、カエル、一切いないんですね、川の用水に。僕らが小さいときは、稲刈りや田植えに行ったら、もうフナ釣りはする、カエルは捕まえる、そういうふうで、もう自然豊かであったと、そういう環境が、今は全くなくなっているということですよ。

有機米の取組では、兵庫県の豊岡市ではコウノトリがやっぱり住み着いて環境の中で生きていけるよということ、農薬や化学肥料を使わないよということ、自然環境を取り戻しているという例が、こういう例は全国にどんどん広がっている、そういう環境を守る、子どもの健康を守るというね、それこそ持続可能な世界をつくるという点で、この有機農業、小規模でも力を合わせればできることは幾らでもあると思うんですね。

ですから小規模農業が多い壱岐市でのやり方、それから川に魚、フナとかいないという状況が、昔いっぱいいたのがいなくなった。それから刈田院でも川が下りていって湾の中に入って、昔はボラがいっぱいたんですよ。そのボラの姿も見えなくなっていると。川、それから陸上の

環境の悪化が、やっぱり海の環境悪化、これは磯焼けの一端にもなっているんじゃないかなと、そういう面も含めて壱岐の今後の環境、農業の点で、やっぱり広く見て施策を進めていただきたいということを最後にお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時38分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告にしがいまして、7番、植村圭司が一般質問させていただこうと思います。

今日は、3つの質問を準備をしております。

最初に、精神科入院病床について、2番目に壱岐空港について、3番目に市長が申されましたエンゲージメントということで、施政方針に当たる内容についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、精神科入院病床ゼロへの対応はということで質問させていただきます。

先月2月末日をもちまして、壱岐島内の精神科病棟の入院ベッドが、全て休床になったと理解をしております。つまり、今後精神科にかかって、壱岐島内では入院が難しくなっているということだと思いますけども、患者さんはもとより、御家族など関係者皆様の御負担が心配されます。

そこで、県や関係機関に対策を求める必要があるのではないかと考えております。

そこで、壱岐島内の精神科病床のこれまでの市民病院設置時からの経緯と、今の現状状態、そして、壱岐市で今後考えられる改善策をお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 7番、植村議員の質問にお答えいたします。

精神科病床に関する、市民病院設置時からこれまでの経緯ですが、平成17年4月に新壱岐市民病院に精神科病床70床が確保されましたが、平成23年7月に休床となり、翌平成24年

7月に、旧かたばる病院との合併により、精神科病床を70床から50床に減らし、慢性期疾患の入院患者を受け入れております。

また、平成27年4月の長崎県病院企業団加入に当たり、精神科病床50床の早期再開に向け、長崎県と長崎県病院企業団へ要望を行っております。

その後、大きな動きはなく、令和2年3月に長崎市において、長崎県、病院企業団、市の関係者で、精神科病床再開の要望に向けた面談が行われております。

令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、進展はなく、令和4年9月に壱岐病院と情報交換を行い、課題等を再確認したところでございますが、本年2月に、市内で唯一の精神科の入院先である民間病院が、2月末で精神科病床を休床する旨の発表があり、入院患者の受入れ先などの確保がなされたと伺っております。

これにより、市内の精神科病床は、3月から全て休床となっており、市内の精神科医療は、長崎県壱岐病院において、九州大学病院から日帰りで非常勤医師1名による外来診療のみが行われ、入院が必要となった場合は、精神保健福祉の調整機関である壱岐保健所と受入れ先病院の連携の下、市外への入院調整が行われております。

また、壱岐市の精神科入院患者数は、令和4年6月30日現在48人で、市内11人、市外37人となっております。

今後の改善策としましては、精神科病床再開には、精神科医師2名の確保や看護スタッフなどの人材確保が必要となります。

しかしながら、全国的に不足する精神科医師の確保は大きな課題であり、今後の方向性や役割分担などを含め、引き続き、地域医療確保の観点から、長崎県や長崎県病院企業団、壱岐保健所と連携を図ってまいります。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村圭司議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。平成24年7月、ここで70床から50床に減った後に、平成27年4月に休床になった後に再開の要望があったということで、その後、時間が経過してまいりまして、最近の民間の休床に伴い、壱岐病院では、壱岐島内ではゼロになったと。今後は人材確保は難しい。そして、県、国、保健所と連携してまいりますという答弁であったかと思えます。

ちょっと調べたんですけども、壱岐市のほうでは、障がい福祉計画（第6期）というのをつくってございまして、これが、計画が令和5年度までとなっております。この中でも、精神科における早期退院ということを目指してございまして、退院率を指標としました目標ということ掲げております。

ここでいう退院率といいますのは、やっぱり、その病院に入院をしている方がいらっしゃるということが前提でありまして、壱岐市のほうでも入院というのがあり得るということを想定しております。

そして、先ほど、壱岐島内の話として、令和2年の48人という話でございました。島内で11人、島外に37人の方が、今、壱岐島内の関係者で精神科のほうで入院している。かかっていらっしゃる。

調べましたところ、五島は、例えば67人いらっしゃいまして、そのうち60人の方が島内、島外は7人、対馬が36人で、そのうち島内が13人、島外が23人、上五島に至っては全員島外で、佐世保市と長崎市のほうに入院をされているということでございました。

このままいきますと、壱岐島内におきましても、この上五島のように、全員が島外、福岡とか長崎とか佐賀とかというふうになってくると思うんですけれども、そちらのほうに入院をしないといけなくなってくるのかなという状況だと思います。

私としましては、なるべく、この状態というのは早く脱して、島内において入院ができる状況、環境を整備すべきだというふうに考えております。

このために壱岐市が何ができるのかというふうなことで、今、お伺いしているところなんですけれども、県、国、保健所の連携が必要だということでございました。その連携というのいろいろあるかと思うんですけれども、具体的に、では何をするのか、できるのかということをお教えいただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

2月末の休床を受けまして、既に壱岐保健所、それと医師会の方々、それと関係者のほうで、壱岐病院へのお願いと長崎県への課題等を含めた要望を行っておられるところであります。

先ほど来、申し上げておりますように、やはりネックとなる部分は、医師の確保でございます。これにつきましては、全国的に精神科の医師が不足をしている状況もございます。

そういった部分を、まずクリアしながら、早期の再開をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 今、医師不足のお話でございました。現実的に医師不足というのは、まさにそのとおりで、全国的に手が足りないという話です。

ここに至って、医師不足についてはお願いをするというふうな立場でございますので、まさに、やっていらっしゃることは正しいと思います。

その中で、やっぱり医師不足が解決するということはあり得ない話なのかなと、すぐに全国的

な話の中において、「はい、分かりました」ということは、なかなかあり得ないと思うんです。これを早く打開したいという思いがございますので、島民の願いといいますか、熱望する気持ち、そういうのを伝えていかないと実現しないんだろうと思うんです。

それをするには、やはり、壱岐市を代表する市長であるとか、市の幹部の方々の働きかけ、こういったものを積極的にやっていかないと、伝わっていかないんじゃないかというふうに思います。

そこで、市長にお伺いします。この問題に対しまして、壱岐市はどういうふうに対応しているかと思っておりますか、市長の御決意をお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員の御質問にお答えします。

この医療の問題につきましては、御存じのように、長崎県下内で医療圏というのがございます。今、7つかな。7つの医療圏がございまして、壱岐医療圏が独立をしているんです。

そういった中で、県も市も、特に精神科病床につきましては、ずっと一生懸命協議を重ねてきております。そういった中で、やはり一頃は、入院の中で措置入院というのがございまして、精神科医が2人いる。なおかつ1人は、指導的立場の医師でなければいけない。そういったもろもろの点につきましても、ずっと協議を重ねてまいりました。

私も、担当といいますか、内容、このくらいは存じておるわけです。それほど県も一生懸命になっていただいています。壱岐病院も一生懸命になっていただいています。

そこで、今おっしゃるように、陳情と申しますか、そういった民意を、旗を上げていくという、それも一つの方法かもしれませんが、私はそうではなくて、一体、その旗を上げて一生懸命わーわー言うても、私は実際にできないものはできないわけでございまして、我々は行政が怠っているというようなことはないということを自信を持って申し上げたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 怠りがあるというようには思っていないんです。やっぱり難しい問題ですから、解決が非常に難しいということで、今、このタイミングは2月末から起こっている話ではございますが、そもそも、壱岐病院の休床というのは、10年前に始まっている話でもございます。しかも、その間、復活させようといった努力もあったことは当然でありまして、しかも、それを認めるところでございます。

ですから、これが発端となりまして、今後、上五島のように、ずっと長い間、島外に行くしかないといったようなことは避けていきたいと思えば、やっぱり壱岐島民の熱意、願いを、ぜひとも県と関係機関、壱岐病院さんに分かっていたいただきたいという活動をしていただかないといけないのかなというふうに思います。

そうすると、やっぱり時間的にも、余りにも放置しておく、このまま、またズルズル行きますので、なるべく早い段階で願いがかなうように、何とか努力をしていただきたいというふうをお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います、ここです。この件につきましては、ぜひとも積極的にリードをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

壱岐空港のお話なんですけれども、壱岐空港の整備方針の早期決定をということで質問をさせていただきます。

壱岐空港の整備につきましては、毎年、県知事要望等を行いまして、県知事からは難色を示され、進展がほとんど見えない状態だというふうに理解をしております。

一方で、平成29年4月に空港土木施設の設置基準の改定というのがありまして、平成31年4月には航空法省令の改正で、国内の全空港、壱岐空港を含みますけれども、国内の全空港で滑走路端安全区域と言いまして、RESAとも言いますが、滑走路の両端です。そこにありますオーバーラン対応の滑走路安全区域が、今、短いということで、90メートルまで伸ばしなさいという省令に変わっております。

そのことによりまして、令和8年度末までということですので、あと4年うちに、この滑走路端の安全地域を拡大しないといけないということで、今、全国の空港が動いているところと承知をしております。

具体的には、オーバーランがしたときに、滑走路の両端90メートル以上を確保しないとイケない。壱岐空港については、過去にもセスナ機が滑走路を通り越して、柵を越えて転覆するといったようなこともございました。

こういったことの対応のために、オーバーランの対応のために安全帯を設けなさいということで、今、全国で動いているところです。

この対策としまして、3とおり国が示していまして、用地の拡張、滑走路の移設、次にアレスティングシステムといいまして、ちょっと工事を施して飛行機が滑走路から始めるときに減速させるシステムというのを造るか、もしくは滑走路の延長変更をなさいということで、最悪の場合、滑走路を短くするといった対応もしないといけないといったことが決められているようでございます。

これに乗じまして、例えば兵庫県の但馬空港でありますと、今、1,200メートル滑走路ではありますけれども、これは2,000メートルに伸ばせるんじゃないかというふうな方針が決めあつたように確認をしております。

ところが、最近の新型コロナによる需要低迷で、この2,000メートルという計画が、今は立ち消えになっているという報道がございました。

壱岐空港なんです、このRESAですね。この滑走路端安全区域の対策対象となっておりますので、何らかの措置を、令和8年度末までにしないといけないということになっております。

その対策内容を、県管理でございますから、県が近い将来示すものと推察をしておりますけれども、この空港の整備について、現実的な判断を迫られる可能性が高いんだらうというふうに思っております。そして、この対策をどのように考えていらっしゃるのかを質問いたします。

そして、そもそも空港の施設整備につきまして、国のほうで平成15年に、一般空港の個別新規事業の取扱いについてという通達を出しております。並びに一般空港の滑走路新設、または延長事業に関する整備指針ということも示しております。

その指針を見ますと、事業評価項目がございまして、事業の必要性、候補地の比較、計画の妥当性、事業の実現性、そして事業の効果を必要としているようでございます。採択要件にそういった項目を必要としております。市はその整備にもまだ手がついていないのではないかとこのように考えております。県知事要望も大事でございますが、市としてできることにまず手をつけて、市の努力を具体的に見せない、県と国は動かないのではないかとこのように思っております。

その点につきまして、どういうふうな考えであるかをお伺いいたします。今回のRESA対応が一つの契機となりまして進展をするということを期待して、質問をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 植村議員の質問の、壱岐空港整備方針の早期決定についてお答えをいたします。

まず最初に、壱岐空港自体は県の施設であるということ、まず申し述べておきます。

植村議員、御指摘の滑走路端安全区域（RESA）、これでリーサですが、航空機が滑走路を走り越す事故であるオーバーランや、滑走路の手前で着陸する事故であるアンダーシュートといった事故を起こした場合に機体の損傷を軽減し、人命の安全を図るため、着陸帯両端に緩衝区域を設けるものですが、平成29年3月に、国から滑走路端安全区域（RESA）整備に関する指針が公表され、令和8年度末までに、地方管理空港を含む全ての空港で、新基準によるRESAを確保することとする方針が示されました。植村議員が御説明のとおりでございます。

壱岐空港の滑走路長は1,200メートルであるため、両端に90メートル以上、滑走路端安全区域が必要とされておりますが、現在は両端を合わせて45メートルしか確保されていない状況となっております。片側のほうが、筒城側が10メートル、反対側が35メートルということでございます。

ちなみに、対馬空港や福江空港も、同様に国の基準は満たしていない状況となっております。

このことについて、壱岐空港の管理者である長崎県からは、これまで本市に対して概要や方針に関する説明などはございませんでしたが、植村議員が県に対しお問合せいただいたこともございまして、2月28日に長崎県公安課が来庁され、初めて説明をお聞きしたところでございます。

その内容としましては、壱岐空港の滑走路長1,200メートルの場合、90メートル以上のRESA区域が必要となり、経過措置が設けられているものの、令和8年度末までには、少なくとも工事着手する必要があるとのことでございました。

また、県としましては、本市からの知事要望において、平成28年度から滑走路延長に関する要望を受けていることもあり、RESAの配置と滑走路延長が密接に関連していることから、これまで話ができておらず、今後、壱岐市とも調整をしながら進めたいとの内容でございました。

本市といたしましては、議員御指摘の空港整備指針の評価項目もございしますが、まずは、現在の場所での滑走路延長のための調査費用について、RESA対応も踏まえた上で、どの機種でも離発着できる、最低でも1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備に向け、県に対し強く要望の申入れを行っていきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 今後も要望を続けていくということでございました。この要望を続けるというのは、やらないといけないと思います。今後も、滑走路延長の実現のために、要望はやっていく必要が絶対にあると思います。

あとは、その内容なんですけれども、今回、そのRESA対応で着工しないといけないということが決められていますので、税金を投入して、滑走路に何かしらの工事がされるのであろうと予想されます。

ただ、あの空港を見たときに、海のほうに出すものなのか、陸側のほうに伸ばすものなのか、その辺がまだはっきりもしていない。この状況で要望を出したときに、やっぱり地元で固まっていないものを、じゃあ、採択しましょうというふうなことも考えにくいんです。そうなった場合に、最初の、このRESAの話からいきますけれども、RESAの対応には3つ、さっきお話ししましたが、現実的に海側に出すにしても、陸側に伸ばすにしても、いろいろ問題がございまして、環境であるとか、社会的な影響でありますとか、まず、これをクリアしないことには、令和8年を迎えることができないという状況ですので、市として何らかしらの提案なり考えなりがないと、県との協議もできないとなった場合に、考えられる一番あり得る話といたしますのが、滑走路を短くするという対応されるんじゃないかというふうなことが一つあるんです。

私としては、今、1,200メートルですから、これを縮めるわけにはいかないと思っている

んですけども、それも選択肢に入ってくれば、時間も決まっていますので、迫られる可能性があると思うんです。その辺の考え方をどのように整理するかというのを、お伺いをしたかったんですが、可能であれば答えていただきたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 今、いただきました植村議員の御意見、そういう心配も考えられないことはないと思います。ただ、今、壱岐市は滑走路延長について、県に対して、知事に対して要望しております。

ですから、延長距離を短めるというようなことは、到底考えられないことをごさいます、そのためにも調査費の要望をしているところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ぜひとも、そこを強く要望したいと思います。

滑走路を短くするというようになってくると、今から入るATR機の定員の数を減らさないとかというふうにも話にもなってしまうので、航空機の制限が出てきます。そういったことになっていくと、ますます壱岐にとっては、経済面、文化の交流面も含めて縮小、減衰していく話になりますから、今の滑走路は最低維持です。

最低維持にすると、今度は海側か陸側かという話になりますので、その解決をどうするかということで、当面は頭を悩ましていくんだらうなというふうに思いますので、そこを宿題ということで、早急に考えていただきたい。

壱岐市はどう思っているかということ、県に言えないと駄目だと思いますから、そういうこととお願いをしたいと思います。

その次に来るのが、今度は滑走路の延長の話。さっきの評価項目の中にも幾つかあるんですけども、300メートル延ばすとすると、やっぱり海側か陸側か、これの話は絶対に出てきます。

今、考えてあるのは、両方ではなくて違うところにも移そうということも、あり得ない話じゃないと思うんです。選択肢として幾つかあるんですけども、1,500を獲得するにはどういった手があるのかを具体的に考えておかないと、県との交渉もできない。

しかも、今度の令和8年までに滑走路が確定してしまうと、さらなる税金投入ができなくなる可能性もあると思います。

この時代ですから、何回も工事をしてお金をどんどんつぎ込んでいくという発想も、なかなか認めてくれないと思うんです。そうすると、令和8年も含めて、ここ近年のうちに全ての空港の考え方を整理しておかないと、県との交渉ができないだろうと。

県との交渉ができないということは、国との交渉もできなくなってくる。お尻が決まっている

時間帯ですから、何とかして進めないといけなくなっているというところで、そこを、よく頭に入れていただいて、対応を考えていただきたい。それを、ちょっとお願いしたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ありがとうございます。植村議員、御指摘のとおり、その辺も含めまして、最初の答弁の頭に、壱岐空港は県の施設でございますということを前置きさせていただきました。そういう中で、調査費等をまずはつけていただきたいという形が、今、第一歩なのかなと思っているところでございます。

ただ、本日いただきました植村議員の御助言を参考にさせていただきながら、壱岐空港の整備方針が好転するように、引き続き取組を強化していきます。ありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ありがとうございます。私も、これを、ずっと思っていたところもあって、何とか進めたいと思っていたところでございますので、こういった情報を、市民皆さんとも共有しながら、ぜひとも前に進めていただきたいというふうに思います。

それと、この空港については、滑走路だけじゃなくてターミナルの話もでございます。ターミナルが老朽化して、使い勝手もよくないという話も聞いていますので、いろんな使い方を考えながら、空港の活性化、建物だけじゃなくてソフトも含めた空港周辺の活性化をやっていただきまして、交流人口拡大とか関係人口拡大のほうに進んでいければいいのかなと思いますので、大変な話だと思いますけれども、御検討のほう、よろしく願いいたします。これも前向きに考えていただけるということで、次のお話に移りたいと思います。

最後になりますが、市長希求のエンゲージメントとは何かということでお伺いしたいと思います。

ここは、市長の施政方針で述べられておられますので、思いの丈をたっぷり話していただいて、私は期待をしておりますので、よろしく願いいたしますが、施政方針の中で、市長はエンゲージメントという考え方の必要性を述べられておられます。具体的には、市民皆様の充実した生活のために、外からの活力を取り込むという戦略を、より具体化するための取組、そして、壱岐市へ共感し愛着を感じ、壱岐市に対して主体的な貢献を行っていただける企業、大学、自治体等をエンゲージメントパートナーとして登録していくというお話でございました。

しかし、市長の選挙公約でありますとか、壱岐市総合計画の中にも記載はございません。そういったことでありまして、この中身がどういうことなのかということが、非常に分かりにくいということもございますので、市民の皆様に分かりやすくお伝えをしたほうがいいだろうと思っております。

そこで、うまく市民に伝わることも含めまして、このエンゲージメントというのは何なのかというのを教えていただきたいと思って質問をしております。

このエンゲージメントの考え方につきましては、これまでの連携協定と何が違うのか、そして、この取組が市民にもたらされる社会的影響、効果、成果、これが何なのか、そして、市民生活がこのことによってどのように充実するようになるのか、具体的にお伺いいたします。

そして、これまでエンゲージメントパートナーとして登録された団体があると思いますが、その数は幾つで、その効果がどのように出てくるのかということをお伺いいたします。ほぼ市民に知られていないと思いますので、皆様方に教えていただきたいということで、積極的に周知をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、植村圭司議員の3番目の御質問でございます。施政方針にあるエンゲージメントとは何ぞや、との御質問でございます。

横文字は使いたくないんですけれども、適当な日本語がありませんので、お許し願いたいと思っております。

エンゲージメントと聞くと、婚約のことかとお思いになる方もあるかと思いますが、まさにそのとおりでありまして、互いの歯車がかみ合う、あるいは固いつながりという意味でございます。

すなわち、本市に共感や愛着を持ち、主体的に関わってくれる、そのような関係を築きましようというのがエンゲージメントパートナー制度でございます。

もっと平たく言いますと、人、物、金を誘導することで、壱岐市の活性化につなげようとするものです。対象といたしましては、企業、大学、先進自治体及び個人を想定しております。

この件に関しては、東京事務所が最前線で活動しておりますので、15日の予算特別委員会で具体的な内容について御説明する機会をいただいておりますが、一例を申し上げて、御理解を賜りたいと存じます。

施政方針でも申し上げましたが、3月1日に日本郵便株式会社とエンゲージメントパートナーシップ協定を締結いたしました。このことによりまして、日本郵便の職員1名が、本年4月1日から2年間、本市において研究テーマを、壱岐出身者のオープンイノベーションサポート、つまり、壱岐から出た人が外から見た目で、壱岐をどのようにサポートができるかについて研究することとなっております。

その研究成果を日本郵便にフィードバックして、全国の自治体活性化の参考にするというものです。当然のことながら、併せて壱岐の活性化にも大きな期待をするものでございます。

これに至った経緯につきましては、同じくエンゲージメントパートナーシップ協定を締結している慶應義塾大学SFC研究所が、本市と北海道東川町にサテライトを開設しておりますことから、日本郵便に対し、地域課題解決のための研究自治体として御紹介いただいたことが、事の始まりでございまして、壱岐市と東川町に職員1名が派遣されることとなっております。

次に、これまでの連携協定との違いでございますけれども、これまでの連携協定は、ある目的、例えば災害が起きたときの協力、あるいは人材育成等々、特定の目的をもって連携協定を締結してまいりました。しかし、エンゲージメントパートナーは、ただいま申し上げましたように、本市のために主体的に関わりたいという組織と結ぶために、連携の相手によりまして様々な目的になるといえます。

また、一対一の関係ではなく、目的によっては複数の相手とタッグを組むなど、お互いが、よりいい共創、共につくり上げるということでもありますけれども、そういった体制の構築が期待できるところであります。

そのため、エンゲージメントパートナーについては、まず、壱岐市を訪れていただき、市民皆様と直接触れ合う中で、組織が持つ人、物、情報、時間、そしてお金をどのように生かして、組織として本市にどのような貢献ができるかを見つけていただく仕組みといたしております。

エンゲージメントパートナーは、昨年10月末に開始をいたしまして、約4か月で10組織と締結をいたしました。まだ始まったばかりの制度ではありますが、具体的な効果も早速出始めております。

例を挙げますと、日本旅行とのパートナー締結の発表を見て、SDGsを学ぶために、本市での教育旅行を希望する島外の学校からの問合せが相次いでおりますし、先ほど申し上げた2万4,000もの郵便局ネットワークを持つ日本郵便にパートナーになっていただいたことも、まさに効果の一つでございます。

また、パートナー企業からは、企業版ふるさと納税も期待できると考えておりますので、その推進も図ってまいります。

市民皆様への周知につきましては、議員おっしゃるとおり、今回のエンゲージメントパートナーは、市民皆様とのつなぎ合わせが非常に重要でありますし、仕組みを御理解いただくことが重要でございます。そういった意味から、本日の御質問は大変ありがたいと思っております。

まずは、議員皆様及び職員の理解をいただき、市民皆様に対しては、エンゲージメントパートナーの活動窓口となる、壱岐みらい創りサイトと連携しながら、積極的に広報活動を行っていきたいと考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） お答えいただきました。

相変わらず片仮名が多くて、理解には苦しむところもあるんですけども、おおむね、大体、関係をつくっていくことによって付加価値がついて、いい方向に伸びていくといったことかなというふうに思います。

片仮名なので、実は日本語では簡単に言うと何ですかという話を聞きたかったんですけども、お話では、日本語は、ちょっと適当なものが思いつかないという話だったんですが、例えば、今のお話の中では、つながりとか、強いつながりを関係団体と結んでいくというようなことをしていくんだらうというふうに思うんですけども、それでよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） なかなか日本語で、先ほど申しますように表すのが難しいんですけども、先ほど申しますようにエンゲージメントというのは、歯車がかみ合うとか、固い絆とか、そういう意味でございますから、そういった強いつながりを持っていく。そして、お互い不足しているところを補完しあうとか、補いあうというか、そういった関係であると理解していただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ありがとうございます。分かりました。大体分かりました。完璧じゃないんですけども、いろんな関係団体さんと強いつながりを持って、上昇志向でお互いがいい結果を求めて活動していくということかなというふうに思います。

それで、今、10団体とパートナーシップ協定を結んでいるというふうなことでございましたので、早いなと思います。

そして、ちょっと私が一つ気になったのが、これ、東京事務所のほうで音頭を取ってやっているような形なんです。実は、私、2月に東京事務所に行かせていただきまして、担当されている方と会いました。時間も時間だったので、そんなに深く話をしたわけじゃないんですけども、東京事務所の雰囲気も何となく分かって帰ってきたところではあるんですが、残念だったのが一つあって、このパートナーシップ協定の話、私、知らなかったんです。

2月の20日過ぎぐらいに、私、行ったんですけども、そのときに、既に2月の17日とか16日に協定はできていて、日本旅行さんですか、こういった方々との協定が終わった後だったんです。

悔しかったんですけども、東京事務所に行ったときに、これを知っていれば、もっと突っ込んだ話ができて、より理解が深まって、よりいい活動になるような話もできたのかなと思ったんですが、知ることができなかった状態で、私が東京事務所を訪れてしまった。

言いたいのは、担当している東京事務所の方は、事務所があってパソコンがあるので、そこから発信すれば、私もそこはチェックできていたはずなんですけれども、それができていなかったという残念な話があって、せっかく東京事務所があるのに、情報発信が遅れていたというところがありまして、こういうことでは、やっぱり時間が、なかなか皆さんタイムリーな時間で活動している中で、東京にいながらして田舎時間になっているというのは、ちょっと非常にもったいないというふうに思いましたので、この辺、改善をしていただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 東京事務所から、植村議員がお見えになってびっくりしたという話も聞きました。

やはり、私がこの説明をする前に、東京事務所としては、情報発信できなかったということを御理解いただきたいと思います。

やはり、皆様方にお話をして、先ほど言いますように、昨年10月末から、私は命令をして、やっていこうと。今まで、平成27年の富士ゼロックスのパートナー連携協定から、やっとここまで、今、来ているんです。ぜひ、15日の予算特別委員会で、それこそ徹底的に、所長にそのことを聞いていただきたい。

ただ、申しますように、皆さんにこの取組をしているよという前に、篠原所長は情報発信はできなかったと。それは、ぜひ御理解ください。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 分かりました。とにかく情報化社会でございますので、何事も迅速に処理をしていただく、お知らせをいただく、そういうふうなことを通じて、私たちも理解をしやすくなってまいりますので、そこはしっかりと、今後も対応していただきたいと思っております。

私も、この仕事をする前に、富士ゼロックスさんが入っていただいて、壱岐なみらい創りプロジェクトが始まって、ずっと見てまいりました。島外の知恵を借りるというふうなことでやっていらっしゃるんだと思っておりますけれども、そこには私も共感しております。

島外の知恵を借りるのはいいんですが、島民の方も頑張ってお知恵を出し合っているところもありますので、その辺はこれからも、いろんな意見を聞いていただきたいと思っておりますので、その辺もよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

午後1時47分休憩

午後2時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、こんにちは。3月会議の一般質問の2日目、最後務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、前回12月会議におきまして、一般質問の中で、子育て施策について市長さんにお尋ねをしたところ、新年度の予算等では思い切った子育て施策をやりますという力強い決意を聞いておりましたので、今回の新年度予算等を楽しみに拝見させていただきました。本当にいろいろなことを重装備にさせていただいていることに感謝申し上げます。

それでは、8番議員清水修が通告に従い、今回は大きく4点について通告をしておりましたが、3月会議の議会質疑の冒頭で、議案第16号の撤回がなされ、撤回理由として、民間の認定子ども園の事業の方より撤退するとの連絡があったのであるという発言等が了承されましたので、私が2項目めに挙げていた認定子ども園に関する質問につきましては削除して3点質問させていただくことにいたします。

それでは1つ目の質問です。これは、昨日、土谷議員の新型コロナウイルス感染症についてのお尋ねにより、詳しく答弁を伺うことができました。

私の質問であった、屋内でのマスク着用が個人に委ねられることについて、市としては、これまでのように国や県の動向を見ながら、これまでの感染対策の実績を踏まえながら、緩やかな対応で取り組んでいくこと等が理解できましたので、その重複を避け、地域での対応について1つお尋ねします。

先週の日曜日に、私の所属する公民館では、恒例の春の道つくりと、いわゆる除草、溝掃除等の作業を行い年度末総会を行いました。総会においては、新年度の役員と、コロナ前までには毎年行っていた親睦行事、いわゆる花ちらしというそういう行事について、今年はどうしようかねという話し合いを行いました。

役員は順送りで決めることができますが、全館員さんを対象とする親睦会の実施については、5月の連休明けの5類相当になってできないかなという希望があったり、いやあと1年は辛抱した方がよかよという意見がほぼ伯仲いたしまして、もう1年待った方がいいというようなことに

なったようですが、市からの感染防止対策はこれまでと変わることなく、手指消毒の励行や3密の回避、マスクの着用は個々人の判断で、場所などの状況に応じながら行動することになることは当然と考えていますが、地域でのこういった親睦会とか、地域の小学校での合同運動会の開催などが、これから何とかしたいけどなかなか踏み出せないという状況を感じますので、特にうちの地域などは、限界集落にほぼ近い高齢者の集まりにもなりますので、やはりリスクの高いこのコロナ感染につきましては、なかなか踏み出せないで、できれば何らかの指標みたいなものを出していただければというようなことを思うわけですが、その点について何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 8番、清水議員の質問にお答えをいたします。地域での行事の在り方等に対する質問だということで、御答弁を申し上げたいと思います。

御存じのとおり、5月8日以降は2類から5類への分類変更が行われます。マスクにつきましては、3月13日から個人の判断ということになっておるところでございます。しかしながら、昨日も申し上げましたようにまだ収束のめどもついてないというふうな状況もございますし、そういった状況を考えますと、やはり本市におきましては重症化しやすい高齢者が多い状況でもありますので、そういった方々に感染が及ばないよう配慮する必要があると考えております。

これは一例ですけれども、不特定多数が集まる集会等につきましてはマスクを常に持っていたりなど、必要に応じた場面をつけていただければと思っております。

また、感染防止の基本的な考えとしましては、症状があれば自宅療養か医療機関を受診していただく、2つ目には、流行や混雑状況などに応じたマスクの着用、3つ目としましては、換気と3密の回避、4つ目としましては、手指消毒の習慣化、それと5つ目としましては、適度な運動と食事が必要であるということで国の方は示しておりますので、このような感染防止策を日常からやっていただく必要があると考えております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 部長さん、確認を含めたこの5つの取組についての提案ありがとうございます。

やはりいろいろな地域での活動をする中で、ちょっとこれはやばいかなというようなそういった場面等が遭遇したときに、やはりマスクを持っておれば、つけてなくても今つけようとか、そういう対応がすぐできるという安心感とか、ちょっとした体調の変化とか習慣化とか、そういった

たものがやはりこれからは各自が注意をしながら日常の生活を取り戻し、地域での活動もできる範囲で取り組む。

その前提としては、やはり役員さんとかお世話をする方々がいろんな意見を出し合いながら、しっかり共通理解を深めながらやはりしていく以外にはないのだなということを改めて感じる事ができましたので、部長さんが確認していただいたこと、または具体例につきまして徹底してまいろうと思います。

そこで、ちょっと少し気になることが2つほどありますので、追加のお尋ねをさせていただきます。

それは昨年の秋に政府が全数把握ということで、島内での、市内での感染の状況がちょっと分かりづらかったことがありましたので、かなり近隣の方等のお声は、どうして分からんのかな、そういうことが分かれば注意もできるとやけどなとかいう、そういうお声がありながら少し感染者が増えだして、この1週間単位での放送、公表をしていただいているところですが、3月13日以降、もしくは5類に引き下げられた5月の連休以降につきましては、この広報といえますか、状況の周知といえますか、そういったことはぜひしていただきたいなと思うわけですが、その辺はどういうお考えであられるかというのを教えていただければと思います。

もう1つは、私たちの地域には出合いの村があります。皆さん御承知のように、この施設はコロナの感染療養のため、拡大しないように県等が借り上げられていますが、4月以降6月から真夏期にかけてはいわゆる出合いの村本来の活動の場であったり、学校関係の宿泊学習等の施設等にも大いに毎年利用されているかと思うんですけど、この出合いの村の活用が幾らか本来の活動等に取り戻せるのかどうか、見通しが分かれば教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 清水議員さんの再質問につきまして、お答えを申し上げます。

まず、感染者数の報告でございますけれども、まだはっきりしたことは、県の方からは示されておりませんが、2類相当の段階では、毎週1週間分の数の公表はされるかと考えております。

8日以降の5類につきましては、インフルエンザと同じ扱いとなりますので、恐らく1週間ごとの感染者の発表といえますか、そういった把握はなされないのではないかと思いますけれども、まだ先ほど申し上げましたように、県からの正式な通知等もございませんので、今の段階ではそういうふうになるのではないかとということで、お答えをさせていただければと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。ちょっと待ってください。マイクをちょっと清水議員の方にずらしていただいたら震わんと思われま。自分よりちょっと遠ざけたら。はい、いい

です。はい、どうぞ。

○農林水産部長（谷口 実君） 清水議員の御質問の宿泊療養施設がどうなるのかといったこと
でございます。3月上旬に、これは報道等であったのが、政府は新型コロナウイルス感染症の法
的位置づけを5類に引き下げるのに伴いまして、ホテルなどで軽症者らを受け入れ、隔離する宿
泊療養の制度を原則廃止する方針を固めたということになっております。

この費用は、国が全額今まで補助しておりましたが、例えば高齢者や妊婦向けは自治体判断で
9月末まで継続可能ということになっております。この方針で、まだ正式な方針はこちらとして
はまだ決まっておられませんけども、一応5類に引き下げるのに伴いまして、そういったことで宿
泊療養施設は原則廃止する方針となったことから、今後本来の姿に戻していくことを、農林水産
の方での関連施設でございますので、そこを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。これも2類から5類への法的措置とい
いますか、そういうことに伴う、こうなるという見通しの下で、私も理解できます。これもあくま
で見通しであると思いますので、いろんな急変あれこれ起こりかねないのであくまでというよう
なことで、しばらくはワクチン接種等のことも続けられるということですから、いきなり法的に
なったからこうだということの対応にはならないかと思えます。

ただ、こういったコロナ禍がまだ収束したとは言いかねる状況の中で、少しずつそのような対
応を理解しながら進めていきたいと考えます。御答弁ありがとうございました。

では2つ目の質問は、スポーツ合宿等の誘致に向けての展望についてという、今回はタイトル
にさせていただきました。

この内容とほぼ同じ御質問が、令和2年の12月会議におきまして、鶴瀬議員の方から御質問
があって、特に大谷のこととか、または筒城浜公園のこと、そして芦辺中学校の跡地のこと等
については、本当に詳しく御答弁がなされた経緯は存じていますので、改めてその辺も読み返して
は見ているところです。

ただ今回は少し状況も変わったところもありますし、この3月会議の冒頭で、施政方針におい
て、はじめにこの冬には多くの実業団や大学等からの合宿ができたこと等が報告され、私も大変
に、やっとようやくこういった長いトンネルを少しは抜けれるような状況等も感じたものでは
から喜んでいるわけですが、その方々が来られて少しのお声を聞いた中では、年間を通じてのこの
合宿誘致の取り組みを可能にするためには、400メートルのトラックのタータンコースがあれば、
いわゆるこれから先のトラックシーズンに向けて走り込みだとか調整とか、いろんな形での
合宿も可能になるし、あそこは気候もいいし、景色もいいし、行ってみようかなというような、

そういった可能性が高まるのではないというなお声も聞かせていただきました。

私が、今までのイメージはどっちかという、陸上競技場とかいうとびしっとした施設が必要なんじゃないかなというような気持ちを、どうしてもそういう概念から抜けきれなくなってたんですけども、そういうのも予算やいろんなあれがかなうならいいでしょうけれども、やはり、壱岐ならではのそういった施設とといいますか、場所とかそういうのができればなということとちょっと思い直したりしたものですから、2つほど質問をあげさせていただいています。

1つは、筒城浜公園にある1,000メートル、今ですね、タータンコースを造っていただいています。その中の芝生、このごろ、芝生内の松の木が突然とといいますか、何本か伐採されていると思います。せっかくの景色がと思いながら、これはそれだと思ったり、何か意味があるのかなという思いがしたりもしましたので、そういったことも含めて、中につくるパターン、もしくはレストハウスの奥にある野球のできる多目的広場があると思うんですけども、あの辺を少し広めて、そういった400メートルトラックのタータンをできるようにすれば、もっと合宿場としての機能が充実してくるんじゃないかなというふうな思いが出てきたものですから、1つ目にそういったことに対する展望を後でお聞かせください。

2つ目の、芦辺中学校跡地の多目的広場での活用ですけども、たしか2月と先月に、田河地区でのまちづくり協議会が設立されたというニュースもありました。以前の質問の中では、公募等してもなかなか芦辺中学校跡地の活用計画等については、まだ出ていないような状況でしたけれども、やはり地域にそういったまちづくり協議会等ができれば、あそこを中心拠点等、またいろんな利活用を考えられるのも当然かと思しますので、そういった兼ね合いなども含めて、今後の壱岐の合宿誘致等にプラスになるような展望がありましたら、またはないならちょっとまだ厳しいということでも構いませんが、お聞かせいただけたら幸いです。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 私の方からは、筒城浜公園のタータンコースの近くに400メートルタータントラックの検討はできないかという部分につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、本市が取り組んでおりますスポーツ合宿誘致の状況について御説明をさせていただきます。

令和2年度は、8団体の合宿受入れが内定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、わずか1団体のみ受入れで、大変厳しい状況が続いておりました。

令和3年度から徐々に回復をいたしまして、合宿誘致の成果も出始めたことから、本年度は計画しておりました4団体に新規で2団体加わりまして、合計6団体の合宿を受け入れておまして、そのうち陸上競技は4団体で、団体受入れ総数及び延べ宿泊人数ともに過去最高の実績とな

っております。

合宿誘致の折には直接面談をして、事前に本市での合宿に必要な練習環境や御要望をヒアリングを行いまして、宿舍や市が所有する体育施設の予約が整ったことを御報告することで、マッチングする団体様から一定の練習ができることが判断された後に、本市が合宿地として決定をされます。

また、合宿期間中は監督やコーチの方々から意見交換をする中で、さらに本市が合宿地として選び続けていただくためには、何が不足して何が必要であるのか、専門的な見地や経験による貴重な御意見をお聞かせいただいているところでございます。

陸上競技の練習のベースとなりますのは、筒城浜ジョギングコースでありまして、朝食前の早朝練習や選手の自主練習のフリージョグなどは、1キロメートルのタータンのコースを常時御利用をいただいております、舗装面のクッション性やコース設定にも一定の評価をいただいております。

議員がお話の、筒城浜ジョギングコース付近へ400メートルタータンのトラックコースの設置が検討できないかとのお尋ねでございますが、本年2月に本市出身の濱田監督率いるYKK陸上競技部合宿の折にも、監督、コーチとの意見交換の中で、400メートルタータンのコースがあれば合宿に訪れる機会が増え、また、実業団や大学など老岐市を合宿地として選ぶ団体も増えるとの御助言をいただいております、本市といたしましても、求められる合宿環境に必要な施設であることは認識をいたしております。

しかしながら、建設費用もさることながら広大な敷地が必要でございますし、現在の練習や宿舍のメインとなっております筒城エリアからの移動距離などを考慮しますと、慎重な検討が必要であると感じているところでございます。

議員の御提案される趣旨、また合宿を実施していただいております監督、コーチからの御要望も十分理解しておりますので、今後もさらなる練習環境の充実に向けた取組や先進事例などを参考として、研究を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の旧芦辺中学校跡地の関係につきましては、教育委員会からの答弁になります。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 清水議員の2番目の御質問にお答えします。

旧芦辺中学校跡地は、第1グラウンドと第2グラウンドがあります。第1グラウンドは、横が約140メートル、縦が約75メートルです。400メートルトラックを設置するには、1レーンあたり1.22メートルの広さが必要になりますので、横が約176メートル、縦が約

96メートルの広さが必要になり、現状での設置は難しいと考えております。第2グラウンドは第1グラウンドよりも狭いため、こちらも難しいと考えております。お隣の対馬で設置してあります300メートルのトラックであれば、広さだけを見ると、第1グラウンドの広さで設置できると考えられます。

整備の財源として、スポーツ振興くじを活用し、300メートルの8レーン、第4種ライト公認陸上競技場を本体工事費のみ3億3,000万円で設置され、助成金の額は8,000万円と聞いております。

議員がお話しされた多目的広場風に整備してタータントラックを設置する場合、どのような規模にすることが適切か、また、設置のための財源をはじめクリアしなければならない課題もあることから検討しているところです。

なお、跡地利用としてドローンスクールでの利用や、また、令和5年度からグラウンドの一角に長崎県埋蔵文化財センターの保管場所設置の話もあっておるところでございます。

以上でございます。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 状況はよく理解できますし、ただ少しでも一歩前に進めるために、どういった努力が私もすればいいのかなというのを考えながらいるんですけど、前も言ったと思うんですけど、ちょうど昨年のこの3月会議が終わってから、自分は地元の活性のために、まち協で小牧部会というのを立ち上げて、小牧崎の少し利活用ができないかというようなことで、クロカントレイルのコースづくりなどもして1年間様子を見てきました。

そのコースを利用する人はそんなに多くはないんですけど、散歩やいろんな、夕日を見ると何かいろんな形でのお客さんは以前よりは増えたかなというぐらいの感触しかないんですけども、やはり先ほどからずっと出ていますが、お願いするだけじゃなくて、自分たちまたは自分でできるようなことは、いろんな関わりを持ちながらやっぱり進めていかないと届かないなという思いがしておりますので、先ほども言いましたように、田河地区のまち協の方、采田さんとも同級生でもありますので少しそういった形でお話を聞いたり、何かできることはないかなど、少しでもやっぱり壱岐に来てここはよかったねって、やっぱり八幡半島からずっと青島公園、内海湾、そして原の辻に出て筒城まで、確かに移動距離云々はあるとは思いますが、いろんなニーズをかなえる場所としては、筒城浜も芦辺中学校跡地も非常にうらやましい場所だなというのを、私は全く反対の場所に住んでいますから、うらやましく思います。

これは、できるだけ自分がこうやって頑張れるうちに、少しでも何かこうしたらどうかなるんじゃないかというぐらいまでは、子どもたちが一生懸命頑張ってるうちにという思いで、また

私なりの取組を進めさせていただきます。

それでは3つ目の質問に移らせていただきます。施政方針でお知らせいただきました、壱岐市定住促進奨学資金償還補助金の創設についてです。

このことは、昨年6月会議での一般質問で若者の人材確保について、壱岐出身の若者の人材確保のために、定住促進奨学資金償還支援という検討はできませんかというお尋ねをしたときに、中上企画振興部長さん、そして久保田教育長さんから違う視点といたしますか、私はそれまでは奨学金の見直しとか奨学金の返還に困っている人を何とか支援できないかとか、そういった狭い枠での質問が多かったかと思うんですけれども、昨年6月会議において、もっと幅広くいろんな職種の方々にもこういった支援策が検討できないかというように受け止めていただいて、前向きに検討していきたいという御答弁をいただいております。私もこんなに早くそういった取組が出てくるというのは、ちょっと予想していなかったものですから、施政方針のあれを見たときにちょっとびっくりしました。本当にありがとうございます。

それで、私たちの方には概要として対応の状況は資料としていただいておりますけれども、市民の皆さま方、そして壱岐市の出身の若い方々に、壱岐市でもこういった奨学金の2分の1補助の返還支援ができたということをもっと知っていただくために、支援の対象者とか補助額とか、これからの周知等について概略を、概要を教えてくださいたいです。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 清水議員の壱岐市定住促進奨学資金償還補助金の創設についての概要等につきまして答弁をさせていただきます。

令和5年度から創設する壱岐市定住促進奨学資金償還補助金につきましては、ただいま清水議員お話のとおり、昨年6月会議の一般質問の御提案をいただいております、制度創設に向け前向きに検討したいと回答をさせていただきます。

壱岐市における若年層の定住促進及び産業人材の確保を図り、少子高齢化及び人口減少を抑制するために必要な支援であると判断をし、今回新年度予算に計上しており、壱岐市内に居住・就労し、奨学資金を償還する方に補助金を交付する内容となっております。

補助対象となる奨学資金の借入先は、独立行政法人日本学生支援機構及び公益財団法人長崎県育英会、そして壱岐市を含む他の自治体などから借入れた奨学金を対象としております。

次に、補助対象者の要件といたしましては、1つ目に、本市の住民基本台帳に登録され生活の拠点を置いているもの、2つ目に、交付申請時点で補助対象となる奨学資金の償還を行っているもの、3つ目に、就労しているもの、4つ目に、奨学資金を自ら償還するもの、5つ目に、5年

以上の定住を制約するものなどの条件を付しております。

公務員は対象外ですが、会計年度任用職員は補助対象としております。

補助額につきましては、会計年度中4月から3月に支払う償還額の2分の1以内の額とし、年間の補助上限額は10万円としております。補助期間は、補助金の交付を開始する月から記算し3年間となります。

本補助金の周知につきましては、広報紙の広報いきやケーブルテレビ、ホームページはもちろんのこと、自治公民館の回覧などで幅広く周知を図ってまいります。本制度の創設によりまして、若年層の定住促進及び産業人材の確保を支援し、少子高齢化及び人口減少の抑制につながるよう積極的に活用を促進してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。私も概要版の資料を拝見したところ、幅広くいろんな奨学金を借りておられる若い方が今償還してるけど非常に苦しい状況にある。でも地元に戻ってくればこういった制度がある。自分もそれに該当するだろうかとかいろいろ思いながら見られたときに、壱岐に戻って何か就業してみようと。

これまではやっぱり特定の業種の方、介護とかいろんな医療関係、教育関係、人材確保のための支援がなされていましたが、この制度は幅広く、新しく自分の土地に戻って農業を始める方、漁業を始める方、お店を開かれる方、いろんな就業の仕方があられるだろうと思います。やはりそういった方々が1人でも多くふるさとに戻られるための、本当に待望の支援策だと思います。

ただ、先行して行われている県内の市町等のもものと比べると少しいろんな面で、何ていうか期間が短かったり額が少し低かったりはしていますけれども、令和5年度につきましては50人分の予算が計上されてありますので、やはりその部分はしっかり全体的な見地に立って、今年1年の実績等を鑑みながら、また次年度、その次と、できるだけ今喫緊の課題、子育て支援もそうですけれども、人口減少に歯止めをかけるのが、また婚活等でそれを成婚させていってという、そういった道筋ができていくことを本当に期待できると考えますので、どうかしっかり対応、支援をお願いしたいと思います。

まずこの3つの質問を終わらせていただきましたが、やっぱり私が今回いろんな質問を考える中で改めて感じたのは、自分たちにできることを、やはりいろんな人のつながりをこれから、コロナ禍もウィズコロナで少しずつ手を取り合いながら活動等もできていくと感じますし、そういった機会を捉えながら、できることをしっかり積み上げていながら予防を行い、一番の願いはやはり有能な壱岐出身者の方々を一人でも多く帰ってきていただける環境づくり、そして子育て

支援が多く受けられる、いろんな悩み等に寄り添える、そういった壱岐にしていくようにお誓いをしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月10日金曜日午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっており、2名の議員が登壇予定となっております。

壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時44分散会

令和5年 壱岐市議会定例会 3月 会議録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和5年3月10日 午前10時0分開議

日程第1 一般質問

14番 市山 繁 議員

1番 森 俊介 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 眞鍋 陽晃君

教育長	-----	久保田良和君	総務部長	-----	久間 博喜君
企画振興部長	-----	中上 良二君	市民部長	-----	西原 辰也君
保健環境部長	-----	崎川 敏春君	建設部長	-----	増田 誠君
農林水産部長	-----	谷口 実君	教育次長	-----	塚本 和広君
消防本部消防長	-----	山川 康君	総務課長	-----	平田 英貴君
財政課長	-----	原 裕治君	会計管理者	-----	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。3月7日に御報告をいたしました社会福祉法人北串会の認定こども園施設整備事業の撤退の申出について、3月8日、理事長中路秀彦氏ほか2名の理事がお見えになり、今回の撤退に至った経緯及び理由について御説明の上で、文書による撤退の意向を正式に受け取りました。

主な撤退理由としては、認定こども園の開設に向けて準備を進める中で、一部の市民や報道機関による偏った度重なる批判や反対運動、関係者への幾度とない誹謗中傷等を受けて、認定こども園建設の安全かつ継続的な工事と開設後の安定した保育事業運営の継続が困難であること及び誹謗中傷等の改善の兆しが見えない状況の中で、最も優先すべき児童の安全が確保できない状況では、本事業の撤退以外のすべはないとの判断に至ったとのことであります。

本事業につきましては、昨年6月会議で予算の議決を頂き、これまでも様々な議論がなされた中で、現地工事まであと一歩のところでの事業撤退は、本市といたしましても、保育環境のさらなる充実に大きく期待を寄せていただいただけに、非常に残念な思いでなりません。

また、市議会には、別途文書を提出させていただくとのことでございました。

今後は、国、県及び関係機関と連絡調整を図りながら、撤退に伴う事務手続を進めてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さん、おはようございます。昨年の2月14日未明、ロシアがウクライナへの侵攻以来、今日まで世界中が全てにおいて大きな打撃を受けて、早期の停戦を願っております。本日は、令和4年度の最後の一般質問で、朝一番の登壇であります。皆さんもお疲れさんでございましょうが、今日は半日でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、14番、市山繁が通告に従いまして、一般質問を行います。

質問事項は、大きくは3点ですが、質問の要旨として何点か挙げておりますので、順次質問させていただきます。簡潔な御答弁をお願いいたします。

それでは、1項の壱岐市婚活事業についての質問に入る前に、少子化、人口減少の歯止め対策については、政府をはじめ離島県である長崎県知事、壱岐市においては白川市長を先頭に、私たち議会も島民全体が取り組んでいる重点課題であります。日本国では、少子化が加速し、将来の国の危機が報じられております。

白川市長も、議会初日の施政方針で申されたように、厚生労働省は、2月28日、2022年の国内の出生数速報値が、前年比5.1%減の79万9,228人と発表されておりますが、この80万人割れは、統計を取り始めた1899年以来で124年間で初めてであり、一つは、新型コロナウイルス感染症感染拡大による2020年から21年の婚姻件数が減少したことが影響したと思われませんが、国立社会保障・人口問題研究所の2019年の統計では、80万割れは想定より11年も早く少子化が進んでおると言われております。

壱岐市においても、令和3年度の出生数が141人であったのが、令和4年度の出生数は過去最少の107人であり、令和4年度の婚姻届数は75件であり、婚姻数の減少が原因であります。

隣国の中国では、1971年に、人口が増加していることから一人っ子政策としておりましたが、61年ぶりに人口が減少したことから、2015年に一人っ子政策を終了し、2021年に3子出産と将来の労働人口の確保としております。これを見ても、どこの国でも人口、人材確保が子供を出産することが国の発展にいかにか大切か明らかであります。

地球上の生物は山川草木、魚介類、鳥類から万物の影響、人類に至るまで自分の子供を残すために努力しております。その中で、人間は男女が正式に結婚し子どもを産み、子育てをし、人づくり、人材確保をし、産業の振興と国の繁栄の礎としての循環をしてまいりましたが、昭和30年が人口のピークで年々下降し、子どもの出生数が減少し、少子化となっております。

その原因の一つは、戦後、平和となり教育が高度化し、大学教育や高等教育や専門的な教育が学ぶようになり、教育費が増額し、親が負担増となり、優秀な子どもでも進学できない状況となり、出産を控えるのではないかとされており。これは、政府が教育の支援策に取り組むべき政策であります。一方では、結婚したくても本人や家庭の諸事情ややむなく晩婚になって、出会いを諦めたりする男性が多いように思われます。そのような未婚者のためと、結婚して子どもを育てていただくための壱岐市が取り組む婚活事業でありますので、次の5点についてお尋ねをいたします。

なお、5点とも関連がありますけれども、分かりやすく答弁を頂くために項目を挙げておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、（イ）の壱岐市の婚活事業の中止の理由と婚活事業の直近3年間の実績についてお尋ねをいたします。

この件は、現代の大きな課題である少子化、人口減少の歯止め対策には、壱岐市が率先して取り組んでいる婚活事業の中止について、壱岐市の事業の中止の話を聞いて、正直私もびっくりしました。これは、コロナ禍のためイベントの中止や参加の募集もできなかったことは理解できますが、ほかに中止する理由があったのか、その理由と壱岐市が取り組んでいる婚活事業の中止を議会に報告はあっていないと思いますが、これはどんなのでしょうか。お尋ねをいたします。

壱岐市の婚活事業の中止に当たり、直近3年の事業の実績をお尋ねをいたします。

次に、（ロ）の今回、壱岐市の婚活事業を壱岐商工会女性部の活動について、壱岐市はこの事業を以前から女性部と協議されていたのでしょうか。壱岐市商工会女性部がサポート活動に取り組まれることは大賛成であり、女性部には、それぞれの立場で情報のキャッチが早く、この活動には期待しておりますが、壱岐市はどのような流れで壱岐市商工会女性部に移行されたのか、女性部からの申出があつてのことかの説明をしていただきたいと思っております。

次に、（ハ）の壱岐市商工会女性部の婚活事業の内容と取組方法と今年度の実績見込みについて、壱岐市商工会女性部が婚活事業に活動していただくことはありがたく感謝しているところでございますが、女性のパワーで企画されていると思っておりますけれども、事業の内容と取組方法と壱岐市と変わった点があれば、説明を頂きたいし、令和4年度からの取組で事業の初年度ではありますけれども、今年度の実績見込みをお教え頂きたいと思っております。

次に、（ニ）は、壱岐市は婚活事業を中止されていますが、壱岐市としての支援策と婚活事業は完全に中止されるのかどうか、再起の考えはあるかについてお尋ねをいたします。

壱岐市は、少子化、人口減少歯止めの対策として、未婚者、結婚に恵まれない方たちのサポート事業として、長年方策を練り、婚活イベントや個別訪問など企画をし、実施されてこられました。その人気事業を今回、壱岐市商工会女性部が婚活事業に取り組まれますが、壱岐市として

どのような支援をされるのか。補助金の窓口だけなのか、別に支援策を考えておられるのか、また婚活事業の中止はコロナ禍は少しは落ち着き、5類となっていますが、状況次第では再起の考えはあるのかどうか。

壱岐市商工会女性部が事業を開始したばかりなので、壱岐市は今後、婚活事業は完全中止されるのか、壱岐市商工会女性部と連携して婚活事業に取り組んでいくのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、婚活事業に関連がありますので項目を挙げておりますが、結婚相談所の設置についてですが、この事業については、最近まで壱岐市の結婚相談員として2名の方が活動をされておりましたが、御本人様の御都合により退任されて、現在は皆無であります。この結婚相談員はどこでもというわけにはまいりません。市の婚活事業では、自分では登録し、相手を紹介していただき、カップルとなれば成婚とつながることもありますが、まず、その登録に行くことに抵抗がある人も多いようでございます。

活発な人とおとなしい人の控え目の違いはあるかと思いますが、結婚相談所がそのようなことを考慮すると、美容室のような若い女性から高齢者まで来店し、いろいろな話題の中で情報も早く、豊富で気軽に話せて相談もしやすいなど、美容室が適所と思っておりますが、そんな話もちまたであっておりましたので、私も提案をいたした次第でございしますが、美容室の経営者に設置のお願いをしてはと思っております。当然、成婚となれば成婚報酬は支払われるわけでございますので、協力を願ってはどうかと思っておりますが、以下、質問をいたしました、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。14番、市山議員の壱岐市の婚活事業につきましの御質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目の婚活事業の中止理由と直近3年間の実績についてでございますが、婚活イベントにつきましては、出会いの場を創出してほしいという地域の声に応えたもので、令和3年度まで継続して事業を実施しておりましたが、コロナ禍もあり、イベントの開催が厳しい状況が2年間続きましたので、令和4年度は一旦事業を休止しているところでございます。

婚活イベントの直近3年の実績は、令和元年度は1泊2日のイベントを開催し、男性17名、女性14名、計31名の方々に御参加を頂き、11組のカップリングが成立したものの、その後、成婚まで至ったという御報告は頂いていないところでございます。

令和2年度につきましては、単日のイベントを複数回実施の計画を立てておりましたが、天気の都合、また新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、1回のみの実施となり、男性17名、

女性14名、計31名の方に御参加を頂きました。カップリングにつきましては、複数回実施するイベントの最終回に行く予定であったため、令和2年度については、カップリングまで至っておらず、成婚についてもゼロ組となっております。

令和3年度につきましては、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、参加者の獲得に大変苦慮いたしましたが、1泊2日のイベントを2回開催し、男性21名、女性22名、計43名の方々に御参加を頂きました。参加者の希望によりマッチングは行わなかったため、カップリング及び成婚については、前年度同様ゼロ組となっております。

なお、この壱岐市の婚活事業の令和4年度は一旦休止をするということにつきましては、令和4年度の当初予算におきまして、令和4年度については商工会女性部の結婚相談会を重点的に行うというようなことで、御説明をさせていただいた折に御説明をさせていただいております。

次に、商工会女性部が主体となった結婚相談会の取組についてでございますが、婚活イベントが、ただいま申しました状況の中、令和3年末に壱岐市商工会女性部より、未婚化、晩婚化の抑制及び地域活性化に寄与する取組として、結婚個別無料相談会の実施について、御相談、御要望を頂きました。

この相談会は、これまでの壱岐市主体の婚活支援から、地域住民が地域の独身者のために支援を行う共同支援につながり、これまでの出会いが主となる婚活イベントと比較し、ピンポイントで個々の相談に応じることから、成婚率も高まるものと期待をし、令和4年度から県、市、商工会で連携を図り事業を進めてまいりました。

事業初年度となる今年度の相談会の実施につきましては、外部専門家、恋愛カウンセラーを招聘し、5月から2月まで毎月、相談会を実施し、男性21名、女性5名、計26名——延べでいきますと65名でございますが——の方々に御利用を頂き、そのうち6回のお見合いを実施したところでございます。

次に、今後の壱岐市としての支援についてでございますが、引き続き、壱岐市商工会女性部が実施する結婚個別無料相談会の事業を支援し、さらに既存事業の結婚新生活支援補助金や成婚奨励金、そして、長崎県婚活サポートセンターが運営を行っておりますマッチングサイト、お見合いシステムへの登録を推進してまいります。

なお、長崎県のお見合いシステムについて概要を御説明いたしますと、平成28年10月からシステムへの登録が開始をされており、本年2月末現在の登録者数は全体で2,015名、男女比はほぼ半々となっております。このうち、壱岐市の登録者数は13名で、全て男性でございます。

これまでのカップル成立数は、全体で1,931組、成婚実績は331組となっており、壱岐の方も2名がお見合いシステムをきっかけとして成婚をされております。このような実績もある

ことから、今後、システムへの登録をさらに推進をしてまいります。

また、令和5年度より、壱岐市ふれあい交流事業の拡充を行い、市内在住者で構成する団体、または市内事業者が参加者を募集し、実施するイベントなどの事業に対する補助を拡充することで、出会いの機会の創出や地域の活性化に寄与できるものと考えております。

なお、従来実施をしておりました市主催の婚活イベントにつきましては、現在、中止としておりますが、令和5年度からのふれあい交流事業の拡充は、出会いの機会の創出を図るものでございまして、従来の婚活イベントと同じ効果が期待できると考えております。積極的な制度活用を周知するとともに、引き続き、地域のニーズや時代背景に沿った形で婚活事業を展開できるように努めてまいります。

最後に、御提案を頂きました結婚相談所の設置についてでございますが、全国的に見ますと、結婚相談所が併設されている美容室や運営母体が異なる婚活事業者と美容室が連携し、新たなビジネスとしてお客様にサービスを提供されており、魅力的な事業であると考えております。

市民皆様や民間事業者様と連携を深めて、婚活から結婚、そして出産につながる地域の機運を高めていく必要があることから、大変貴重な御意見として、今後、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 壱岐市の婚活事業の中止の理由と婚活事業の直近3年間の実績についての説明では、私も同じで、令和3年まで実施をしておりました事業も、令和2年からコロナ禍によるイベントの延期や参加者の限定など、大変苦慮しているときに、壱岐市商工会女性部より結婚相談会の実施の御相談があり、要望を頂いたことも理由であるとのことでした。双方とも連携を図りながら、事業の推進に頑張っていたかと思っております。

そこで、直近の婚活の実績を見ますと、ちょっと重複するわけですが、平成30年度の参加者の男性が19名、女性が19名、カップリングは9組、成婚はゼロと。令和元年度は男性が17名、女性が14名、カップリングは11組、成婚はゼロ。令和2年度は17名、14名、双方ともこれはゼロです。令和3年度は2回で21名、女性が22名、カップリングゼロ、成婚ゼロ。平成27年度から令和3年度までの実績は、カップリング数が51組で成婚数は2組で、カップリングができて成婚が少なく、事業の実績は、相手があるのでこれは仕方ないわけですが、これを見ても女性が少ないということが一番の原因であるというふうに思っております。

（ロ）の次の婚活事業を壱岐市商工会女性部が活動をされますが、壱岐市は以前から協議されたのかについては、先ほどの説明で御理解をいたしました。女性部のパワーで、相手の相談を受

け、県、市、商工会で連携を図りながら、目的達成に期待をいたしておるところでございます。

続けて、（ハ）老岐市商工会女性部の婚活事業内容と取組方法と今後の実績見込みについては、婚活の取組については分かりましたが、5月から2月までと毎月相談をされておるようであります。10か月で相談者が60人、そのうち男性21名、女性5名と、女性が非常に少ないのが気になります。これは、女性がおらないともうカップルはできないわけですから、女性の募集といえますか、そうした希望者を募ってなるべく頂いて、成婚につながるようにしていただきたいと思っております。

そして、相談者の年齢を見ましても、20代から70代までおられました。それは私もびっくりしましたけれども、20代では男性が3名、女性が3名、30代では男性9名、女性はゼロ、40代では男性が4名、女性はゼロ、50代では男性が3名、女性が1名となっていて、相談者も見合いも女性が少ないので、女性の相談者が多くなるような方法を検討してみたいと思っておりますが、（ニ）については、老岐市では婚活事業を中止しているが、支援策については、これは、いろいろ連携していくということでした。

（ホ）については、結婚相談所については、結婚相談所とは違った知った方の紹介ということが、気楽にこうしてできるということが言われております。カップルにつながるのが成婚につながるということでございます。

そういうことで、結婚相談員もそういう登録をするよりも、そうしたことで、うちの娘が帰ってきたいばってん、誰かよかとはおらんとか、いろいろそういう話題があるようでございます。それでやっぱり一応当たってみて、一番私が一般の結婚相談所よりも入りよい、じいちゃん、ばあちゃんたちが、じいちゃんは行きませんから知りません。おばあさんたちが行って、そうした話があつておるようでございますから、そうしたのを相談して利用したらと思っております。

それから、私がいろいろ調べまして、参考までに申し上げたいと思っておりますが、未婚率の上昇については、50歳までに一度も結婚したことがない割合が急速に増しております。厚生労働省が公表しておる結果の全国平均では、男性が28.25、女性が17.8、近年、特に女性の伸びが顕著で、少子化が進んでおるようでございますけれども、次に、結婚の願望がある人は65%、しない理由は、精神的・経済面を感じておると、それから、次に、急速に進む少子化には70%が危機感を持っておるということです。そして、実施してほしい政策は、教育無償化がトップでありました。結婚しない理由は、男性では、恋人・パートナーがいない、そして見つからないと思うが47.3%、これも最多の多いほうでございました。経済的に難しいが35%。

女性では、結婚しない理由は、一人のほうに精神的に負担が少ない、これが53%、子どもを産みたいと思わないが36.9%、女性として自由を失いたくないというのが35%、非常に時代が変わっております。少子化への危機感是非常に感じているが37.7%、将来子どもを持つ

障壁については、男女とも金銭的な負担がトップでありまして、実施してほしい少子化対策には、教育無償化が最も多い、教育費、国は高等教育、大学の一部負担を2.4兆円の予算計上をしております。県も子ども政策として12億9,200万円、壱岐市も子ども・子育てに重点的に取り組んでおります。

少子化は、その時点だけでなく、20年後の国の労働人口確保として、日本経済の発展に大きな影響を危惧しております。各国の家族の関係社会支出の対GDPを見ましても、ベスト6か国ではスウェーデンが3.4%、一番多いです。それから、フランスが2.7%、ドイツが2.5%、イギリスは2.4%、日本は1.7%、米国は0.6%となっており、日本もGDPを増加し、人口減少歯止め効果のある政策をしなければ、人口減少が加速するばかりと私は思っております。

そうしたことで、これはいかに結婚して子どもを産んでもらうかということが、やっぱり世界中大事なことであります。

ゆうべ韓国のこともありましたけれども、韓国の出生数が、今までは38万人ぐらいが24万人ぐらいになると。それが半分以下が男性ですから、労働人口も非常に減少するという報道がございましたけど、やはりこれは今の時代でなく、先ほどから言いますように、20年先、日本の経済に影響するということでございますので、今後とも私たちもいろいろ頑張って、婚活していただいて、成婚していただいて、子どもを産んでいただくように、これが一番原因と思っておりますので、今後ともひとつよろしく活動していただきたいと思っております。

次に、2項の民生委員、児童委員の活動費の増額についてですが、活動費増額の提言を私がするのはどうかと思いましたが、活動の状況を判断し、弱者のため、よりよい相談相手となり、活動できるように提言したものであります。

民生委員、児童委員さんは、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアであり、非常勤の地方公務員として位置されており、福祉法では無報酬であり、活動費として必要な一部は活動費として支弁されておりますけれども、見守りの増加と物価の高騰を考慮するとき、活動費を増加すべきと次のことをお尋ねをいたします。

①の民生委員、児童委員の活動について、毎年、高齢者や独居老人が増加し、2年後には戦後の団塊の世代と言われてあった方々が後期高齢者となられます。独居高齢者数は令和4年10月末現在で1,729人、高齢者率は38.7%になってまいります。社会福祉協議会と連携し、高齢者や独居老人の見守りや心配事、いろいろな相談の手續など、関係機関との連絡、訪問、相談相手など福祉維持の負担が増加し、今年度の改選でも、全国に定員割れとなっており、2地区を受け持つ市もあり、無報酬による活動には限界を感じるとの意見も全国に挙がっていると新聞にも報道されておりました。

壱岐市では、欠員もなく現在活動費として年間10万円を支弁されておりますが、仕事増や物

価の高騰から見て、活動費を増額され、弱者のよい相談相手としての報酬ができますことを提案するものです。市長の御英断をお願いいたしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 14番、市山議員の御質問にお答えいたします。

議員が申されましたように、民生委員、児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアで、非常勤の地方公務員として位置づけられております。

地域福祉を担うボランティアということで無報酬となりますが、電話代や交通費などの活動に必要な費用の一部は、活動費として支弁をされております。

今年度、壱岐市民生委員児童委員協議会連合会に対しましては、県からの市町民生委員児童委員協議会等運営費補助金が直接交付をされており、また、それとは別に、壱岐市より716万3,000円の補助金を交付しております。その中より、個人活動費、研修費用など地区民児協運営費に支出をされております。

議員御承知のとおり、壱岐市民児協では、活動費1人10万円と定例会等に出席された折の交通費として、1回500円が個人へ支給をされております。この活動費につきましては、県内離島4市町の平均金額は8万3,900円であり、ほかの離島地区と比較をしましても、決して低いものではありませんが、各町の民生委員児童委員協議会の中でも協議をしていただきたいと思っております。

また、見守り等の増加につきましても、民生委員、児童委員の方々だけの負担にならないよう、まちづくり協議会や自治公民館など、地域や見守り協力事業等、民間の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） この質問は、今回委嘱された委員様からの要望ではありません。近年の社会経済状況の見地から私の思いを提言しておりますが、委員さんはボランティアの精神に非常に強い方ばかりでございまして、ですが、金銭の問題ばかりでなくて、見守り活動に対し、訪問回数が増えるほど時間と費用も増加となってまいります。快く活動ができる弱者に安心感を与えるための活動費の増額をしたいと私は提言したものでありますが、10万円と言われますけれども、月にすると8,000円ぐらいです。

それで、その手当も、費用弁償ですか、500円ぐらいと言われますけれども、他所よりも安

くはないということですが、安い高いじゃなく、活動を快くして、やっぱりそこに30分ぐらいおりたいと思っても、やっぱりお年寄りはいいいきに来ていただいた、1時間ぐらい話してくださいとかなって、時間が2軒回るところが1軒しか回られんやったり、そういうこともありますので、やはり私は、こういう時節でございますので、月に1万円ぐらいはやっぱり支払うてあげないかとやなかろうかと思っておりますから、提言をした次第でございます。ひとつよろしくお願いいたしますが、市長、どうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 市山議員の御質問でございますけれども、先ほど、市民部長が申しましたように、なかなか制度そのものについて、いろいろ制約もあるようでございますし、ただ、民生委員さんについては、ボランティア的な要素が非常に強うございます。そういった中で、議員の御意見も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それはなかなか今、良識のある人は手当が少ないとか、そうした活動がしにくいとか言われる人は一人もおらないと思っておりますけれども、やっぱりこうした時代に、私も手当を見て、10万円ぐらいではこれはひどいなということを感じましたので、提言をしたわけでございますけれども、今後よく検討をして、市長の御英断をひとつよろしゅうお願いいたしたいと思っております。

次に、3項の芦辺町イオン前面道路の横断歩道の設置についての再要望についてでございますが、平成29年4月11日に要望していただきました沓岐警察署地域交通課から県本部への回答についての再度の要望についてですが、この件につきましては、芦辺町イオン横の芝生広場での老人会グラウンドゴルフの方々から要望を受け、総務部長に相談し、依頼を行っていました。

警察署地域交通課では、早速交通調査を行い、県本部に上申されましたが、本部の調査の結果、横断歩道の設置は見送りされたことについて、次の再要望をしたいと思っております。次のことについて質問いたします。

芦辺町イオン前の前面道路の横断歩道設置の再要望についてですが、この要望については、平成29年4月11日、総務課長に依頼し、警察地域交通課に要望し、地域交通課は早速道路の調査を実施され、平成29年8月31日、交通課より横断歩道設置の方向で本部に上申すると、今後、本部で最終審査となるとの連絡があり期待していましたが、平成30年5月末、県警本部が現地確認を行った結果、今回の横断歩道の設置は見送りとなったと報告があり、困惑をいたしておりますが、その回答は次のとおりでございました。

芦辺町イオンの前面道路の横断歩道の設置が見送りとなった回答は、①交通量が多くない、市内では多いほうかもしれないが、県内で見ると多くない。②トイレの利用者が少ないなど指摘を

受け、今回は横断歩道の設置は見送られた。

私は交通課の交通量の調査は暦どおりの平日だけの調査か、スポーツがあつていないときの調査か、スポーツ競技は平日はあつておりません。交通量が少ないのは、イオンのお客が土曜、日曜が多いです。トイレの利用が少ないのは、普段は通行人が公衆トイレに行くのは、よほどのときじゃないと利用しません。サッカーやグラウンドゴルフ大会は土曜、祝日が主に開催されております。トイレの利用は、大会の開催前は人間の精神的作用が誘い合つてトイレに行く人が多く、休憩時や試合終了後など特にトイレ利用が多く、イオンの駐車場から出てくる車や買物の車も多く、車の安全確認で老人、子どもは待ちきれない様子です。そのような状況を見られていないのでないかと思っております。

トイレなど、交通課との調査と現状は相違があると思われまふ。要望された利用者たちに要望の回答を報告しますと、万が一、事故があつたらどうするのかと、事故防止と言つているのに納得がいかない様子であり、ほかに方法はないのかと、市は分からないのかと興奮して話された、これを見て私は、次の要望はみんなで渡れば怖くないのとおり、各クラブで団体要望として横断歩道の必要性、再要望するほかはないと私思つておりますが、これについて市のほうでも助言を願つていただきたいと思ひますが、市長の御見解をひとつよろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 市山議員の御質問にお答えをいたします。

芦辺町イオンの前面道路の横断歩道設置につきましては、ただいま市山議員から詳しくお話がありましたように、平成29年度に壱岐警察署に要望し、結果としては、県警本部の調査において、交通量が県内他地区の交通量と比較すると少ないということで、設置が見送られたところでございます。

今回、改めて市山議員からの御助言を頂きまして、先月、2月20日付で島内スポーツ団体からの要望書を受理し、市といたしましては、当該道路においては、大型商業施設「イオン壱岐店」、壱岐市地域福祉活動拠点施設「壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ」及び島外からの人流の拠点港である「芦辺港フェリーターミナル」に通じる道路であり、時期によっては交通量が多く、交通事故の発生のおそれがあるため、横断歩道の設置を希望するとの市の意見を付して、2月24日に壱岐警察署長へ進達をしているところでございます。

本日現在まで、まだ回答はあつておりませんが、今後、再度の交通量調査が実施されるものと考えております。市といたしましては、歩行者の安全を確保する必要があること、状況説明を各方向そして各場面において具体的に示しながら、横断歩道の設置に向けて継続的に働きかけをしてまいります。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） ありがとうございます。今、報告されましたように、平日と祝日は違うと思っているんです。やはり交通課は平日はそこで調査したとかどうかというふうに私疑っておりますけれども、これが日曜祭日になると、ジェットフォイルが着いたり、フェリーが着いたりすると交通量が増えます。

それから、イオンの駐車場にいっぱい車がありますが、それが時間帯では、こっちの出入口と20メートルぐらいしかなかわけですが、そっからどんどん車が出てくる、こっちから入ります、そしたら、小学生の人が、私は近いからあそこにトイレに行って、2月も3回ぐらいありましたが、もうこうやっちゃるとですね、それで、後ろからバンドを引っ張って、危ないぞっちこう言いよる人もおりました。そうしたことで、横断歩道があれば、車も止まってくれ、停車していただき、横断歩道の方も堂々と安心して渡られるということでございますので、市がそうした力を入れていただければ幸いですから、ひとつ今後ともよろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは、婚活事業についても、ひとつ商工会女性部と連携して、県とも連携して、一人でも多く婚活ができますように、ひとつよろしゅうお願いをいたします。

それでは、私はこれで質問を終わります。ありがとうございます。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をします。再開を11時とします。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、森議員の登壇をお願いします。

〔森 俊介議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） それでは、1番、森俊介が通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、1つ目の質問としまして、壱岐市の公式LINEについてお伺いさせていただきます。

壱岐市の公式LINEをより多くの方に届ける、かつ、より便利なものにしていく方法を模索するための質問となっております。

まずお伺いいたします。現在の壱岐市の公式LINEの登録者の人数、そのうちの島内の人数、その年齢比について教えてください。お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 公式LINEのこの分については、一応質問だけは一括で。

○議員（1番 森 俊介君） 一括で聞いたほうがよければ、一括でじゃあお願いいたします。

順番的には後のほうが分かりやすいかなと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 質問の要旨のときにそれからして。

○議員（1番 森 俊介君） 分かりました。

じゃあ併せて、公式LINEの中にあるメニューの中で、メニューごとでこれまで使われた回数についても教えてください。お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 1番、森議員の壱岐市公式LINEについての御質問に答弁をさせていただきます。

壱岐市公式LINEにつきましては、令和3年12月から本格運用を開始をし、新型コロナ関連情報や市政情報、イベント情報をお届けするとともに、市民皆様方からの通報、御意見、御提案などを受けることができる電子窓口として利用していただいております。

また、これまで火災情報メールとの連携や移住定住向けメニューを新たに追加するなど、充実した情報の提供による利用の拡大にも努めております。

御質問の現在の全体の登録人数でございますが、3月9日現在、友達登録が2,393人ございました。ただいま確認をいたしましたら、今日、ただいま2,414人となっております。

島内の人数でございますが、受信設定を登録された1,961人のうち1,864人、約95%が島内の登録となっております。

年齢比でございますが、受信設定を登録されている方の1,961人のうち、内訳につきましては、20歳未満が36人で2%、20代が164人で8%、30代が316人で16%、40代が545人で28%、50代が448人で23%、60代が301人で15%、70代が127人で7%、80代が24人で1%となっており、40歳代、50歳代を中心に登録を頂いております。

次の御質問の公式LINEの中にあるメニューの中で、メニューごとの利用回数でございますが、これまでは情報を取得できておりませんので、今月1日から情報を取得できるように設定をいたしました。今後改めて情報提供をさせていただきたいと考えております。

なお、これまで市民レポートとして35件の情報提供があり、危険箇所など担当課において対応をいたしております。また、LINEの機能要望が29件で、可能な範囲で機能改善をいたしております。

これまで、壱岐市公式LINEを16か月ほど運営をしておりますが、より効果的な情報発信やLINEを窓口とした行政手続の導入などを実証していくため、今月からサポート会社を変更し、リニューアルをいたしております。これに併せまして、市民皆様をはじめ多くの皆様に御登録を頂きたく、壱岐市公式LINEの市民皆様への周知についてでございますが、広報紙に定期的に掲載をし、また広報紙の今月3月号にも記載をするとともに、自治公民館の回覧文書でも本内容について周知を行ったところでございます。

また、壱岐市ホームページをはじめ壱岐市ケーブルテレビにおいても紹介をし、併せて、壱岐市ケーブルテレビの公式ユーチューブにおいても配信をするなど、周知と登録の推進に努めているところでございます。

今後も利用者目線で内容を充実させていくとともに、将来、スマートフォンで自治体のデジタル総合窓口が可能となるよう、デジタル化にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御回答どうもありがとうございます。この後に質問させていただこうと思っていた内容についても、かなり触れていただきまして、とても助かりました。

それでは、今の御回答を踏まえて、追加で質問させていただきたいと思います。

まず最初が、現在の登録人数であったり、年齢比に関して、当初の目標があったかと思うんですけども、その目標と比べて現在の数字の推移というものについて、どうお考えかということをお聞かせ頂いてもよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の御質問にお答えをいたしますが、目標数値等については、ちょっと設定をいたしておりませんが、より多くの皆様にとというようなところで、これまで周知等を行っております。今回、そういった特に登録者数を増やすということが非常に重要なポイントでございますので、ただいま申しあげました周知など、適宜行っているところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。僕が今の登録者人数をお伺いした肌感覚

だと、人口の10%弱の方が登録してくださっているといったことで、かなり悪くはない数字なんじゃないのかなということをお伺いして思いました。

その中で、市民レポートが35件、あと機能要望が、ごめんなさい、聞き取り切れなかったんですけど、15件とおっしゃいましたか。これまでに機能要望。（「29件」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、29ですね。

29件の機能要望があったとのことですが、先日、担当課にお話を聞かせていただいたときに、公式LINEを導入する大きな目的の一つとして、市民と双方向のコミュニケーションを取ることでとお話を頂きました。まさに市民レポートであったりだとか、機能要望だとかというところ、あとはパブリックコメントだとかいうところに関しましては、市民との双方向のコミュニケーションの部分かなと思いますが、これについて、当初、もっとたくさん来るんじゃないかと想定していたであったりだとか、この部分を特に公式LINEの使い方として伸ばしていきたいんだとか、そういったお考えがあるかどうかということについてお聞かせいただきたいです。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の追加の質問でございますが、どれだけそういった市民レポートなど、市民の皆様からの御要望等々があるかという想定まではしておりませんでしたけれども、今回、これを導入した、当然大きな内容としては、そういったいろいろな御意見も頂くツールを市としても設けておく必要があるというようなことから、今回、この公式LINEを導入したところでございまして、これが多いのか少ないのかというのはちょっとなかなか難しいところでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、できるだけそういったことについても、こういったLINEを活用して、いろいろな御意見等、提案等を頂くことに今後も努めていきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。もし、ここでお話できる内容で、具体的に機能要望29件の中で、こんな要望があったよというものがあったら教えていただくことは可能でしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） LINEの機能要望で、主なものとして改善した内容について、少し御説明をさせていただきたいと思っております。

要望がありました防災情報の配信につきましては、令和4年9月に防災メールと連携をさせまして、避難に関する情報とか気象警報などの配信も開始をいたしております。また、12月には火災メールとの連携も開始をいたしました。これも機能の要望に基づいて改善をした内容でございます。ほかにも、自治公民館の回覧板をLINEで見られるようにしてほしいだとか、また、

告知放送の内容を配信してほしいなどの要望をお受けをいたしております。

今後、それを全て実施できるということはなかなか難しいところもございますが、今後、関係部署と連携をいたしまして、対応を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） どうもありがとうございます。既に要望があったことについて実装しているものがあるということで、大変すばらしいなというふうに感じました。

僕からも一つ要望というか、提案をさせていただければと思うんですけども、壱岐市のパブリックコメントについて、LINE上から入って行ってパブリックコメントをしようとする項目、メニューがあるんですけども、実際、その項目をクリックすると、結局市のホームページに飛んでしまうので、LINE上から回答できないというところがあり、そこで諦めてしまう方が結構多いんじゃないのかなというふうに感じましたので、ぜひそれもワンストップで公式LINEの中でできるようにすると、よりパブリックコメントに参加して下さる方が増えるんじゃないのかなというふうに思っております。

ちょっとお待ちください。

先ほど、中上部長のほうから先んじて御回答頂いた部分でもあるんですけども、やはり公式LINEの登録者数というのは、市としてはぜひ増やしていきたいところなのかなというふうに思っております。新しいツールを3月1日から導入したというお話だったんですけども、それは何か、例えばLステップのような分析ツールのようなものを導入したという認識でよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の追加の御質問でございますが、サポート会社の変更につきましては、全体の見直しの部分もございましたし、ただいま申し上げましたいろいろな機能の追加等もございました。

また、これまでLINEの内容につきまして、担当部署としては情報管理課でございますが、そこでの一括した入力ということになっておりましたが、各課での入力を拡大をするために、入力のシステムも改善をしたということで、より多くの情報提供をできるような改善のために、今回、サポート会社も変更しリニューアルも行っているところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。先日、この件について、事前に担当課の方にお聞かせ頂いたときに、1人でこの公式LINEをしているんだというお話を聞かせていた

できましたので、やはりかなり大規模な運用になっていると思いますので、なかなか1人で全部やるということは難しいかなとそのとき感じました。それは、できるだけオペレーションの大変さというものを各課に分散したということは、とても素晴らしいことかなというふうに思います。

少し話は戻りまして、LINEの登録人数増加に向けてどういうことができるのかというところで、先ほどいろいろ今後やっていこうとしている施策についてお聞かせ頂いたんですけども、今の御答弁の中で、どういう分析ツールを入れるかというところまではお伺いできなかったんですが、例えば、LINEの分析ツールを入れるとどんなことができるようになるかといいますと、こういった経路で登録して下さった方が、例えば市の広報紙に載っているQRコード経由で登録してくれたのかであったりだとか、あとは市のホームページ経由で登録してくれたのかであったりだとか、あとは市が運用しているSNSだとか、例えばユーチューブだとか、どこからどの方が入ってきたかということ进行分析できるようなツールになっているんです。

それができるとどんないいことがあるかといいますと、例えば、先ほど20代、30代、40代、50代、各年代の方がこのぐらいいらっしゃるんだよということを教えていただいたんですけども、もしかしたら、今後、高齢者の方に、年齢の高い方にもっとやっぱり便利に情報を届けていきたいといったときに、そこを増やしていくために、どのようにしたらその層の人に届けることができるんだろうかということが、分析ツールが入っていることによって、より効果的な打ち手ということが分かるようになっていっているので、そこに絞った打ち手ということを考えることができるようになります。

先ほど、新しくシステムについて新しく導入したという話をされていたんですけども、どういうシステムを使っているかというところまで僕は分からなかったんですが、そういうことができるツールもありますし、ツール、非常に安いものになっておりまして、そんなにお金かからないので、導入することによって、より登録者を増やすことであったり、それが市民の方の利便性につながっていくことだと思いますので、ぜひ、もし新しいシステム、そういった分析ツールの機能がないのであれば、そういったものを検討していただければなというふうに思います。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 御提案を頂きましてありがとうございます。先ほどのパブリックコメントのことも含めまして、ただいまの内容について検討させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御検討頂けるということで、どうもありがとうございます。

ちょっとお待ちください。

あと、先ほどの新たな機能についてというところなんですけれども、例えば、近くの自治体で

ある福岡市であったりだとか、あと、東京の渋谷区といったところが、全国的にも先進的なDXの取組をしているので有名な自治体かというふうには捉えています。

福岡市と渋谷区のLINEに僕も登録しているんですけども、やっぱり提供されている公式LINEの中のメニューにかなり違いがあるんです。もしかしたら担当課の方もその辺を見て勉強していただいている可能性はもちろん大いにあると思っっているんですけども、例えば、一例でいくと、福岡市だとか渋谷区とかだと、証明書、住民票だとか各種自治体が発行する証明書の手続だったりというものをもうLINE上で完結していて、電子発行のときもありますし、あとは郵送で届いてくるだとか、そういった機能がついていたりもするんです。個人的には物すごく便利なものかというふうに加え、僕も使ったことがあります。

例えば、ゼロからそういったものを、こういう機能があったら便利なんじゃないか、こういう機能を入れるために何かシステムを開発しようとする、もちろんすごくコストがかかる話かと思うんですけども、よそでもう先に取り組んでいるものに関しましては、いい意味でもまねをするというか、まねをして、これをやったらもっと便利になるんじゃないかということに取り組んでいくことができるかなというふうに思いますし、あと、先日、担当の方にお話を伺ったときには、結構福岡市とはコミュニケーションが取れるんだという話を聞かせていただいたので、もしコミュニケーションが取れるのであれば、ぜひそういったこれやってよかったよとか、これやったけどあんまり効果がなかったよとか、そういったところを勉強させていただきつつ、壱岐市のLINEをより便利で多くの方に届けるような取組をしていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま福岡市の公式LINEなどを実際実施をされてあるところも参考にとりようなどところにつきまして、以前、ごみ分別でのLINEの実装なども御提案があったところをございまして、これも福岡市の公式LINEなどの同じようなシステムを活用しまして、現在、データの作成がほぼ完了をしているということで、実装に向けた準備を進めているところもございますので、そういった他の自治体の事例なども参考に、今後より充実した内容に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。今回のこのやり取りの中で、もうかなりいろんなことに取り組んでいただいていることを、さっき先回りしてといいますか、感じました。

デジタル、DX、壱岐市も推進していますが、デジタルのいいところというのは、やったこと

に対する結果が数字で明確に見えて、それを基に改善を重ねていけるところかなというのは思っておりますので、ぜひ今後もそれを継続して、よりよい市民の便利なものを作っていただきたいと思います。

続きまして、次に、壱岐市のペーパーレスについて質問させていただきます。

現在、壱岐市で年間の印刷費用は幾らになっているのか、ペーパーレスを今推進されていると思いますが、ペーパーレスを推進する前と比べて、印刷費用の推移はどうなっているのか、どこまで紙を経費ベースで削減することを目標としているのかについて、お聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 1番、森議員の御質問の年間の印刷費用は幾らになっているのかでございますが、令和3年度の印刷製本費の実績は、学校などの出先機関を除く4庁舎、事務所も含むところでございますけれども、実績が約2,240万円となっております。この中には、「広報いき」の印刷代503万円、税等の納税通知書や各種通知書の印刷代223万円、壱岐市の広告入り封筒や窓開き封筒の印刷代180万円などが含まれているところでございます。

庁内の事務に係る印刷製本費の目安といたしましては、4庁舎の複合機の使用実績、カウンター料を比較することが最も現実に近い数字になるかと思いますが、これにつきましては、令和3年度が546万9,000円、1月当たり約45万5,000円となっております。令和4年度は年度途中でございますので、1月当たりの数字だけをお答えをいたしますが、約52万3,000円となっており、前年比では増加をしております。

また、印刷製本費と併せまして、用紙の購入状況につきましても調べましたところ、令和3年度が1月当たり約23万8,000円、令和4年度が約24万6,000円と、こちらも増加をしております。

これらにつきましては、コロナ禍における各種会議やイベント等の自粛が徐々に緩やかになるとともに、行政側としての活動も活発になってきていることの影響ではないかと考えております。コロナ禍前の平成30年度、令和元年度の印刷製本費の実績が、いずれも約3,300万円と、令和3年度と比較して1,000万円以上大きかったことから、このような特殊な状況下であるために、ペーパーレス化による効果額として把握するにはちょっと難しいところでございました。

しかしながら、本市のペーパーレス化につきましては、議員皆様御承知のとおり、壱岐市議会の発議によりまして、平成27年からタブレット端末が導入され、議案配付をタブレット上で行うことでペーパーレス化が図られているところでございます。導入以前は、大量のページ数とな

る議案について、予備を含め100部ほど印刷をして紙ベースにて配付をしておりましたが、紙資源の節約のみならず製本作業等の省力化も図られ、大きなメリットを生み出しております。また、当時、タブレット端末導入は全国の中でも先進的な取組として評価され、これまで多くの行政視察の受入れ等が行われております。

こうした中、本市においてはDX推進を積極的に図っており、ペーパーレス化による業務改善、行政事務の効率化等を目指し、特に電子による内部決裁事務、以下電子決裁と申し上げますけども、その推進に取り組んでおります。

これまで紙ベースでの決裁がほとんどであった内部決裁事務について、DX推進の取組の一環として、電子決裁を本年度の壱岐市部局行動目標の具体的取組の一つに掲げ、まずは総務部総務課から試験的に取組を始め、その後、マニュアルの作成、課長等会での周知等により、全庁的に電子決裁事務を進めているところでございます。

総務課においては、部局行動目標に示した60%を既に超えたところでございまして、市全体においても令和3年度末に6.1%であった電子決裁比率が21.5%と徐々に浸透が図られているところであり、今後も引き続きペーパーレス化の取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。とてもよく分かりました。

本来、この質問の後に各項目別の印刷費の内訳を出せるかということを知りたいと思っていましたんですけども、先に御回答頂きましたので、とても理解できました。

ちょっと細かい話になってしまうんですけども、今、御答弁頂いた内容と重複があったら申し訳ありません。広告入り封筒事務印刷費、あと納税通知書だったり「広報いき」の印刷費用というものが、前年でいうと2,240万円分の大体900万円ぐらいかなというふうに今理解したんですけども、今後、仮に今上げた費用というものを圧縮していくのはなかなか難しいと仮定したときに、残りの1,300万円分ぐらいのところは圧縮の余地が残されている部分かなというふうに思うんですけども、その中に多分、先ほどおっしゃった決裁事務であったりとかというのが含まれているのかなと思いました。

そのほかの、例えば1,300万円の中の内訳をもうちょっと細かく見ていったときに、この項目についてもっと減らせそうだなと考えているとか、ほかもうちょっと何かやっていきたいなど思っている箇所があったらお聞かせ頂けるとうれしいです。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 森議員の再質問のほうにお答えをいたします。

今、議員のほうからお話を頂いた項目等の中でも、やはり「広報いき」とか、その他、市民への文書等の配付についてがウエートが大きゅうございます。この部門をどのように縮減するかというよりも、どういう形で市民の皆様に理解を頂けるかというところが、今一番大きな問題とっております。

特に広報紙、回覧文書の電子化につきましては、現在、市民向けの行政情報においては、御存じのとおり自治公民館を經由して各戸回覧、そして各戸配布を行っているところでございます。また、市民等へのお知らせの手段として、告知放送、ケーブルテレビ、その他、先ほどの公式LINE等のあらゆるツールを活用して、紙に頼らない手段を定着をさせていく時代となっているということは感じております。

そうした方向に持っていくことが、そして効率的ではございますけれども、やはり、市民の方の目線を見た場合、全ての方にやはり平等に情報を提供するべきだということの点で考えますと、やはり電子機器等を活用できない方もいらっしゃいます。そういう中では、現時点では重複することになっても紙ベースの情報提供は、ある一定、今の段階では必要じゃないかと思っております。ただ、今後におきましては、今申しました分野においては、大きく縮減されるところではないかと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、紙じゃないと伝わらない方がいらっしゃるというのは、僕も本当にそのとおりかなと思っております。

「広報いき」については、先ほど中上部長から御答弁頂いたように、公式LINEのほうで機能改善のところでデジタルで配信でもいいんじゃないかなろうかという声が市民からも挙がっているというお話があったので、もしかしたらうまく折衷案というか、使うことによって若干費用を減らしていくことは可能なのかなということ、今、お聞かせ頂いて思いました。

あとは、やっぱり市民向けのペーパーレスに関しては、残さないといけない部分というのがどうしてもあると思うんです。なんですか、市役所の内部の部分に関しては、市役所の中の決め事で何とかなるところかなというふうに思いますので、どちらかという、市民の方に負担を強くないような形で経費を削っていく、あと、SDGsの観点からもやれる余地というのは、市役所の内部のほうの方がより大きいかなというふうに思っております。

僕もそんなに詳しいわけじゃないんですけども、市役所にお伺いすると巨大なキャビネットが結構あって、そこにすごくたくさん資料があるような印象を受けておりますので、今ここで具体的に何の項目をもっと減らせるじゃないかというそれは全くないんですけども、もちろんもう検討していただいていることだとは思いますが、段階的に今後の資料を減らしていくという

こともそうですし、あとは、今、以前の紙の保管場所でかなり大きな物件を使っているということもあつたりすると思いますので、物理的な余地をスペースを圧縮するという意味も含めて、検討しなければなというふうに思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 最終的に、完結文書につきましては、どう処分するかというところになりますけども、そこまでいく前にやっぱり減らすというところが、森議員言われておるとおりと思っておりますし、具体例を挙げて説明したほうが一番早いと思うんですけども、電子決裁以外の取組としては、本市では昨年4月より行政手続における押印の見直し、国にならって押印の見直しをしたわけですけども、国、県の条例などにより求められるもの、そして契約等の会計手続に関するものなど、一部の例外を除いて、800件を超える事業や手続等について、押印の廃止を実施をいたしました。

押印廃止の関係条例等の改正が整備できたことによりまして、既にメール等によって提出を認めているものもございます。そういう中で、今後、行政手続のオンライン化がさらに進んでいくものと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。とても素晴らしい取組だと思います。

今後もちろん継続して、そういった一連の取組をしていただけることかと思っておりますけども、なかなか見にくい部分だったりもするので、できれば何らかの形で、何かもう少しこういった進捗でプロジェクトが進んでいますよということを分かるようにしていただけたらうれしいです。特にこれについて答弁は要りませんので、僕の一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔森 俊介議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、森俊介議員の一般質問を終わります。いいですか。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 本日の日程は終了いたしました。

3月13日は各常任委員会を、3月15日及び16日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

次の本会議は、3月22日水曜日午前10時から開きます。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 発言を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） はい。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 本日、一般質問冒頭で、壱岐市長白川博一氏から、認定こども園の撤退の理由が北串会から送付された文書並びにそれを精査した内容で壱岐市長として壱岐市民にコミットメントがありました。ということは、壱岐市長が容認をして発言をされたものと考えております。

この中には、言論の自由、そういったものを抹殺するような言葉もございました。私はあくまで公序良俗の精神の中で、言論の自由は保障されるものであると考えております。壱岐市として、市長として、市民にコミットメントする適切な文書であったとお考えかどうか、その件をお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員が、私が北串会の文書をまとめて申し上げました。それは、先日、正式な文書が来たらお知らせしますというお約束をしておりましたから、そのままお知らせしたわけでございますけれども、今、音嶋議員がおっしゃるように、言論の自由、そういうことでいろいろなことがあったかもしれません。しかし、北串会にも言論の自由があるということで御理解頂きたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） それは理解をいたします。と申しますと、壱岐市長として市民にこのことをコミットメントされたわけですから、責任は重大であると考えております、私は。市長として、行政の長として、皆さん方に発言を受け入れて、そして市として発言の内容を精査し、その中で市民向けにコミットメントされたわけですから、私は慎重にやるべきではないかと考えております。

以上です。

○議員（4番 山口 欽秀君） 関連で。

○議長（豊坂 敏文君） 今回だけ許します。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今、市長は言論の自由だからそれぞれ言い分があるということでしたが、市として、やっぱりどう受け止めるかというところで、はっきり御意見、市の立場を明らかにされていないんです。今回、向こう側はいろいろ理由を言って、工事の安全性が保たれないとか、それから安心した保育事業が運営できないというふうに相手は主張していますが、この点で、市長はこれを納得してそうだなという受入れなんですか。いや、そうじゃないという立場なのか、そのあたりははっきりお聞かせ願えますか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私は事実を申し上げたところでありまして、私の立場といたしましては、子どもの保育の環境が充実する、そういった期待をしていたけど、それがなくなったのは残念だ

ということで、私の気持ちは申し上げたところであります。

また、内容的には、私が申し上げた内容について、別途議会宛てに北串会から文書が届くということでございますので、それ以上の詳しい内容は申し上げませんでした。

○議長（豊坂 敏文君） 以上、本日はこの件についてはもう今報告がありましたが、ここで閉じたいと思いますが、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） それじゃあそのようにいたします。

本日はこれで散会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

午前11時40分散会

令和5年 壱岐市議会定例会 3月 会議録 (第6日)

議事日程 (第6号)

令和5年3月22日 午前10時00分開議

日程第1	議案第3号	壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第4号	壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第5号	壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第6号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第7号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第8号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第9号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第10号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第11号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第12号	壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第13号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第14号	壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第15号	壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第17号	公有水面埋立について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第18号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第12号)	予算特別委員長報告・可決・討論 本会議・可決
日程第16	議案第19号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第20号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第21号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第22号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第23号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第24号	令和5年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決・討論 本会議・可決
日程第22	議案第25号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第26号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第27号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第28号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第29号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第30号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第31号	令和5年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	要望第1号	会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第30	要望第2号	「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第31	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承
日程第32	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承
日程第33	発議第1号	壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決
日程第34	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第6号に同じ)

出席議員（15名）

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。老岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案2件を受理しております。

ここで、白川市長より発言の申出があり、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

3月1日から行方が分からなくなっておりました椎名隼都さん（17歳）に関し、御報告を申し上げます。

一昨日3月20日、壱岐警察署から壱岐市消防本部へ、午前11時29分、原島の原島神社付近の海岸に男性が漂着しているとの通報があり、消防本部救急隊3名と消防隊2名、計5名が11時58分に現場に到着し、衣服などの確認を行い、現場を確保した後、壱岐警察署の到着を待ち、引継ぎを行いました。

昨日3月21日、警察とお父さんにより身元の確認が行われ、椎名隼都さんと判明いたしました。衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

また、捜索に携わられました警察、消防、消防団並びに有志の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

以上、御報告とさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1. 議案第3号～日程第30. 要望第2号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第3号から、日程第30、要望第2号まで30件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長、報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

令和5年3月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第3号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第4号壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案可決。

議案第5号壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第6号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第7号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案可決。

議案第8号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第9号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第10号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第12号壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第19号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第20号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第21号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第25号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第29号令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

以上です。

続きまして、令和5年3月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された要望は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。記。

受理番号、要望第1号。付託年月日、令和5年3月7日。件名、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、下記のとおり。

措置、なし。

委員会意見。

会計年度任用職員は、市政の様々な部門において行政サービスを展開し活躍している。市政運営においても大変重要な役割を担っており、本市でも報酬、休暇、福利厚生面も含め、労働環境整備に取り組んできているところである。

要望趣旨については十分認識し理解しているが、現状においては、国の法改正等の動向などを注視しながら、市の制度設計と運用について適切に対応し、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定を図ることが必要であり、議会としても引き続き執行部への働きかけを行っていく。

続いて、令和5年3月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された要望は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、要望第2号。付託年月日、令和5年3月7日。件名、「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、下記のとおり。措置、なし。

委員会意見。

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定については、議案の撤回について承認されたところであり、要望については不採択とするが、要望内容については真摯に受け止め、議会として子育て環境の充実を図るため、引き続き慎重な審議を行っていく。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 令和5年3月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第14号壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について、原案可決。

議案第15号壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第17号公有水面埋立について、原案可決。

議案第22号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第23号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第28号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第30号令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第31号令和5年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会意見。

議案第14号壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について。

受益者負担金が廃止となる旨の市民への説明及び周知を徹底し、今後も継続した下水道加入促進を図ること。

また、公共下水道加入時に納付された負担金の返還にあたっては、漁業集落排水と下水道使用料の統一を慎重かつ速やかに実施した上で行うこと。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中原正博予算特別委員長。

〔予算特別委員長（中原 正博君） 登壇〕

○予算特別委員長（中原 正博君） 令和5年3月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

予算特別委員会委員長中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第18号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）、審査の結果、原案可決。

議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算、審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中原 正博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第3号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから、議案第10号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの8件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号から議案第10号までの8件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第3号から議案第10号までの8件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市出産祝金支給条例の一部改正についてから、議案第15号壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正についてまでの4件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号から議案第15号までの4件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第12号から議案第15号までの4件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第17号公有水面埋立について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）について討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和4年度壱岐市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

認定こども園建設については、昨年6月で突然建設の発表、そして予算の提出から始まりました。それ以来、市政や市民の中で混乱が続き、そして今回の3月議会で補正予算が提出された後、また突然認定こども園の建設が取りやめとなり、予算の取下げという事態になりました。このような大失態は、市民の市政への信頼を大きく失うものにつながります。

社会福祉法人北串会は、壱岐の市民から度重なる批判や中傷等を受けた、そのために安全かつ継続的な工事ができないとし、また、開設後の安心・安定した保育事業が困難だとして撤退するとしています。自らの市民への、そして地元住民への説明不足を省みず、撤退の理由を市民のせいにするのは不当なものです。市民は建設予定地の危険性に不安を持ち、子どもたちにとって安全で安心できる施設建設を望み、声を上げてきたのです。その声に耳を貸すことなく、強引に建設を進めてきたのが北串会であります。反対の声が悪いと責任転嫁することは許されません。

一方で、市長、そして壱岐市は、市民の不安や疑問にきちんと応えることなく、民間がやることとあって、責任ある建設への取組を行ってきませんでした。保護者、市民の、壱岐の子どもた

ちに安心して通えるこども園の建設を求める声に、北串会も壱岐市も真摯に応えてこなかったことが、今日の混乱に至った大きな原因の一つだと考えます。市民は建設がなくなったことに安堵の思いをしているのが現実です。

今後、このような混乱を生むことのないよう、行政としてしっかり今回の事件を検証することを望みます。そして、市民の信頼を回復するために、市民の声をしっかり受け止め、保護者が安心して働き続けることができる壱岐市になるよう保育行政を進めていくことを求めて、反対討論といたします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 令和4年度壱岐市一般会計補正予算につきまして、反対の討論をいたします。

補正予算の一部について、3月31日付、専決補正予算で処理する旨、説明が委員会でしたが、私自らが不適切な事務があったと指摘をしておりますので、その立場を考え、反対といたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、議案第23号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）までの5件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号から議案第23号までの5件を一括採決いたします。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第19号から議案第23号までの5件は、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和5年度壱岐市一般会計予算に対する反対討論を行います。

今年度予算では、子ども・子育て支援策が充実したことで、子育てをする保護者の皆さんにとって評価できる予算にはなっております。出産祝金が第2子から3万円から10万円へ、第3子以降は10万円から20万円へ引き上げられました。出産・子育て応援事業として、妊娠時に5万円、出産時に5万円が支給されます。保育料が第2子以降、無料に、保育所の副食費が助成されます。幼稚園預かり保育料が無料になります。このように、子育て中の若い方の生活を支える施策が前進いたしました。歓迎するものであります。

しかし、年金生活をしている高齢者への支援の拡大がありません。入湯券や敬老祝金の復活を求めるものであります。

反対の1つ目は、財政難を理由に補助金の減額を進めていますが、一方で、無駄と思われる事業を整理し、効率的に進めるべき事業があるところであります。壱岐市SDGs未来都市推進事業や外部人材推進事業などです。今年、新たな事業として、エンゲージメント型共創推進事業や日本郵便株式会社から地域活性企業人の受入事業は、先々の事業計画が明確でなく、これまでの事業とまとめて整理して行うべき事業だと考えます。

2つ目は、Power-to-Gas実用化推進事業が問題です。始まって4年になるこの事業は、今年は6,486万5,000円の予算が投入されます。今年度も実証試験を続けるとしていきます。その後の計画は不明であります。巨額の予算の投入の一方で、フグの養殖事業への利用が進み、一企業の利益につながっています。壱岐市全体、市民の、地域経済の活性化につながる事業にすべきであります。

3つ目は、いきっこ留学生の支援の充実がないことであります。いきっこ留学生の悲しい事件が起きました。このようなことが二度と起きないようにするために、行政の支援の拡大が必要だと考えます。今年は、いきっこ留学生が大きく増えるのに、新たな支援策がないのは心配であります。万全の体制で受け入れることが受入側の責任であります。壱岐の子どもたちを大切にされ、いきっこ留学生も豊かに成長できる支援が必要であると考えます。

4つ目は、壱岐市の1次産業である農業、漁業の振興のために、未来を見据えた政策が乏しいことであります。今日の国際情勢の中で、世界の食糧難の危機を考えた食料政策を今から取るべきであります。壱岐で、この食料政策をしっかりと先取りする計画を持つべきであり、推進していくべきだと考えます。

5つ目は、議会費で300万円を超す公用車の購入の予算があることであります。議員の島内

視察や島外からの議員視察は頻繁に行われるものではなく、民間業者の車を利用した運行で十分であると考えます。財政難を理由に市民に補助金をカットする一方で、不要不急の公用車の購入は市民の理解を得られないものであると考えます。子どもだけではなく、高齢者も安心して暮らせる。一部企業がもうかるのではなく、農業、漁業も発展して安心して暮らせる。誰一人残さない壱岐にするために、政策の推進を求めて、反対討論とします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） それでは、議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

令和5年5月8日より、インフルエンザと同じ5類に移行されるようになり、コロナ禍の通常の生活を取り戻す時期が来ている。また、ウクライナ戦争の影響で物価高騰など、国の経済を取り巻く環境も変わってきております。

壱岐市は自主財源が少なく、収入の多くが地方交付税や国、県の支出金に依存しているのには間違いがないことと思います。10年延長になった離島振興法、また有人国境離島法など、離島に有利な補助金を多く取り入れていただき、また、ふるさと納税などにも力を入れられ、限られた財源の中で予算規模241億9,000万円、前年度比18億円、8%増と増加はしておりますが、効率的な予算になっていると考えます。

歳出において、壱岐市の基幹産業である農林水産業は、国の施策を積極的に取り入れていただき所得向上に努めていただきたい。

観光、商工も、脱コロナを見据えて、人の流れを壱岐市に呼び込み、活性化を図っていくことが必要です。

少子高齢化で、子育て支援についても、保育料、給食費、高校生までの医療費と手厚い保障はなされていること、SDGsの取組についても国が掲げる目標であり、壱岐市の小学生、中学生、高校生が取り組んでいるSDGsの活動発表、壱岐なみらい研究所活動報告など、壱岐市の職員が市役所を変え、壱岐市の未来を変えていくなど、将来的な視野に立って研究をしてあります。

ただ、SDGs未来都市に選定された本市としては、関係する企業、団体だけが活動していることにならないよう、いま一度、全市民の周知を高めるよう取り組んでいただきたい。

若者が壱岐市に定住するため、仕事をする場が必要不可欠である。県と連携し、企業誘致にも力を入れ取り組んでもらいたい。

移住、定住の促進を進めていただき、市民の安全・安心な生活、財産を守り、第3次壱岐市総合計画の政策を着実に実行していただき、壱岐市政の活性化と市民の福祉向上に努力していただきまして、この予算を着実に執行していただくよう期待をいたしまして、本予算の賛成討論とさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算から、議案第31号令和5年度壱岐市水道事業会計予算までの4件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号から議案第31号までの4件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第28号から議案第31号までの4件は原案のとおり可決されました。

次に、要望第1号会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択すべきものです。要望第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立少数です。よって、要望第1号は不採択とすることに決定いたしました。（「議長、もう一回はっきり言ってください」と呼ぶ者あり）もう一回言えち……（「不採択に賛成する人が立つんですか」と呼ぶ者あり）

今の、もう一回言います。委員長報告は不採択すべきものです。要望第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立少数です。

いいですか。不採択とすることに決定いたしました。

次に、要望第2号「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択すべきものです。
要望第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立少数です。よって、要望第2号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第3 1. 諮問第1号～日程第3 2. 諮問第2号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第3 1、諮問第1号及び日程第3 2、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣より委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、郷ノ浦町東触の人権擁護委員大浦五九子氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

諮問第2号につきましては、郷ノ浦町坪触の人権擁護委員牧本行秀氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、諮問第1号及び諮問第2号の2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、

委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、諮問第1号及び諮問第2号の2件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号及び諮問第2号の2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。諮問第1号及び諮問第2号については、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、諮問第1号及び諮問第2号については了承することに決定いたしました。

日程第33. 発議第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第33、発議第1号壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。15番、土谷議員。

〔提出議員（土谷 勇二君） 登壇〕

○議員（15番 土谷 勇二君） 発議第1号壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本日の提出でございます。壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

提出者、壱岐市議会議員、土谷勇二。賛成者、壱岐市議会議員、市山繁、赤木貴尚。

壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会における個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

それでは、条例制定の内容について御説明をいたします。

「個人情報の保護」と「データ流通」の両立・強化や国際的制度調和を目的に、個人情報に関

する関係法令が「個人情報の保護に関する法律」に一本化され、これまで地方公共団体等がそれぞれの条例で独自に規定していた個人情報保護制度について、改正法による共通ルールが直接適用されることとなります。

しかしながら、議会については改正法や施行条例の適用対象外であるため、議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定し、個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定めております。

第1章（第1条から第3条）において、「総則」を定めております。

第1条では、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的と定めております。

第2章（第4条から第16条）において、「個人情報等の取扱い」について定めております。

第7条では、個人情報の適正な取得について、「議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」ことを定め、第9条では、「保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」ことを定めております。

第4章（第18条から第46条）において、「保有個人情報の開示、訂正、利用停止及び審査請求」について定めております。

第20条では、「保有個人情報の開示義務」について定めております。

第25条では、「開示決定等の期限」を開示請求があった日から15日以内と定めております。

この期限につきましては、壱岐市と壱岐市議会における個人情報保護が基本的に同一の制度となるように、先ほど可決されました「壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例」における開示決定等の期限との整合性を図り、15日以内としております。

第6章（第53条から第57条）において、罰則を定めております。

この罰則につきましては、地方自治法第14条第3項に基づいて、条例中に罰則の規定を設けることができるとなっておりますが、事前に地方検察庁との協議を行うことが必要であることから、本条例の罰則につきましても、長崎地方検察庁への事前協議を行っております。

附則としまして、この条例の施行日を令和5年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、各議員におかれましては、本条例の目的達成のため、御賛同を頂きますようよろしくお願いをいたします。

〔提出議員（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第34. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第34、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信しております関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはタブレットに配信のとおり決定いたしました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りをいたします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで、白川市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和5年壱岐市議会定例会3月会議の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、3月2日から本日まで21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、

慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

本3月会議においては慎重審議を賜り、全議案可決いただいたところであり、令和5年度の一般会計の当初予算規模は241億9,000万円、対前年度比18億円、8%増であります。

新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻等に起因する原油価格、物価高騰など、本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。施政方針において申し述べました喫緊の課題であります少子化対策をはじめ、市政振興に資する各種施策について迅速かつ適正な予算執行を図り、市民皆様の暮らしの向上につなげてまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本市で初めて感染者が確認されてから3年が経過いたしました。その間、長きにわたり、市民皆様並びに事業者の皆様方には感染防止対策の徹底に御協力を頂いているところであります。医療現場の最前線で御対応いただいております医療従事者の皆様の御尽力に対し、改めて心から敬意と感謝を申し上げます。

本市における感染者数は、県の発表によりますと、今年に入り、1月2日から1月8日の週が一番多く286人でありましたが、直近の1週間におきましては17人と落ち着きを見せております。

また、今月13日からマスクの着用が個人の判断に委ねられたところであり、5月8日からは感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に引き下げられ、コロナとの向き合い方について大きな転換点を迎えることとなります。

今後、コロナと共存した社会経済活動の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいります。5類変更後もコロナの存在自体がなくなるわけではありませんので、市民皆様におかれましては、引き続き感染防止対策を継続していただきますようお願いいたします。

さて、3月に入り、全国的に気温が平年より高い状態が続いていることから、桜の開花、満開とも、平年より早くなる見込みとなっており、東京では統計開始以来、最も早い3月14日に、また、長崎県では平年より2日早い昨日3月21日に桜の開花が発表されました。本市においても各地で桜が徐々に咲き始め、躍動の春を迎えており、4月からはいよいよ令和5年度がスタートいたします。壱岐市の振興発展に寄与するべく、これまで取り組んできた各施策をさらに加速させ、市民皆様にお約束した「全ての産業振興に全力、壱岐の未来へ必死」をスローガンとして、壱岐市の市政の主役は市民皆様であることを常に念頭に置き、市政運営に邁進してまいります。

結びに、本3月会議において賜りました御意見等を十分尊重し、将来にわたって持続可能な行財政運営に努めてまいりますので、今後とも議員各位、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しての御挨拶といたします。ありがとうございました。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年老岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前10時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 市山 繁

署名議員 土谷 勇二

議 員 派 遣 に つ い て

令和5年3月22日

老岐市議会議長 豊坂 敏文

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県病院企業団議会令和5年第1回定例会

- (1) 目 的 第1回定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和5年3月27日～28日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 清水 修、市山 繁